

平成28年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成28年6月24日（金）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	松 野 貴 志	2 番	今 木 啓一郎
3 番	北 倉 利 治	4 番	鳥 居 佳 史
5 番	小 川 理	6 番	杉 原 克 巳
7 番	若 園 正 博	8 番	森 治 久
9 番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	藤 井 忠 直
企 画 部 長	広 瀬 充 利	総 務 部 長	梶 浦 要
市 民 部 長	伊 藤 弘 美	福 祉 部 長	森 和 之
都市整備部長	鹿 野 政 和	環境水道部長	広 瀬 進 一
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書	記	日比野 丸利子
書 記	熊崎 響			

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、早朝より傍聴にお出かけの皆様方、早朝より御苦労さまでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

2 件報告します。

1 件目は、お手元に配付しましたとおり、6 月 24 日に市長より、瑞穂市教育委員会の委員の任命についての追加議案を提出されました。

2 件目は、お手元に配付しましたとおり、6 月 23 日、小川理君から、発議第 4 号「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書が提出されました。

これら 2 件について、後日、議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10 番（若井千尋君） 発言の訂正の許可を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君から発言の訂正の申し出がありましたので、説明を求めます。

10 番 若井千尋君。

○10 番（若井千尋君） おはようございます。

議席番号 10 番、公明党の若井千尋でございます。

藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

私、きのうの一般質問の際に食品ロス削減についての質問をさせていただきました。その際に、ワンガリ・マータイ博士、ノーベル平和賞を受けられた方ですけれども、[※]この方の出身国を「南アフリカ」と発言しましたが、「ケニア」であったことを訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ただいま若井千尋君から 6 月 23 日の会議における発言について、会議規則第 65 条の規定によりまして訂正したいとの申し出がありましたので、許可をします。

日程第 2 一般質問

※ 訂正発言

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

15番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

棚橋市長におかれましては、6月1日から2年目を迎え、ますます瑞穂市の発展のために御尽力をいただいておりますところでございますが、今回の一般質問は、瑞穂市総合戦略及び熊本地震を受けて防災対策、公共施設の整備について、さらには継続的に御検討いただいておりますみずほバスの路線の見直し、中山道美江寺宿・小簾紅園の整備に関する質問をいたします。

これより質問席より具体的に質問させていただきます。

総合戦略事業にはK P I という目標値を定めた後、繰り返すことで継続事業と廃止事業なんかを検証し、改善を図っていくものと理解しております。

質問の1としまして、平成27年度地方創生先行型事業、上乗せ交付金事業の成果をどのように検証し、平成28年度事業に掲げたのか。また、その結果、全体的評価をどのように捉えているのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） おはようございます。

ただいまの若園五朗議員のまち・ひと・しごと総合戦略についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、瑞穂市の平成27年度事業である地方創生先行型（基礎交付）事業では12事業があり、また交付額3,005万5,000円で行い、また上乗せ交付金事業につきましては、タイプⅠのボウリング場を活用した活性化拠点創出協働運営事業、またタイプⅡでは空き家利活用推進事業を、合わせまして4,500万円で行いました。

それぞれの事業にはK P I という目標数値を設定しており、そのK P I の達成に向けて努力するものでございます。平成27年度に実施した事業は、初年度ということもあり、平成28年度事業の選別は、27年度事業実施中であったため、実績予測をもとに実施すべき事業を選別しております。

今後の全体的な効果検証につきましては、総合戦略の期間及び目標数値が5年後の平成31年度となっておりますが、毎年度、進行管理を行ってまいります。

本年度、瑞穂市総合計画等評価審議会を発足し、総合計画の重点施策や、あるいは総合戦略の事業につきまして、K P I 達成に有効であったとか、評価をいただき、また各施策の追加、

見直し、継続、あるいは修正などの今後の方針を決定していきたいと考えております。

その評価をいただく審議会につきましては、産官学金労言といった分野の委員を核に、公募委員を含め、幅の広い分野の方に御参加いただき、評価を行っていただく予定であります。

なお、公募については来月以降に行う予定であります。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 平成27年度に申請する地方創生推進交付金事業計画（新型交付金）に係る具体的なソフト事業は、それぞれどんな施策であるか、お伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 27年度の事業につきましては12事業あるということでございますが、その一部でございますが、若年層への結婚への意識啓発事業、また移住定住情報提供事業、ICTを活用したグローバル人材育成事業、介護人材育成促進事業、ICT活用の情報ネットワーク構築事業、地域資源を活用した観光振興事業、また消防団員確保事業、潜在保育士就業促進事業、創業支援事業、妊娠に向けた支援事業などがございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 関連質問ですけれども、平成27年度の地方創生先行型上乗せ事業でございますけれども、瑞穂市の地域ブランドを構築するための調査事業を行ったはずですが、どのような取り組みをされたのか、今後、さらに取り組んでいくのか、お伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 瑞穂市の地域ブランドを構築するための事業ということでございますが、瑞穂市の地域ブランド戦略ということで、「ちょっと気になるまち 岐阜みずほ」というコンセプトのもとで、ボウリング、そして富有柿の柿、そして中山道という、この3つの大きな戦略テーマをブランドづくりとしまして、朝日大学等と連携しながらブランド化していくというビジョンを立てたところでございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 平成28年度の総合戦略の財源については、個別の補助、あるいは補助金交付申請をすると思うんですけれども、その財源ですけれども、それをした場合、交付税に算入されるか、その辺はどのような対応をされているか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの地方交付税算入については、まだ未定でございますので、よろしくお伺いいたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 北方町では地域再生計画を計画しまして、9月に申請予定と聞いております。地域再生計画は、パブリックコメントの期間や議会の承認のスケジュールを考えると、現時点でもいろいろと瑞穂市の施策について、まだ具体的には進んでいないというような考えと受けとめるんですが、今後、今言っている地方再生計画、瑞穂市の総合戦略の中で積み上げて、やっぱりそういう市町のハード事業を今後取り入れながら地方創生事業に取り入れていただきたいと思います。

まち・ひと・しごと地方創生事業交付金は、平成27年度地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型事業、さらに平成27年度から28年度に繰り越しし、また地方創生加速金にソフト事業を申請するところでございますけれども、瑞穂市の総合戦略は、人口の将来展望として、平成52年度の将来人口5万5,000人を確保するための施策でございます。人口展望の実現に向けた基本的な方針が実現するよう望んでいるところでございます。

続きまして、熊本地震を受けて、本市に係る防災対策、公共施設の整備について。

熊本地震は、震度7が同じ場所を2回襲うという観測史上初の大地震と言われております。阪神・淡路大震災後から建物の耐震化が問題となり、耐震基準が設けられてきました。これら過去の災害から学ぶべき教訓や課題について、瑞穂市においてもやるべき防災対策が幾つかあると考えられます。

万が一、震災が発生した場合、避難場所の設定や管理について早急に対応しなければなりません。その中で、避難者の受け入れ態勢、高齢者、子供など弱者に対する対応、女性のプライバシー等の保護、さらには避難生活が長引いた場合の精神科医、また心理カウンセラー等の専門家の派遣など、避難所を設定する上で配慮すべき項目があると思います。避難所を開設、設定する際、具体的にどのような点に配慮して行うべきと考えておられるか。また、その中で備蓄食料品の増加についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

熊本地震を受けて災害の対策ということで、特に備蓄品のことでございますが、まず備蓄品の増加という点につきましては、現在は瑞穂市地域防災計画に米等の品目を上げて、市内各所に分散して備蓄を行っており、その数量は、5年保存のアルファ米で想定避難所収容人数1万9,640人の1食分、2年保存の栄養補助食品、児童・生徒の一時避難想定数1万560人の2食分などとなっています。

そこで、今回の熊本地震を教訓としての対策ですが、初動での避難先への食料供給がスムー

ズにいかなかったとの話を聞いておりますので、備蓄品の増加とともに、配付の方法について実践的に見直したいと考えています。

続いて、携帯電話ですが、市有の携帯電話につきましては、契約会社と協議し、早々災害にもつながりやすい回線を確保いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市内には避難場所として公共施設が指定されております。非常に市街地から離れた地域にも避難場所、例えば豊住園などを避難場所として指定、確保すべきでないかと考えます。市民からは、中心市街地から離れた公共施設の避難場所の確保は強い要望がございます。必要があれば避難場所をふやすべきと考えますが、どのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、指定避難所といたしまして、市内の小・中学校、保育所、朝日大学、その他公共施設を合わせて26カ所指定しており、収容人数は、先ほど申し上げましたとおり、1万9,640人となっています。

今後の避難所確保の対策として、避難所となる公共施設がふえることは考えにくいため、民間施設と防災協定を締結し、災害時には避難所として利用することが考えられます。現時点でも防災協定を締結している民間施設が実際にございます。市内で避難所となりそうな民間施設があれば、災害時の避難所利用への協力について施設管理者に打診し、防災協定を締結し、避難所を確保するというものです。こうしたことを踏まえ、身近なところに避難所を設けることは意義あることと存じます。

しかしながら、熊本地震の際にもあったように、建築物については常に耐震性の問題があり、それを見きわめた上での避難所としての指定が必要と考えます。民間施設については、避難所としての基準や施設の管理者の御理解を得ながら協定を締結して運用していきたいと考えています。

また、広域避難という考え方もあります。災害の規模、被災者の避難状況等により市のみの対応では不可能と判断した場合は、県への要請や、当該市町村に対し、直接協議することにより避難の受け入れを求めることができます。平成28年2月に岐阜圏域の9市町と「岐阜圏域における越境避難に関する協定」を締結し、風水害において他市町への避難を可能としています。

以上、答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今回、この瑞穂市の地震ハザードマップをちょっと見させてもらったところ、やっぱり中心市街地、公共施設でございまして、例えば本田北部地域、あるいは今言っている祖父江地区等、まだ避難箇所が指定されていないところがありますので、例えば豊住園、あるいは瑞穂市水防センター等、そしてある程度、避難場所も今以上に会社等と避難場所の指定というか、そこら辺も見直していただいて、身近に避難場所の開設場所、あるいは一時避難場所も、今後、逐次指定をお願いするところがございます。

災害時には、行政の責任や役割は大変大きいものがございます。しかし、行政の対応にも限界があるため、市民、自治会、あるいは企業、ボランティア等の協力が必要とされておりますけれども、日ごろから住民が自主防災を高め、みずからが命と生活を守るよう自助努力していることだと思いますけれども、自主防災意識を高めるために、どのような行政としては市民に働きかけているか、お伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 市民や自治会が自主防災意識を高めてもらうための方策という点でございますが、これにつきましては、現在、各自治会単位での自主防災組織の組織化を進めており、約7割の自治会で組織ができ上がってきました。

また、各校区でお願いしている避難所開設訓練についても、ことしは3年目を迎え、従来とは違ったやり方でやってみようという校区も出てまいりました。

生津小校区では、避難所運営協議会を立ち上げ、小学校の施設の利用方法、避難所運営のルールの策定、訓練方法、協力団体の依頼など、協議会みずからが話し合い、より実践的な訓練が行われるように計画されてみえます。

このように、今後は訓練のバリエーションも変えながら、さまざまな想定に備え、地域に実践的な訓練を行っていただくよう案内をしてまいりたいと考えています。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市の指定場所には避難場所の表示がありますが、非常に看板が小さいために不特定多数の方がわかるためにも、ぜひとも看板を大きく設置をお願いしたいというところがございます。今後、設置する考えはどのようにあるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 指定避難所の案内看板におきましては、各施設のところに看板は設置してございますけれども、議員御指摘のとおり、小さいといった御指摘も聞いております。そういった点を踏まえ、今後は施設の看板等について、特に人口が増加している本市でございますので、移住された方もわかるような形を今後考えていきたいと考えています。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今、災害ではないですけども、非常に集中豪雨が、昨日も瑞穂市内に発生しておるんですけども、非常に水深、要するに床上とはいきませんですけども、道路が冠水するというような、朝6時ごろ電話がかかったんですね。やっぱり今後も自治会等を通じて浸水しない形で、梅雨等のこういう時期には周知徹底をお願いし、地震とは関係ないですけども、少しでも道路が冠水しないような、お互いに、自治会の仕事ですけども、そこら辺を踏まえて行政指導をお願いしたいところでございます。

続きまして、指定緊急避難場所の一つとして市民センターがございます。災害時の緊急道路としても、この市民センターにつながる道路、橋本地内の中川橋は、現在1車線でございまして、非常に橋の上での対向が難しゅうございます。そうした中に、この中川橋から市民センターにかけてのSカーブになっている、この交通の便が悪い状況でございますので、緊急の場合の中川橋の改良整備、ぜひともお願いするところでございますけれども、都市整備部長に答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市民センターの西側、中川にかかります橋は、有効幅員が4.5メートルの車道橋となっておりまして、約2.5メートルの間をあけて北側に歩道橋が併設されております。これは昭和39年にかけられました橋でございまして、それ以来、50年以上が経過しております。

中央自動車道の笹子トンネルの天井板落下というような事故がございました。これを契機に、日本全国の高度成長期につくられましたインフラが老朽化しているというようなところを理由となりまして、市でも予防保全的修繕を行うことで長寿命化を図るということを目的に、平成24年12月に作成しました橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、この橋を平成25年度に国の補助事業として上部工の補修工事を実施しております。

車道橋と歩道橋との間をつないで2車線を確保することについてですが、橋台等の基礎構造等にも影響を与え、施工につきましても仮設工法がとれないことから、非常に拡幅は難しいなあというふうには考えております。

車道橋の南側への拡幅、またはかけかえによる2車線化につきましては、前後の道路との取りつけもありますので、これも非常に難しいなあというところを今感じておるところでございます。

防災という面と違う観点で申し上げますと、この橋を含めて前後の取りつけ道路というのは、特に朝の通勤時には県道の信号による東向きが渋滞いたしまして、西向きの車両も橋の手前で停車せざるを得ないような状況でございます。

当面の渋滞対策として、例えば午前7時から8時までの間を時間規制するという方法も考え

られますので、それは交通量も含めまして今後調査を行って、対策を検討していきたいというふうに考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 平成27年12月議会でも庄田議員がこの質問をしているところで答弁もございましたんですが、私もけさ実際にはかってきまして、今言っている道路幅員が4.5メートル、その歩道とのすき間は2.5メートルあります。確かに平成25年、長寿命化の国の工事でやったんですけれども、その空間を利用して、今の橋をなぶらずに、今言っているこの空間を利用した7.5メートルをうまくすれば、大型が通るんじゃないですから、普通車が通行できるような形の見直しをしてほしい。それは市の職員も交通事故をやっていますし、皆さん、誰でも今あそこは不便だということを感じていますので、今のそのできないできないじゃなくて、どうしたらできるかということを質問しておるので、そこらをしっかり今後調査をするということを書いてもらわないと、これは市民の皆さんの代表として僕は聞いているんです。議員という立場の表現もあるんですけれども、そういう市民の皆さんが非常に困っていますので、副市長、実際、今私が話したことについて、今言っている長寿命化の道路の分はどうでもいいんですけれども、その空間を使った2車線の調査設計をする、検討をするということの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、橋梁の関係でございます。車道と歩道橋ということで2つに分かれておりますので、我々は専門家ではありませんので単純にはいかんと思いますので、よくよくそのあたりを、何かほかに方法がないのかも含めて検討をしたいと思います。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今、副市長が言われた、ほかの方法はないかということでございますので、今言っている車道と歩道との空間を実際にどうしたらできるか。確かに時間規制とかというのはわかりますけれども、実際、朝の8時前でも非常に交通が混雑して待機してみえる方で、あれも学生の皆さんが非常に交通事故が発生する状況でございますので、その辺をしっかりと技術担当者と詰めていただきまして、前向きな検討をお願いするところでございます。

災害時の緊急避難道路としまして、県道巢南・大野線、犀川にかかる橋、トミダヤ巢南店の東の美江寺橋でございますけれども、昨日も森議員からもありましたんですが、私も選挙前に、あの地域の方の高齢者の意見としては、議員さん、この辺は非常に不便を感じていると。トミダヤへ行けないということでございます。昨日も東海環状のアクセス道路の主要地方道の500メートル北側を優先するという県の予算順位でございますけれども、現場を見てくれば、本当

に橋もさびているし、林石油からトミダヤへ行くまで、高齢者のおばあちゃん、おじいちゃんが歩行困難だと行けないということで非常に困ってみえます。そういうことも含めまして早急に、県の事業でありますけれども、藤井企画監等を含めて、とにかくその地域の方の利便性を考えまして、さらなる県のほうへ要望し、県会議員さん等を含めましてお願いしてほしいところでございます。

続きまして、地震での空き家対策でございますけれども、地震で空き家が倒壊すると非常に危険でございます。今後も空き家が増加する傾向でございますけれども、空き家の利活用、あるいは空き家を抑制していくべきだと考えております。今年度は空き家対策計画についての具体的な計画はどのように進められているか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 市では、平成27年5月に全面施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定にあります空家等対策計画を今年度策定することとしております。

昨年度に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業ということで、空き家等の調査もしております。これらの調査の結果に基づきまして、今年度は空き家候補と言われるような、約1,200軒の所有者に対してその意向調査を行い、またさらに、そのうち特定空き家と呼ばれるような60軒につきましては、詳細の調査を行いたいというふうに考えております。

この調査結果をもとに、庁内関係部局による連絡会議や関係機関を交えた空家等対策協議会に諮って、空家等対策計画を策定する予定でおります。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今、部長のほうから具体的に空家等対策協議会の組織の中でいろいろと決めていくと言われましたんですけれども、具体的に部長の今の考えの中で、今、空き家が緊急に倒れる部分と、空き家であいているという1,200戸があるということですので、非常にどの地域でも、今、空き家に困っている地域の方々でございますけれども、例えば不動産業者、あるいは金融機関との、要するに行政が仲介役になってもっと推進する方法はないか、そこら辺はどのように考えてみえるか、お願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まず、市内の状況を説明させていただきますと、法律のほうはちょっとおくれてできてきたというような状況で、今、任意に市のほうでは4軒がもう倒壊すると、付近の生活環境に非常に被害をこうむる可能性があるということで、4軒を対応しているような状況でございます。これは、昨年12月の産業建設委員会のほうでも少しお話しさせていただきました。

この計画をどう生かしていくかという話は、先ほど申し上げましたように、空家等対策協議会の中で不動産関係者とか、そういうところも協議会の会員としてお入りいただいて、その利活用のほうも、やはりそちらのお力をかりて、貸すほう、また借りるほう、そういう有効にできるような手だてをその中で図っていきたいというふうに考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今、どの地域でも空き家があり、要するに相続の方も見えないというふうで、もうお住まいにならないというところも現状であるところでございます。

その中でいろんな地元の人と話している中で、どうしたらそれを壊せるか、そしてどのような形にしたら、市の代執行といいますか、かわりに執行して取り壊し費用の請求ができるかということを含めて、結構今地域で話題になっていますので、しっかりそういう特定空き家等の、今60戸というのを聞いていますので、さらなる空家等対策協議会においてしっかりそこら辺を協議していただきまして、この地域の安心・安全なまちづくりのため、そして地域の方が安心して住めるような行政運営をお願いしたいと思っております。

続きまして、みずほバスについてでございますけれども、小川議員の昨日の質問と重なるところがございますけれども、まずは御了承を得ましてお願いしたいところでございます。

現在のみずほバスは、ダイヤを改正いたしまして、ことしで3年目になります。瑞穂市の第2次総合計画の実施計画によりますと、平成28年度には地域公共交通会議を開催する予定となっております。みずほバスのさらなる利便性を高めるために、アンケート調査、あるいは住民ニーズの調査、みずほバスの見直しを考えていきたいとする答弁がございました。来年度の運用改善に向けて、現在のバス利用者数の傾向、あるいは穂積駅の乗降客の利用状況、さらには今後も人口が増加すると予想されている中で、人口増加に対する路線の変更は予定しているのか。再度、きのうの質問と重なることがあるかと思いますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在のみずほバスの体系は、平成25年4月の路線再編から始まり、4年目に入りました。この間、1便当たりの利用者数は、再編成前の22年から24年度に3年連続して減少したことに対し、25年から27年度は3年連続で増加しています。このことから、みずほバスは市民の足として順調に定着していると考えます。この傾向が続くように、今後もホームページ等を通じてみずほバスに関する情報を積極的に発信していこうと考えています。

市が行っている利用客調査からは、平日のみずほバスの利用客の七、八割が穂積駅バス停、または穂積駅西口を利用していることや、朝の運行便で立ち乗り客が多数いることが判明しています。つまり、みずほバスは、通勤・通学で穂積駅を利用の方が主な利用客であることがわかります。

市内の人口がふえれば、その分バスの利用に対する需要が高まると思われます。先ほど申し上げましたとおり、みずほバスの利用者の中には穂積駅の利用者が多いことから、特に穂積駅へのアクセスのよさが求められてくるでしょう。このようなことから、状況に対応できるよう、駅前の開発に合わせて、駅を利用して市外や県外へ通勤・通学する方の利便性の向上及び鉄道とバスを結ぶ圏域の交通結節点としての機能強化などについて検討していきます。

今年度は周辺市町と合同で公共交通に関する調査を行う予定で、具体的な路線体系については、その調査結果をもとに検討していきたいと考えています。

みずほバスの現状にかかっている経費でございますが、3路線を運行していますが、1路線当たり1,220万円の委託料となっており、3路線で3,660万円の委託料であります。3台のバスと3名の運転手で最大で運行できる1路線9及び10便であり、路線数、運行便がふえれば、当然大幅な委託料が必要となってきます。調査結果を踏まえ、利便性の向上とかかる経費を慎重に検討し、公共交通会議で協議いたしたいと考えています。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 費用がたくさんかかるということでございますけれども、路線バスの運行を見ていると、非常に空白地域がございますので、その地域をいかに埋めるかということにつきまして、他の市町ではタクシーチケット、あるいはデマンドバスや、75歳以上の運転免許証を持たない人にタクシーチケット等を配付しているような市町もございます。瑞穂市も、そういうバスの運行状況の利用率も、確かに上がっているということでございますけれども、高齢者の買い物、あるいは病院等のみずほバスの運用についても、今後、別の方法でもしっかりと対応していただきたいと思います。

例えば、デマンドバス、あるいはタクシーチケットについては福祉部の担当になっておりますけれども、これ以上のバスの見直し、あるいは今後検討していく中で、さらなるみずほバス、あるいは高齢者のバスを運行する中で難しければ、別の施策として、今後、十分安心・安全なまちづくりのために、よろしく願いたいところでございます。

続きまして、中山道でございますけれども、今年度、観光振興計画を策定する委託料が計上されておりますけれども、美江寺宿跡から呂久の小簾紅園までの整備構想について、具体的にどのような整備構想に盛り込んでいるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 中山道美江寺宿のPRにつきましては、昨年度と同様に、ことしも5月15日に美江寺宿場まつりが行われまして、その事業に対しましても市から補助金を支出し、援助しておるところでございます。この事業につきましては、引き続き援助を行っていく予定で、美江寺宿場まつり実行委員会の方にも、来年度にはまた違ったイベントを企画し、

新たな集客が見込めるようお願いしたところでございます。

中山道は市にとりまして大きな文化的財産でもありますし、市内の中山道全線のハードからソフトに至るまでの現在ある史跡、お祭り、観光資源を取りまとめ、美江寺宿への知名度アップのため、宿場の趣やイメージアップにつながるイベント等の検討を、今回策定いたします中山道のグランドデザインとなるような構想計画案の中にもそれらを活用し、連携させていけるように取り入れていきたいと考えております。

また、今年度は、引き続き中山道の県内の統一デザイン看板設置の増設工事を予定しております。この統一看板につきましては、現在地と河渡宿、美江寺宿、赤坂宿までの距離を表示しているものや、この道が中山道であるという表示の看板を設置したもので、今年度中に3カ所設置する予定であります。

ただし、ハード面の整備につきましては、設置費のみならず、今後の維持管理費や必要性を考慮していくことが重要と考えておりますので、今後、そのグランドデザインとなる構想計画案を策定した上で具体的整備に着手していきたいというふうに考えております。

今年度も、呂久の和宮遺跡保存会の方が「中山道ぎふ17宿歩き旅2016」の散策プログラムを岐阜県が主催する日本イベント企画にエントリーしていただきました。この企画自体は、呂久地内の主に小簾紅園を中心とした企画となっています。このことから、議員がおっしゃられますように、呂久地区の方が中山道や小簾紅園に対して愛着を持ち、活動されていることがわかりますので、活動を支援するという意味におきましても看板の設置が必要と考えております。

また、中山道をウォーキングする上でわかりづらい部分が巢南庁舎から揖斐川を渡るまでのコースになるかと思いますが、特に揖斐川を渡るには鷺田橋を通る必要がありますので、一時的にコースを外れるといったことがありますので、ウォーキング用に案内看板を設置したいというふうに考えております。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今後どのように取り組むかについて一応説明があったんですけども、私の……。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ちょっと補足したいことがございますので。

特に昨年度、岐阜県17宿中山道のめぐりをやっていただきましてから、かなり前向きにこういった行事ができるような雰囲気になってまいりましたので、ちょっとその一部を御紹介申し上げます。

まず、その段階で申し上げますと、和宮様が御降嫁なされた今から154年前、これが中山道の中では非常に大きな行事だったと思います。やはり何万人という行列が、將軍家へ嫁ぐとい

うことで、朝廷のほうからお嫁ぎになったわけですが、まさに今から154年前、この行列は1万人とも2万人とも言われております。特に赤坂宿におきましては、京都に模してつくり直すということで、しっかりと和宮様を東まで送るために、私たちの赤坂宿はきれいなきれいな京都、小京都につくり直そうということでつくり直された赤坂宿を通られまして、そして、まさに私たちの瑞穂の中で呂久の渡しに入られたときには、大きな大きなホームシックにかかれたわけだと思います。私、本人じゃございませんので。ただ、そのときに、わずか16歳、今でいうと高校1年生でございます。その16歳のお姫様が赤坂の宿でホームシックにかかって、そこではたと思って、私は何のために東へ行くのかというところで、本当にその時代、安政の大獄、そしてペリーの来航、日本が本当に動きに動いた時期でございます。まさに將軍家も本当に天皇家に対して助けを求めなかったら、もう日本はまとめられないという状態の中で、結局、嫁ぎに行かれたのが和宮様だと思います。

はたと、やはりそこで和宮様は、呂久の渡しで1首、歌を歌われました。県内では3つの歌を歌っておられます。もちろん、県内のみならず、全部ずうっと、中山道の中でも岐阜県の中で歌われた3つの歌だけが、多分その歌われた数じゃないかなと言われておるぐらい、やはり最初は呂久の渡しです。その中で歌われている中身、これはまさに自分自身の決意を語っておられます。そういった、非常に日本が大きく大きく動く中で自分自身の決意、有栖川宮さんの御婚儀をお断りして、長い間のいいなづけを解約して嫁ぐわけでございます。その中にあって、安政の大獄、そしてペリーの来航という大変な時代の中を、国を治めるために動かれたという、そういった16歳の和宮様、また16歳の和宮様の決意、こういったものをこれからの中山道のテーマの中に組み込んでいきたいなということで、中山道の観光開発をやっていきたいなということをおっしゃいますし、なおかつ、このことにつきましては、大垣の市長さんも結構前向きに考えていただいておりますので、大垣の市長さんにもせんだってこのことも申し上げましたら、私も力をかすよということで御了解を頂戴しております。

そのついでと申しましてあれですが、今度ウオーキングコースとか、そういったことも大垣の市長さんともお話をしまして、大垣のほうは社会人の駅伝、松野明美さんが中心でよく頑張った駅伝がなくなりましてから大垣市も何ともならないということで、それで、自転車の「ツール・ド・西美濃」というのを設けられました。そして、今度はこの秋から西濃マラソン、大垣マラソンをやられます。これは2市6町でやられますが、この中にありましても、何とか3市6町でお願いできませんかと私のほうから申し出をしましたら、コースとしては当然一部通りますが、ただ3市6町というところまで広げるにはちょっと時間がかかりますよということでございますが、その中にありましても、やはり中山道、それと小簾紅園のことにつきましては、このコースの中にもこれから考えながらいきたいと。ただし、今現在は明快な答えは出せませんということで、明快な答えにはなっておりませんが、いずれかは考えていただけそうな

形はあると思います。

といいますのは、今、私たちの呂久の地域は、下水、そして上水、この２つにおきまして神戸町さんと提携しながらやっております。また、そうでなければやれない状況でございますので、そんなところから、２市６町の中の１町とは深いつき合いもございますので、それをさらに発展させていろんな行事ができたらなということで、中山道も売り込んでいきたい、なおかつ小簾紅園も売り込んでいきたいと思っております。

時間が限られておりますので、この程度の説明にさせていただきますが、また新しいアイデアがございましたら、大垣のほうも乗り気でございますので、ぜひともまたおっしゃっていただければありがたいと思います。ただ、大垣のほうにつきましては、もうしばらく時間がかかろうと思います。そのことだけは御承知おきくださいませ。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 市長から、すごく和宮、小簾紅園についての熱意が伝わってきたんですけれども、私も今言っている中山道美江寺宿についての提案をしていきたいと思います。先ほど言いましたように、観光振興計画がことし策定、委託料がかかりますので、私の思いも少し話させていただきます。

美江寺宿の周辺、あるいは小簾紅園の観光資源の開発ですけれども、高山市の朝市、あるいは滋賀県の長浜の黒壁スクエアなどが地域の農産物、特産物を販売しているところでございますので、そういう場所の提供や新設、そして美江寺宿、あるいは呂久の和宮の周辺にも市内外から皆さんが集まるような形の今回の観光振興計画をつくってもらいたいところでございます。

美江寺宿のところには犀川がございますので、あれもとにかく県の事業である犀川親水公園もそういうものに指定して、他の市町でやっているような芝生、あるいは水辺で遊べるような形の親水公園もこの基本計画の中に入れてもらって、瑞穂市へ来たら、こういう中山道、美江寺宿、和宮とPRできるような、これからどんどん施策の内容を詰めてお願いしていきたいところでございます。

小簾紅園の中には休憩場所がございますけれども、その利活用も、例えばあそこで交流カフェとか、あるいは地域のおばあちゃん、おじいちゃん、あるいはそこで交流する。あるいは、そういう場を設ければ、要するに高齢者の方がそこで観光客、あるいは自由に会話できる場所があるんです。その行政の手を加えることによって、小簾紅園のあの休憩場所が活かされると思うんですね。ぜひあそこの休憩場所を、看護師や、あるいは社会福祉士やケアマネジャーで地域の高齢者を呼んで、そういう勉強会、コーヒーを飲む機会を設けて、いろいろと交流して深めていただきたいと思います。

最後に、副市長にお尋ねしたいんですけれども、呂久地区に関連したことですが、以前は呂

久地区に投票所がございました。そうした中で、今度朝日大学も一日期日前投票を行うという
ようなこととございますので、呂久地区へ行くと、投票所が非常に困った、いつもどうしたん
やと、こういうふうにな。何で南へ投票所を持っていったという、すごくいつもお叱りを受け
るんですけれども、平日でもよろしいので、あの地域の方々の御意見をお伺いして、選挙人名
簿、電話で連絡すれば、必ず期日前投票もできると思うんですね。それは、やっぱりそういう
地域の高齢者の気持ちを行政に生かしていただきたいと思うんですね。その辺、確かに総務の
選管の書記長は平塚課長ですけれども、そこらを含めて、今後、前向きな形で、投票率を伸ば
す意味でもどのように考えてみえるか、副市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 突然の御質問でございますけれども、まず今回、確かに朝日大学では、
18歳に年齢が下がったということで、それを主に実施しております。実を言いますと、きょう、
朝からやっております。きょう一日ということでやっておりますので、それと同じ方法でとい
うことであろうかと思っておりますけれども、最終的には選挙管理委員会のほうでそのあたりも検討
されるだろうと思っております。

確かに投票率がずうっと下がってきたよというのは、若い年代の方がなかなか投票されない
というのがありますし、60代、70代の方は、皆さんずうっと投票に行かれますけれども、80代
である年齢を超えますと、なかなか外へ行くのは大変だということで、高齢化がどんどん進ん
でいて、その結果、投票率が下がったという本来の自然的な現象もあろうかと思っております。

そうした中で呂久につきましては、確かに揖斐川の向こう側ということで、そして小さい部
落であったからということで投票所を廃止したという経過がございますが、そうした中で、期
日前投票の関係につきましても公職選挙法が変わってきておりますので、そうした情勢をよく
よく精査をしてということで、検討していく一つの材料かなとは思っております。以上でござ
います。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 続きまして、朝日大学との連携のまちづくりの事業でございますけれ
ども、朝日大学につきましては、看護学科、あるいは健康スポーツ学科が来年できるというこ
とで、クラブ活動をしている方々も朝日大学を中心として点在しておると。そこら辺で集合し
て、どこか整備するという計画があるようでございます。学舎連携の中で、朝日大学と瑞穂市
の連携の中で、その周辺の開発等を含めて市長にお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 朝日大学でございますが、まさに今少子・高齢化ということで、各大学、
どこもかもだと思っておりますが、昨日の高等学校のことの説明にも使わせていただきましたとおり、

今、物すごく少子・高齢化で、各大学、各高校は物すごく悩んでみえますし、何をやっていいのかわからないのか、物すごく研究もしておられます。その数多くの大学の中にありまして、特に朝日大学さんは前向きに研究しておられます。

その中で私どもと、これはある程度はちょっと喫緊の課題になる部分と申しましたら、私たちが柳一色橋の橋を直そうといたしましたら、どうしても朝日大学さんの附属病院に一部敷地がかかるということで、そういったことも踏まえましていろんなお話をしている段階におきまして、この病院の移築、また移設、こういったことを考えていく上からも、大学としてもしっかりとしたプランのもとに、これからどのように再構成していくのか。また、学部につきましても、これから少子・高齢化の中でどの学部でこういった人数の生徒さんを募集し、どのように運営していくか、今、大学のほうも真剣になって新しいプランニングをしておられます。

今の段階で私も言えるのは大体そんなところでございますが、当然敷地的なこともございすし、そういったことで一部相談には乗っておりますが、とにかく大学としましては、この瑞穂市の大学であり、また岐阜県の大学であるということで、また大友さんという学長さん自身が、今、この岐阜県の中の教育界においてもなかなかのカリスマでございます。ある面では松川教育長、また古田知事ともすごく懇意になっておられますし、なおかつ真剣に議論ができる方になっておられますので、そういった意味からも、岐阜県を代表する朝日大学にしようという考え方で進めておられますので、また相当大きな計画が出てくるかもしれませんが、それに対して私たちは、ある面、受け身でもございすし、またある面は協力者であろうかなと思いますが、精いっぱいやっていくつもりでございます。

以上のようなところで答弁としてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 大分時間も、あと5分でございますので、もう最後になりますけれども、加納教育長の教育施策、新教育制度になりまして、この任期の3年間、どのような教育方針、あるいは保護者が何を求めているか、そして今後どう進めていくか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

保護者が教育に期待してみえることを踏まえて、教育方針について少しお話しさせていただきたいと思います。

とりわけ、いろいろ分野はありますが、学校教育に焦点を絞りながらお話をさせていただきますが、その前に基本的に次のことをまず踏まえた上で考えております。

1つ目は、今まで実施されてきました瑞穂市の教育施策、この一つ一つを私は確かめたいと

思っております。よいと判断できるものは、さらに継続、発展させたいです。しかしながら、課題のあるものにつきましては、その要因は何か、それを分析しながら適切な判断、ある場合には、廃止、改善等も含めて考えていくべきだと思っております。

もう1点は、やはり瑞穂市のコンパクトなまちのメリットでございます。教育委員会は、ネットワークのよい教育委員会を目指したいということを基本に考えております。その上で学校教育に関する方針を2点、お話しさせていただきます。

1つ目は、瑞穂の子供たちに確かな力を身につける教育、これを私はまずもって進めていきたいと考えております。子供たちが将来、この瑞穂市で暮らしたいとか、あるいはいつか戻ってきてここで暮らしたい、そういうことを思ってくれる子供たち、瑞穂市に対して誇りとか愛着を持つ子供を育てるということを目指していききたいと思います。これはそんなにたやすいものではないということは十分わかっておりますが、さまざまな方法を考え、教育活動に取り組んでいかなきゃいけないということを考えております。

そこで、非常に大切になってくるのが教師の指導力でございます。教育で目指す基本というのは、子供たちが授業を受けて楽しかったなあとか、わかったなあ、やっとなできた、そんな喜びを毎日体験させることが私は大切な基本だと思っております。これは言いかえますと、先ほどの確かな力を身につけることができるようにすることと相違ないと思っております。確かな知識だとか、技能だとか、体力だとか、あるいは豊かな心、こういったものをどの子にもきちんと身につけさせることは、楽しかったなあ、わかった、できたという喜びの結果が生まれてくるものというふうに信じております。

全ての子供たちにこのような体験を積むことができる教育を提供すること、それが学校教育において目指したいことですし、目指さなければならないことだと思っております。

これをもう少し具体的にお話ししますと、例えば英語という教科は、今後、小学校でも平成32年度から正式な教科になります。これはなぜかといいますと、これからの社会を生きていく子供たちにとりまして英語の力はそれだけ必要だと国は考えておりますし、私も思っております。瑞穂市の小学校や中学校に通うと英語の力がきちんと身につけてもらえるよというような保護者の声が、できましたらあちこちから聞こえてくるような、そんな学校や瑞穂市になるといいなあと願っております。

保護者の方の願いというのはこういうものじゃないかなと。つまり、どんな教育を受けさせてもらえるのかなといった期待であるとか、学校へ通ってどんどん学力を身につけてほしいな、そういった期待、これは全ての保護者に共通する願いだと私は思います。

先ほど申しましたが、やはりそのために先生方の力を磨いていくということを考えたいと思っています。昨日もこの点については少しお話をさせていただきましたが、先生方がいろんな形で研修をできる形を整えたいと思っております。例えば英語の先生には、研修費をうまく効

果的に使って、いろんな形で指導力をもっともっと高めてもらいたいと思います。一人の先生が、例えば英会話の力がどんどん伸びた場合に、そういう指導力でもって子供たちに当たれば、何十人、何百人の子供たちの力が伸びると私は思います。そういった考え方に立って、英語だけではなく、例えばある学校は算数で、ある学校は理科でといった形で特色を生かしながら先生方が指導力を高めていけることを願っております。

2点目は、子供たちの可能性を大切にする教育です。小学生や中学生は、まだまだ伸びしろを持っております。そういった子供たちにいろんな機会を与え、可能性をもっともっと伸ばせるような学習を進めていけることを考えております。それは学習だけではなくて、スポーツでも、文化的な活動でも、私は子供たちの可能性をもっともっと信じて伸ばせる教育を今後は進めていきたいなと思っております。

今後、このような方針で学校教育を進めていきたいと思っています。議員の皆様方のお力をおかりすることになると思いますが、よろしくお願いします。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 確実に教育行政を進めていただくよう、よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、15番の若園五朗君の発言は終わります。

続きまして、17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番、民進党の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、5点について質問をいたします。

それから、早朝からたくさんの傍聴者の方が来ていただきました。本当にありがとうございます。

まず最初に、待機児童対策と補助職員等の賃金の引き上げについて質問をいたします。

瑞穂市立の保育所では、3歳未満児の待機児童解消対策として、保育所の改修、あるいは補助職員の増員を行っておりますけれども、この4月入所、受け入れできなかった待機児童が23名お見えでございます。残念ながら、この3年間、瑞穂市は県下で一番多い待機児童を持った市でございます。この23名の今後の対応についてお聞きをします。

そして、この解消策として、老朽化した穂積保育所、あるいは牛牧第1、本田第1もございますけれども、穂積保育所の建てかえ時期、当初は31年ということでもございましたけれども、前倒しをして30年度というふうに答弁をされております。これを確認いたします。

そして、今後の瑞穂市の保育所の運営方式、こういったものは今後どのような形態になっていくのか、お答えをいただきます。

あとの質問については、質問席からいたします。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、松野議員の御質問に答えさせていただきます。

4月に入所できなかった待機児童の対策としては、別府保育所東館の改修工事により未満児保育室を設置して21名を受け入れる、保育士の確保とともに、年内に受け入れができるよう努力してまいります。

また、NPO法人キッズスクエア瑞穂の小規模保育所の開設、こちらが12名と、それから清流みずほ認定こども園の3歳未満児保育室の整備、これが38人、こうしたものについても整備補助の実施を進めてまいります。

老朽化した穂積保育所の建てかえは、牛牧第1保育所や本田第1保育所の未満児棟とあわせて検討していきたいと思っています。

建てかえをするにしても、例えば未満児を含めた施設や定員の規模や地域とのかかわりを深める複合施設がいいのか、また保護者のために配慮された認定こども園の導入を考えてみたり、それから小学校区に1保育所の設置が必要であるとか、それから効率的な運営方法などについて検討事項は数多くあります。

建てかえ時期は平成30年度を目指して検討していきますが、こうした課題をさまざまな方向から検討していくために、瑞穂市の子ども・子育て会議、次世代育成支援対策協議会等、各種審議会での諮問、その答申や保育所建設検討委員会の設置、それから保育・教育事業者等の意見も参考にして、運営方法等を今年度中に整理できるよう進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 別府保育所の東棟、あるいはNPOのキッズ、あるいは清流の認定こども園、そこら辺のところで70名近くが増員されるということでもありますね。並びに穂積保育所については、建設検討委員会を立ち上げてやるということでございます。これについては、今年度、28年度中にやられて早急に答えを出す、そして30年度に間に合うようにというふうで解釈していいですか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） おっしゃるとおり、未満児対策が緊急の課題になっておりますので、30年には建てられるようにということを前提として、今年度中に課題について整理していきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次へ行きます。

待機児童の最大の原因というのは、保育士が足りないんですよ。要は、なりたい人がいないからではなくて、それは平均給与が全産業平均の給与より10万円近く低いということです。ですから、なっても続けられないからやめられるということ、あるいは保育士になりたくないということです。

そこで、お尋ねしますけれども、保育士、これは正職員の話ですけれども、この処遇改善についてどのように考えているのか。

また、保育士の中で補助職員とか派遣職員が見えるわけですが、この方たちについても時給1,050円とか、あるいは派遣職員ですと1,728円とか、いろいろ格差もありますね。我々働く仲間組織されている全国労働組合連合は、早くから同一労働同一賃金の導入について訴えておるわけでございます。

そしてもう1つは、窓口業務も補助職員が多数お見えでございます。窓口職員ですと、行政事務補助職員の賃金は日額6,382円、学校関係の公務員補助職員の賃金は6,569円、これは格差が出ておりますね。こういった格差について、今後どのようにこれを是正していく考えであるのか。要は、派遣職員と補助職員、あるいは窓口業務のやっている方と学校の校務員、用務員といいますか、そういった方の賃金が全然違うわけですね。やはり同一労働同一賃金であればおかしいわけですね。そういった是正についてどのように考えているのか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の保育士の同一労働同一賃金の御質問にお答えいたします。

正職員の保育士は、瑞穂市の保育士でございますが、民間の保育所とはちょっと違ひまして、地方公務員法の第24条第6項の規定によりまして、条例で給与、勤務時間、その他の勤務条件は定めなければならず、正職員の保育士の給与、処遇等については、私たち一般行政職員と全く同じでございます。議員、先ほど10万円低いというようなお話もございましたが、それは民間のお話かなあというふうに感じているところでございます。

また、正職員と補助職員の勤務につきましては、その職務につきまして、正職員の保育士はクラス担任ということで、クラス運営などにおいて責任を負っております。補助職員との差は、そういったクラス運営を担当として持っていないということで差があるということを御理解いただきたいと思います。

なお、補助職員の保育士の賃金については、県下の他市の平成27年度の平均ではございますが、時給1,003円となっております。

瑞穂市におきましては、7時間45分勤務の保育士の時給は、現在1,053円で、時給については50円、わずかではございますが上回っている状況でございます。

もう1点、窓口業務を初めとする関係の補助職員の処遇改善という御質問にお答えいたします。

現在、事務系のフルタイムで働いていただいている補助職員の方は36名見えます。この方々は、原則、平日の大体8時半から17時15分までの7時間45分の勤務をしていただいております。

賃金等につきましては、日額6,382円ということで、おおむね時給換算いたしますと、約823円ということで、通勤距離の状況に応じて通勤手当が出ているということでございます。

さらに、平成27年度からは、保育士の確保が困難であったために、その対策として平成26年度から保育士の補助職員のみに支給されていたボーナスにつきまして、同様に6月、そして12月、基準日前の勤務日数が6カ月であれば基本賃金の15日分の支給がされるなど、少しずつではありますが改善されているということでございまして、御理解のほどお願いしたいと思っております。

なお、瑞穂市の雇用している行政事務補助職員の賃金の状況でございますが、県下21市の平成27年度の補助職員の平均賃金が時給812円で、瑞穂市は時給823円ということで、11円、わずかではございますが上回っているような状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 市の職員と補助職員との給料の格差というのは、これは認めます。

あります、条件が違いますから。私の言っている同一労働同一賃金というのは、補助職員と派遣と何でお金が違うんですかと言っておるんですね。全然答えていないですよ。

ある自治体は、行政職の給料表、ちょっとインターネットで見ましたんですけど、1級のちょっと号給は忘れちゃったんですが、要は22分の1で時間当たり幾らとやっていますね。そこで、その市は、ある団体は、1日当たり6,800円となっておるんですよ。うちは6,300幾らと言っていますね。そこら辺の算出根拠というのがよくわからないというのが実情であります。

本日はたくさんの質問がございまして、この件については、あと1点についてお話しだけしておきます。

最後に、今言っているような派遣とか、正職員とか、パート、こういった方の賃金格差を解消するガイドライン、これは一億総活躍プランの中で言っていますので、今言われたような企画部長の説明では答弁がおかしいということ、これを申し伝えておきます。

続きまして、次の小・中学校の教員の配置について教育委員会からお答えをいただきたいと思います。

最初に、岐阜県教育委員会では、ここ5年以上、教員の大量退職が続いておるとというのが実

情です。これに伴って、新規採用を多く採用し、不足分は常勤講師、あるいは非常勤講師で賄われております。

お尋ねをしますけれども、県内の正規職員の数は別として、この瑞穂市の教員の不足数というのはどれだけか。この不足に対して補充は十分されているのか、まず1点、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員御質問の平成28年度の瑞穂市内の小・中学校の正規教員不足数、いわゆる欠員についてお答えいたします。

市内小・中学校の欠員教員数は22名でございます。欠員に対する補充は、全て常勤講師を配置し、対応しております。ですから、瑞穂市におきましては、欠員22名に対し、全て補充ができています状況でございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 正規の先生が22名不足していると、不足については常勤講師で補充をされているという状況であります。

学校教育計画によりますと、平成28年度小学校教諭は、市内で154名のうち、常勤講師が24名、中学校で教諭が85名のうち16名が常勤であるということで、要は常勤が40名見えるということでもあります。

26年の資料によりますと、7小学校で常勤講師8名が学級担任をしております。本年度の状況についてお聞きをしたい。そして、なぜ講師が学級担任をするかについてもお答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今、議員御質問の市内の常勤講師の数でございますが、議員が入手された情報は4月1日現在の数でございましたので、今、講師は42名おります。これは先ほどの、いわゆる欠員の補充の22名に加えてですが、産前産後休暇、育児休業等の教職員が20名おりまして、その補充に20名入りまして、合計42名となっております。

学級担任の内訳でございますが、42名のうち、小学校で22名、中学校で6名、合計28名が学級担任を行っております。

学級担任ができるかどうかという御質問でございますが、中には非常に経験の長い者がございます。例えば10年以上の経験を持つ者は14名おります。そういったことも含めて考えていきますと、また教員経験のある者もおりまして、そういった講師に学級担任を任せるということは十分できるというふうに判断して行っております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 先ほど教育長さんから数字の訂正がありましたんですけれども、私が情報公開でとったのがちょっと古かったものですから、数字的に2名、申しわけございません。

要は、これだけの42名の常勤講師が見えるという中で、果たしてこれ指導力というのはあるかなあと。先ほども若園議員の中で説明をされておりましたけれども、そして学力低下、これにもつながらないかなあという懸念をしているところであります。

そういった中で、毎年多くの新規教諭を採用していることから、今年度から若手教員の研修充実として相談員を増員するという話も聞いております。その相談する相談員というのは、ことし3月に退職されたある方だというふうにお聞きをしておりますし、指導力、あるいは学力低下を防ぐための教員の勉強会といいますか、そういった方に相談員を入れてやられるわけですが、どうしても、こういった内容の研修があるのかということで、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員御心配いただいております、講師が多いと、指導力の低下とか、それで学力の低下につながるかということでございますが、御心配いただいて本当にありがとうございます。先ほど申し上げましたように、講師経験の長い者、この中には教員経験のある者も数名おります。そういった者もおる中で、正直なところ、講師を初めてことし行う者、いわゆる直採講師という言い方をしておりますが、大学を出て初めて講師を行うんですが、5名おります。彼ら自身、指導についても不安を持っております。これは、隠すことなく本当に事実だと私たちも認識しております。ただ、若手のこういった5名の講師に代表されるような若い講師の指導力の向上といいますのは、正規で採用した初任者の教員の指導力の向上させることと同様に私たちは考えております。講師だからだめではなくて、正規の教員であっても、やはり新規採用の教員につきましては、指導力についてはやはり若干の不安があるという言い方は失礼かもわかりませんが、ベテラン教師に比べれば、やはりそのあたりについては考えなければならない課題はあると思っています。

そこで、瑞穂市ではこうした若手の講師と若手の教員を一緒に、時には分けることもありますが、講座を設けて研修を行っております。その研修は、大きく教育支援センター主催での若手研修、あるいは夏季休業中の研修、あるいは学校における研修、こういうような形で進めております。

若手教員の研修につきましては、特にY T S Pという名前、これは「Y o u n g T e a c h e r S u p p o r t P r o j e c t」の頭文字をとって「Y T S P」という名前の若手研修を行っています。年間7回、これは教員としての心構えとか服務も含めまして、不祥事が起きてもいけませんので、そういったこと、あるいは喫緊の課題である特別支援教育のことで

あるとか、さまざまな研修を行っております。

さらに、市の教育委員会が学校には年間3回ほど訪問させていただいております。そのときには、担当の指導主事とか、あるいは教育支援センターの研修担当の相談員が個別に、A教員には誰々、B教員には誰々、Cの講師には誰々というふうに担当を決めまして、授業を見て、改めて放課後、またお邪魔して、授業が終わってから指導するということを今行っております。

さらに、中教審も学校での教員の指導力を向上するためには、各学校におけるOJT、いわゆる仕事をしながら現場で学んでいくということをどんどん進めてほしいということもありまして、今、市内の小・中学校でも行っております。この場合は、校長、教頭だけではなくて、ベテラン教諭、50代には本当に優秀な得意分野を持った教員がございます。例えば、生徒指導なら俺に任せろとか、あるいは道徳なら誰々先生に聞くと本当によくわかるよとか、あるいは情報教育、こういったいろんな分野で得意分野を生かしたベテラン教員の指導の場を校内につくって、若手教員を中心に研修ができるようにしております。

さらに、先ほどおっしゃられました若手教員の研修の充実のために、本年度から教育支援センターに相談員を配置しております。研修専門の相談員ということで、この担当している相談員は、3月まで穂積北中学校の校長でありました後藤相談員がやっております。後藤相談員も私も市の教育委員会が訪問する際には一緒に同行いたしまして、先ほどのような若手の教員の授業に参加して、詳細な記録をノートにとりまして個別の指導というところで役立てております。

指導の中身としましては、授業の中での教師の指導技術だけではなくて、授業の前の、例えば教材の準備の仕方であるとか、授業づくりのコツといったものを丁寧に行っております。具体的に言いますと、黒板に書いてある、いわゆる板書と言いますが、これもデジタルカメラに撮り、文字の大きさは色使い、位置、そういったことも含めて、事細かく具体的に若手の教員や講師の質問に答えていくといった形で行っております。

さらに、この相談員につきましては、業務として瑞穂市の教職員全体の研修体系についても、研修を受ける教職員の課題であるとか、あるいは職務に応じた研修はどういうものが今後必要であるかと、そういったあり方についてまとめるよう指示をいたしております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 教育長さんのすばらしい回答で納得しておるわけですが、来年以降についても、やはり教員不足、欠員というのは生じてくるというふうに思います。これはうちだけではなくて、岐阜県、あるいは全国もそうだと思いますけれども、特に瑞穂市じゃないんですけれども、教員を減らして常勤を多くするというような格好の行政改革というのが、

そのような傾向に見受けられます。市の行政も一緒ですね。職員を減らして、補助的な業務に補助職員を入れてくるというやり方をやっていますけれども、加納教育長さんは、岐阜教育事務所でも上のほうの方ですので、そういった力がございますので、ぜひともこの瑞穂市においても来年はそういった欠員の少ないような形で先生方を採用していただくような格好で、先生の手腕を期待するところでございます。

次は期日前投票の設置についてでございます。

投票率向上施策として、ことしの3月、私は議会で大学の構内に期日前投票所の設置について質問をしておりましたが、総務部長の答弁では、とても7月の参議院議員選挙で行うような前向きな答弁ではなかったように思いました。選挙管理委員会の判断に委ねるというような説明であったというふうに思います。

そこでお伺いしますが、6月3日、ある新聞の記載によりますと、第24回の参議院議員選挙から実施すると公表されておりましたが、私が質問しても明確な回答も出さず、いつの間にか決めて新聞に公表するとは、全く議会軽視であると言わざるを得ない。前向きでなかった朝日大学でも設置することになった経緯について、まず説明を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの朝日大学における期日前投票所の設置についてでございますが、今回の参議院議員選挙におきましては、期日前投票所を大学構内に設置する自治体が県内では岐阜市が岐阜大学と岐阜聖徳大学でそれぞれ1日、大垣市が岐阜経済大学で2日、そして瑞穂市では本日8時半から15時まで行っております。関市においては、関商工高等学校で1日設置することとなっております。同時に、他の自治体では、大型商業施設への期日前投票所の設置も進んでいます。

このように、今回の選挙におきましては、選挙権年齢が18歳以上となる関係で、特に若者の投票率向上について重点的に取り組まれています。

瑞穂市におきましても、3月議会で御説明しています課題を瑞穂市選挙管理委員会におきまして検討した結果、国や他の自治体の状況を踏まえ、若者の投票しやすい環境を最優先に考えた結果、朝日大学に期日前投票所を設置することとなりました。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 3月の時点で質問したときに、課題があるというお話でございました。これは3つの課題があるということです。今の答弁ですと、若者が投票しやすい環境ができた、だから朝日大学で期日前投票をするということになったということです。

その3つの課題というのは、1つは、この庁舎と大学が近い、それから学生は住民票を持ってきていないから本当に少ない生徒たちの投票だという、それからもう1点あったですね、要

は二重投票の防止の関係、そういった課題があるからできない。今回の説明では、若者が投票しやすい環境整備ができたからやるという話です。

きょう、やっていますけれども、おとつい公示して、1日置いてきょう投票できるんですね。学生たちというのは、学業をやっておる中での政治の話になっていくんですけれども、候補者の名前といいますか、候補者の理念、政策、各政党、そういったことの中身がわからず、きょう1日限りでやるということですね。ネットで調べた話ですので日にちは前後しますけれども、岐阜大学は7月1日、聖徳学園は6月30日、こういうふうに出ていました。22日から7月10日までの期間ですので、7月1日とか6月30日というのは、中間とか、そういうことで、これはわかりますけれども、1日置いて2日目にやるということは、これは何らかの理由があるわけですね。要は、どういったやりとりといいますか、本庁と朝日大学は通常はデジタル回線を持って通信、ネットワークをつくってやらないかんのでしょうか、これはどうなっていますか。

新聞によりますと、立会人は大学生が1名で市から1名行くというふうになっていますけれども、本当にこの瑞穂市の選挙管理委員会というのは、内部は話がしっかりできているのか。本庁と大学はどうやって、大学との間にはどのような格好で確認をするのか、投票者。ちょっとまずその答弁をお願いします、二重投票防止のために。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問ですけれども、環境整備としましては、二重投票などが確認でき、公正な選挙が行われる環境の整備が必要ということで、専用のネットワーク回線の施設を当初考えておりましたが、しかし、時間的、また費用的な面において現実的ではなく、投票状況の確認は穂積庁舎期日前投票所と電話により行うことになりました。岐阜市も同じ方法で実施を予定しております。オンラインではありませんので、確実な確認作業を選挙管理委員会書記で行い、二重投票が間違っても起こらないよう最善の注意を払って行っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 電話でのやりとりでという話ですね。僕が3月に質問したときに、やりますと、そこから準備していけば、完全なる二重投票の防止策ができるんですよ、構築が。

5月や6月、質問を3月にしたときに、やりますよということで大学と話をして、その二重投票防止のためのデータ回線を構築して選挙人名簿の確認などしっかりとできると、3月、そのときに言ってもらえたんですよ。それが知らんうちに、これは最近になってからやるということになったんですね。ですから、そんなの間に合うわけじゃないですよ。だから、電話でやらんならんのですよ。非常に危険性があるということですよ。

これは私が推測するには、岐阜大学や聖徳学園や経済大学より早うやったほうが瑞穂市のP

Rになるということで、急遽出てきた策だというふうに思うんですね。無理して朝日大学でや
らなくたって、J R穂積駅とか、大型のS Cでやってもいいんですよ。そこだけつけ加えてお
きます。

次は熊本地震の発生による瑞穂市の対応についてでございますけれども、簡潔にいきます。

穂積庁舎というのは1965年に建築をされ、1995年（平成7年）に耐震診断を行っております。
この報告書によりますと、目標値は、I s 値は0.6としていたが、X方向は1階で0.3とか、2
階は0.29、またY方向についても、1階は0.59、2階は0.49という目標値を下回ったデータで
あったということですね。最初に診断したとき、市の目標値としては0.6としていたけれども、
X方向とかY方向の1階、2階、3階を加えたときには非常にかなり低い数字であったと。で、
危険であると。危険だったから、次に耐震補強工事をするということですね。今から18年か19
年前に補強しているんですけれども、そのときには目標値を0.9というふうにして測定をして
あります。そのときのI s 値というのは幾つになるんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 穂積庁舎のI s 値は、0.9以上となるよう耐震補強工事が行われて
おります。設計のとおり耐震補強工事を行いましたので、I s 値は0.9でございます。

なお、耐震補強工事前の穂積庁舎のI s 値は0.29でございました。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 補強前のI s 値は0.29というのは、どの方向のどの階の数字を言っ
ておるんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 各方向の中で一番低いI s 値が0.29、それを耐震のI s 値としてお
ります。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） X方向ですので、これ東西の2階が0.29ということで非常に悪い数
字が出ているということですね。

その後、それを0.9にするために補強工事をして0.9以上になっている資料を情報公開でいた
だいておりますけれども、これというのは測定するというのが、要は工事を終わってから測定
された数値なのか、ちょっと確認します。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） この0.9というのは、設計どおり施工をされておるということで0.9
となっております。

御存じのとおり、I s 値は、耐震診断では建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指標で0.6以上であれば倒壊、崩壊をする危険性が低いと判断されますので、震度6から7程度の地震に対して崩壊するおそれは低いと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 目標値0.9に対して0.9以上あるということは、補強工事をすれば0.9以上になりますよという数字を言われておるんやね。補強工事を終わった後に測定をしているかと聞いておるんですよ。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 補強工事後の診断は行っておりませんが、設計書どおり耐震の強度の設計の確認をしておりますので、0.9ということでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 目標が0.9に対してそれ以上の数値が出ておりますので、これはいいとしても、これは今から十七、八年前に補強工事をしたときの測定値ということですね。もう十七、八年たっていますね。この今の建物の現状を見ているんですよ。鉄筋や、あるいはコンクリート、こういった強度もかなり低下をしている。また、正面の階段、これは吹き抜けというような状態になっていますね。そして、幅が広いですね。ですから、形状指標、これはSDというんですけれども、そういったものにも関係してくる。それから正面玄関の西側の柱、横にだあっと一面ひびが入っていますね。非常に危険ですよ。それから外壁、ひびがたくさんあります。

副市長の説明では、改修して今後15年間活用するというふうに言われております。これ、本当に市民が願っておるんですかね。会館も古くて壊れかけ、壊れかけって申しわけないですけども、建物が劣化しておる、これ、願っていますか。

北方町は新庁舎を完成しましたね。岐阜市は平成31年、これは耐震の関係で数字が低いからもあると思います。それから、各務原も同様に32年に完成予定で進められている。こんな古い庁舎でいいのか、まず伺います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、建てかえの検討をされておられます市町の状況を確認いたしますと、各務原市役所のI s 値は0.28、大垣市役所のI s 値は0.18、地震の際に倒壊するおそれがある施設であることがわかります。岐南町の庁舎におきましては、I s 値は0.25でございました。

さきの御質問に対する答弁のとおり、この庁舎は耐震における、対して倒壊するおそれは低

いのですが、建てかえを検討されておられる市町と同様の問題を抱えており、それは設備等の老朽化であったり、施設が狭隘であったり、高齢者などへの配慮が欠けていたりというものでございます。

新庁舎の計画から竣工までは、他市町ではおよそ6年から7年をとっておられます。このことを考慮しますと、当市においても新庁舎の計画を検討していく時期であると考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 他市町は、耐震対策もやっていない庁舎があるから改築をするという話をされております。

再度副市長にお尋ねしますけれども、答弁の中で15年ぐらいは活用してやるというお話をされております。今の総務部長は、他市町はそういった関係で、例えば改築をしようと思うと、6年から7年ぐらい、着工から竣工までかかりますという話です。

じゃあ、やっていく中で、財政的な話も出てくるというふうに思いますけれども、建てかえをしようかなと思うと、やはり建設基金といいますか、そういったものは要するというふうに思います。費用的にはどのくらいになるのか、それから建てかえはいつになるのか、これをやっていかんと間に合いませんので、副市長、再度お答えを願います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） これもちよっと突然の御質問でございまして、実を言いますと、私どもがおおむね15年というふうに申し上げたのは、まずもって私どもは耐震補強工事というのは、他の市町に比べて早い時期からやっておりました。それから、私どもは合併しまして穂積庁舎と巢南庁舎があるというところで、実を言いますと、穂積庁舎は割方早い時期に建っておるといのが現実でございます。巢南の庁舎につきましては、県内でもかなり遅い時期に新しい建物になっておるということで、将来的には2つの建物を1つにしくちやならないだろうと、これはどなたも思われることだろうと思います。

そして、また国のほうは全体的に、先ほども道路の話がありましたが、道路や建物についてはできる限り補強をしがてら延命化をすると、おおむね70年ぐらいをとということの目標になっております。それに基づきまして、今現在も小・中学校についても大規模改修を順次進めているという状況でございますので、私どもも何とか新しい庁舎がいいなと思っておりますし、また熊本大地震では2回の地震で、それも結構耐震がなされておつてもという庁舎がありました。誰もこれはいつどうなるかというのはわかりませんが、私どもとしましては、今現在、他の市町が新しく建ててみえる庁舎については、全て今調査をしておりまして、それから将来的に私どもが建てる時にはどのくらいの庁舎が必要だなあということも今調査させております。その統計等をとった後で、私どもも建てかえるということで基金等を検討してまいりま

すので、そのあたりもよろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今現在、そういったひび割れとか亀裂が入っておるんですけど、これは早急にやらないかんですよ。そういう考えは、補修、どうですか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 私たちも非常に気にして見ておるところでございますが、それが根本的なものとそうでないものがあるかと思います。そして、当初15年ぐらい活用するには、最低限少し改修をせないかんところもありますので、ここしばらく活用するためには、やはり少し改修をさせていただくところも必要だろうと思いますし、長期的には新しい施設をつくるということで、貯金を計画的に進めるということで考えております。

この27年度の決算を見て、もしその状況によって基金の積み立てが可能であれば、基金の条例なり、それからまた積み立てを考えていこうと思っております。その際には、おおむねどのくらいの建物を、またどのくらいの金額でと、一応想定をした数字も出させていただいて、また皆さんと御相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 27年度の決算状況を見ながら、それを基金として積み立てていくというお話でございます。今の現状では、間違いなく瑞穂市というのは取り残されていくというふうに思っています。

市長は名古屋まで25分とPRをしておられますけれども、転入者等をふやすためには、庁舎など、やるべきことはほかにもあるのではないかというふうに思っております。

次に行きます。

3点目ですけれども、4月14・16日に発生した熊本地震で避難所が不足しているという話で、車中で寝泊まり、あるいは介護が要る人の高齢者、障害者などの配慮に欠けた避難所があるというふうに聞いております。

当市の避難所について、あるいは介護が要る高齢者、障害者等の福祉避難所、こういったものについては、きのう、きょうで各議員からそういったものについて質問をされておりますので除きますけれども、今回、瑞穂市は保健師を1名、5月9日から14日まで派遣したというふうで説明を聞いておりますけれども、この大規模地震等が発生しても、それに対応できる体制というのは、やはり瑞穂市の行政の中でも常に備えておかねばならないというふうに思います。

今回、なぜ防災担当や福祉部職員を現地に派遣させられなかったのか、これについてお答え

を願います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） このたびの熊本地震につきましては、本当に多くの方が命を失われ、またいろいろ多くの方が被災をされたということで、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

職員の派遣につきましては、4月16日に厚生労働省から岐阜県に保健師の派遣要請がありました。そして、またその中で市町村に保健師の派遣についての調査がありました。当初は、私どもも3名ぐらいの職員が何とか仕事の調整をして参加しますということでしたけれども、結果的には、5月9日から14日までの間に1名の保健師が参加をしたということになっております。

また、国土交通省から県に被災建築物応急危険度判定士の要請があり、私どもにもこの資格を持った職員がおりますので、市町村に派遣調査があったときには1名が参加するということで提出をさせていただきましたが、途中で中止となりましたので、これについても出かけておりません。

災害の派遣となりますと、実を言いますと、全ての装備、交通手段、宿泊など全てを自前で準備をして確保するという必要があることから、今回は県の派遣の要請があった場合に一緒に参加をするということで考えておりました。

なお、今後でございますが、避難所の運営や窓口の応援要請があれば、議員のおっしゃっており、防災や福祉、その他の職員を派遣したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回は保健師と、もう1つは家屋調査の関係であったということですけれども、やはり災害が発生しますと、まず最初に保健師というのは第一候補になって、すぐ行かんなんですよ。非常にこれは全国で不足するわけです。当市においても保健師さんの業務というのは非常に多様であるとともに多忙でありますので、増員の方向性もやはり必要ではないかというふうに考えております。

災害地へ行きますと、メニューというのは給水活動から介護職員、あるいはさっき言いましたような家屋の認定調査、そういったものがありますので、思い切って、やはり手を挙げていく。県から言われて行くんじゃないで、いつ災害が起こるかわからない、そういった経験を踏まえるためにも、遠いからとか、自前で何かやらないかんという話ではだめだというふうに思っています。

それがだめでしたら、職員の中で手を挙げて数名の方でチームをつくって、じゃあ行ってこ

うかという、こういった方策もあるというふうに思うんですね。そういった考え方については、市のほうはどういうふうに思われているかということです。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 私どもも現場へ出かけて、いろんな経験をするということは非常に大切だと思っております。確かに今回は九州ということで少し遠いという部分がありますけれども、私どもの判断としましては、やっぱり地域の周辺の市町村が全部応援するということで考えておりますし、東北の場合は3県にまたがりましたので、全てが出かけておるという状況になっております。

本来であれば機会があれば積極的に参加をさせたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 職員も現地で見て勉強しながら、いざ瑞穂市が災害に遭ったときにそれを活用できる、こういったことは非常に僕はいいというふうに思いますね。全面的に行政のほうで後押しをしてほしいというふうに思います。

最後になります。最後は長良川河川敷の活用についてでございます。

これも5月20日の新聞の記載を見ていますと、護岸の整備が完了したということで、長良川右岸河川敷に遊歩道や公園をつくりたいとの声があり、市長は河川敷の活用を考えて国へ要望するとしているが、何を要望するのかをお聞きしたい。と同時に、都市計画マスタープランですと、長良川と天王川の間（通称）関東というところになっていくんですけど、そういったところの（仮称）天王川スポーツ公園、こういった整備がマスタープランに書いてあるんですけども、こちらのほうも市民にとっては非常に利便性といいますか、活用ができるというふうに思います。降ってわいたような、長良川の今の護岸が終わったので、そこで国へ要望していく、これは順序が後先違うんじゃないかというふうに思いますけれども、行政の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 1つ目の長良川右岸の河川敷の護岸工事につきましては、国道21号の穂積大橋付近から南へ延長約2.5キロメートルの区間で、平成21年度から始まり、ことし3月に完成したところでございます。

議員が先ほど御紹介にありましたように、5月19日に国土交通省木曽川上流河川事務所主催の護岸完成視察会が行われ、従来は河川改修といいますと治水が主でございましたが、今回の河川整備につきましては、低水敷の護岸が河川環境、それから景観の保全に配慮して整備されているというようなことで御説明がございました。

参加されました地元の市民の方からは、高水敷を公園や遊歩道と整備したらどうかというような御要望がありました。そういった意味で私どもといたしましても、長良川に親しむといった意味で、この2.5キロメートルの道路部分を例えばサイクリングロードに利用するといったようなことも考えられますので、他市町の河川敷の活用状況を参考にしながら、具体的な内容は地元とも協議して国に要望したいといったところでございます。

2点目にございます、いわゆる穂積の関東と言われるところの長良川と天王川に挟まれた地区の、仮称ではございますが、天王川スポーツ公園の整備でございます。これは議員も御承知だと思いますけど、穂積町の時代からその位置づけがされ、平成20年9月に策定しました都市計画マスタープランにも位置づけてございます。ただし、ここにつきましてはほとんどが畑でございまして、権利関係も非常に複雑だという中で、土地改良で事業を進めたいというふうに思っておったところでございますが、区域内の土地処理というのは非常に困難であるということで、事業は進展しておらないところでございます。

したがいまして、瑞穂市の公園緑地等基本計画や、現在改定作業を進めております都市計画マスタープランにおきましても、その計画を見直しまして、現在のところ、公園の整備につきましては考えていないというところを申し上げたいというふうに思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 長良川右岸堤の2.5キロの件については、やっていただければ結構ですけれども、費用的には国が持つのか市が持つのかわかりませんけれども、市が全面的に出すということであれば、やはりそれは私は賛成しかねるという、理解しにくいということです。

（仮称）天王川スポーツ公園のところですからけれども、地権者とか、いろんな関係で複雑で何とか、こういうお話であります。

じゃあ、せんだっての名古屋紡の跡のアピタの周辺の開発をしたときにも、そういったいろんな困難な条件があったと思うんですよね。それを解決しながら行政はやってきましたね。ちょっと難しいことがあると、これ、捨ててしまうんです。上がってきた事業名というのか、構想のあったやつを。難しくて困難なことをやっていくのが行政ですよ。市民、我々にはできないんですよ。だから、そのかわりに行政が一生懸命やってくれないかんですよ。そういった考え方がないということ。降ってわいたような仕事をぽっと持ってくるんですよ。そんなことでは将来の瑞穂市というのはいないですよ。

地権者がたくさんおって複雑な問題だと、土地改良をやらないかと、そういうふうであつたら、それを進めればいいんじゃないですか。もう一度、都市整備部長、よろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今おっしゃいますように、非常に着手、整備するのは困難だということで、簡単に諦めているつもりもございませんので。そのあたりは、確かに国道の北側の名紡の跡地にカーマ等、非常に土地処理で困ったこともございましたけど、市のほうで県の協力もいただきまして処理したこともございますので、それらも含めて今後検討していきたいというふうに考えています。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の関東地区といいますか、天王川と長良川の間の関東、あれは木がすごく大きくなってしまったね、あの一带。あれ、何かしないかんですよ。何か処理しないと、愛鳥の団体の方とか、いろんな方から、開発が何にもできないようになってきます。やはり早急に、あの一带をどういうふうな方法のものをつくるんだということを具体的に示してやらないかんですね。

先ほど部長の話ですと、これは諦めた話じゃないということです、それを心に受けとめておきます。ぜひとも実現できるようにお願いをしたいというふうに思いますし、今回、5点について質問しました。学校の先生の常勤講師が多いということでございますけれども、指導力、あるいはそういったものについても相談員が一生懸命やってくれと、メニューを組んで若手教員も含めて子供たちの教育力向上のために頑張るやるという教育長の温かい力強い御答弁をいただきましたので、これをもって質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。11時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

13番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、公共下水道整備についてから、順次質問をしたいと思っております。

公共下水道についての質問ですけれども、棚橋市長は、3月議会において公共下水道事業は下畑地域でやるということを明言されていると思っております。

また、今回、広瀬武雄議員の質問に対して答弁されたことをもう一度お答え願いたいと思っております。なぜならば、公共下水道事業を推進するに当たり、市長が推進するのか、またはとどまるのか、いろいろな推測がなされてきました。そのようなことで、議員の中にも疑心暗鬼でおられるような議員もお見えになりますし、今回当選された6人の議員の方も、その辺の

ことで瑞穂市の公共下水に対する行政側の姿勢に対してどのようにしているか、この点を今回は明確にさせていただきたいと思っております。

そのようなことを打ち消し、公共下水道を進めるという意思表示を明確にさせていただくためにも、ぜひ明確な御返答をよろしくお願ひしたいと思っております。

以後、質問席でさせていただきます。

まずは市長の答弁をお願いします。ただ、市長、お願ひしたいのは、明確にお願ひしたいと思っておる、何回も言いますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 堀議員さんの御質問にお答えいたします。

明確にということで、昨日も明確にお答えしたつもりでございますが、改めて、全く同じではございますが、明確にお答え申し上げます。

下畑地区最終処分場、下水処理場につきまして、こちらの地権者の方、そして自治会の方、御了解、御了承が前提で工事を始めます。ですから、御了解がなければ工事を始めることもできないと思います。まずは前提条件が下畑最終処分場の地権者の方、自治会の方、この方々に御了承いただくことでございます。

以上、御報告させていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今の答弁で少し抜けているような気がするんですけども、話し合いをする前に前提的な条件というんですか、約束事をするというようなことをたしか言われたような気がするんですけど、その点はどうなんですか、答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 恐らくこのことかなと思いますので、改めて御報告申し上げます。

せんだって来より、ずうっと長い間、話し合い、そういったことも行われてこなかったと。それで、今までの議会の中で地元の方と話し合ったのかねと、また地元の方と話し合いなさいということでお話がございました。当然、私どもも地権者の方、そして自治会長さんにもそのこと、自治会長さんもまた傍聴しておられたということもありまして、そのことは御存じでございましたし、なおかつそういったことの申し入れもいたしました。その上、昨日御報告申しましたとおり、その中の重要な部分を2点、御披露いたします。

そのまず1つ、日にちも申し上げておきます。豊田隆夫様、下畑自治会の会長さんでございます。平成28年5月27日、この日に御回答といいますか、下畑自治会長としての考え方ということで文書を頂戴しております。大事な部分だけ2カ所、ここで述べさせていただきます。そのまま読ませていただきます。

下畑自治会長の考え方、市下水道課による住民説明会を本年7月以降に南部コミセン「つどいの泉」で19時から開催すると。

そして、一番最後の締めのところのようにございます。「この」というのはここで加えさせていただきます、わかりやすくするために。この説明会をこの方式、あるいは検討後の修正方式に双方が合意し、合意文書を取り交わした後に説明会を開催すると。ということは、住民説明会を本年7月以降、南部コミセンで午後7時、19時から開催しようと。ただし、その前に中身をじっくりと相談しましょうと。その上で、なおかつそのことについて合意文書を取り交わした上で説明会を開催しましょうというふうで文書が届いております。

以上、報告といたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私は性善説をとっておるものですから、前向きに自治会長さんもされることと思っております。また、たしか今回は牛牧校区の理事もなされておるというように、大局的な判断ができる能力の高いお方ですので、その辺のことを行政側もよく話し合って、お互いに理解をし合って、この下畑の地域の件に関しては行っていただきたいと思っております。

さて、それでは全般的なことで少しずつ行政側の姿勢及び順次この件に関して含めて質問をしたいと思っております。

この3月の人事異動のときに環境水道部長がかわりました。その理由を、私はこの時期にかわられたということに関して別に疑問を持っているわけではないですけれども、やはり市民の方、それからずっと担当をしてみえたものですから、なぜかわられたのか。やはり明確な、皆さんが納得できるような形でいかれることが今度の環境水道部長も仕事がしやすいと思っておるものですから、具体的になぜそうしたのかということを全市行政的なかわり合いの中で、市長として答弁をちょっとお願いしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ちょうどあれはその当時の総務部長の大岩さん、実際の定年までは1年余しておられました。ただし、これはちょっと個人的なことがあるから、余り深いことはこの場で話をすることは避けさせていただきます、これはお許しいただかないといけないと思います。どうしても自分自身ものんびり構えたいからということで、今現在、また仕事をしておられますが、それは常勤じゃない形で仕事はしてもらっています。ただし、常勤ということにつきましては、私自身も残り1年残しておりますが、のんびり後をやっていきたくて退職させてほしいという申し出がございました。それ以上深いことは私も余り聞きもしませんでしたし、やはり余り聞くべきじゃないと思いますので、またここで表現すべきじゃないと思いますから避けさせていただきます。

それで、当然、総務部長さんがあいてしまいます。その中で、総務部長の仕事は何かということで、特に消防の操法大会を控えております。そういったところへ、なおかつこちらの消防の操法大会は、45年ぶりに私どものまちでやることでございます。まさにその仕事、それから防災の関係ですね、その双方の部分、それからなおかつ非常に専門的な部分、それから地域と交わらなきゃいけないのが総務部長の役目です。そういったことで、過去の経歴、そういったものを見ましたときに、今の総務部長、ちょうど後ろにおりますから、別に名前を隠すことはございませんが、梶浦君がそういったことに非常に、消防団員でもあったということもあり、なおかつこの操法大会に対しても裏側からいろんな部分で見てきた経験がある。また自分自身が消防団員をした上でこういった消防団の活動、そういったものを見てきた。それで、なおかつ今現在の仕事、その当時の仕事が都市整備及び環境に類することで、やはり地元のことに物すごく精通している部分もある。だから、それじゃあということで彼をこちらのほうの総務部長に籍を置いてもらいました。

となりますと、当然環境のほうがあいてしまうわけですから、その中で環境の配下、配下という言葉はちょっと値しないかもしれません。その関係者の中及び部課の中で環境に向いている方は誰かなということで、それで広瀬進一君を部長にいたしました。そんなような状況でございます。

これ、はっきり私申し上げますが、何ら後ろめたい気持ちが全くあるつもりはありません。私自身、この方が適任じゃないかなということで、心の底から私は任命したつもりでございます。

以上、報告とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 別に疑問を持って言ったわけじゃないんです。そのとおりのように、梶浦部長が総務部長になられたということは、今言うように、地域的なかわり合いがすごく出てくると思っております。ただ、今言うように、牛牧校区に関しても、全体的なことを含めて、そうすると、やはりこれからやられる広瀬環境水道部長の仕事もやりやすいしね。

だから、そのようなことで私は前向きな形で理解をしておるものですから、決して今言われるように、疑問を持って言ったわけじゃないんですよ。だから、その辺のことを含めて思っておるものですから、当然、この下水の仕事というのは本当に重大な、瑞穂市の将来、それから財政、全てに関してかかわってくる仕事ですし、環境の整備、それから言うように名古屋へ25分の通勤圏ならば、名古屋で勤めの方が環境整備、下水道の整備された市なんていうのは当たり前のことなんですから、その辺のことも含めれば、やはり環境の整備の重要な公共下水道の整備ということを進めていただく。それはいろいろなことで理解をしていただかないかんこと

が多い。だから、柔軟的な形で、縦割りの行政でなくして全体で助け合って、そして推進していただきたい。

そのようなことで、環境水道部長としての下水道に関する決意を少しお話ししていただければと思っております。ひとつよろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の御質問について御回答させていただきます。

引き継ぎといいますか、どのように今後進めていくかというところでお話しさせていただきたいと思います。

瑞穂市の汚水処理施設事業は、第2次総合計画におきましても重点施策として位置づけられておりまして、重要な事業として理解しております。

また、市議会におかれましても下水道推進特別委員会が設置され、昨年度末までには数十回にわたり審議されました。下水道の必要性は十分理解いただいておりますと認識しております。

また、今、下水処理場の位置の選定については下畑地域が最有力候補地となっており、そのように話は進んでおりますけれども、現在、事業を進める課題としましては、やはり処理場の用地の件だと認識しております。これに関しましては、やっぱり地元の方々とお話し合いをさせていただく機会等を設けて、御理解いただくように話は進めていきたいと思っております。

それで、もしこちらで御理解をいただいた上での話になりますけれども、公共下水道事業の第1期事業計画区域としまして牛牧のJ Rから南の部分と、あと本田団地の部分を含めました事業計画区域を決定しまして進めていきたいと考えております。

また、ことしに関しましては、「わかりやすい瑞穂市の予算」のほうにも計上させていただきましたが、28年度としましては、幹線管渠の詳細設計業務、また管路の地質調査業務、こちらは幹線管渠を入れる道路のボーリング調査となりますけれども、こちらを予算化しまして、28年度は1億6,740万円を計上させていただきまして事業を進めたいと思っております。ただし、こちらは地元の御理解をいただいた上での話だと思っておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。よろしく願います。

答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 部長の答弁は、大体そのとおりだと思っております。

1つだけ、その辺のことで御質問をしたいんですけれども、第1期工事、約62億で牛牧校区と、それから本田団地というような形になっておるんですけれども、現実的には本管工事が本田団地まで引かれるのならば、例えば井場、花塚、只越を含めた本田校区全体的に、地区地区があるかもわからんですけれども、要望があった場合に第1工事区間として加入は可能なのか。

というのは、全体の中の6,000人ぐらいかな、1期工事の容量的に、それはちょっとごめんなさい、記憶が間違っているといかんもんですから。だから、その容量の中で、例えば満タンで89、90、100ぐらいになれば第2期工事をやるような計画をしていけばいいもんですから、そうすればそのような形でいけば、生津にしたって、穂積にしたって、その他の地域にしたって、やる幅というか、やる方法というのが可能に、早くもなっていくし、それは今言うように理解をしてもらうというか、土地の対策が前提条件だけれども、そのような幅の広い物の考え方で対処できるのか。

こことここだけが第1期工事でなくして、牛牧校区はすぐそばですから、本田団地に行けば、くどい話で、本管があそこまで行っているんだから、そこから枝管を延ばすだけのことですよ。要望があれば、そのような形での柔軟性というのは、僕はあつて当たり前やと思っておるんですけれども、その辺のことでの見解がもしあれば、これから検討せないかんで、僕は見解があればできると思っておるんですけど、環境水道部長。

〔発言する者あり〕

○13番（堀 武君） いいですよ、市長、答弁してもらえ。それなら、市長。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 率直なことを申しまして、私、そういったところまで含んで自治会長さんにはお願いしてございません。今現在は、第1期工事のみのことで自治会長さんと御相談しております。そういう状況ですので、だからこそ、こうだあだというところまでは、一切私は、本当に自治会長さんにそれを言ったら、絶対失礼に当たると思いますし、やはり私と自治会長さんとの話し合いは、あくまでもその原則のその手前でございます。第1期工事、これが原則でございますので、その上で話し合いをしております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 少し勘違いして感情的になられている。だから、感情的になった。何もその辺のことですごく言うのでなくして、幅を持った物の考え方をして対処するようなお話をしていくほうがベターだと思って言っているだけ。

今の話では、そんな話はしていないんだと。1期工事云々だと。基本的には、これは1期工事と言ったって、1期工事でない形になっているのよ、そうでしょう。

だから、そういうことでなくして、やはりそれは正々堂々とお話をして、そういうような形で。だから、200メートル四方の土地を買収して、その中に1期から4期までだったかな、でやるような計画がある。あるということ自体はもう御存じなはずなんですからね。それを今、そんな話はしていない、そんなことはない、1期工事だけだと、それはおかしい話です。

じゃあ、その1期工事なら、他の穂積にしたって生津にしたって、皆さんが言っていること

は、いつやるの、私の生きているうちにやれるのか、そんなに長くかかるのか、いろいろなことを言われる、はっきり言って。そうでしょう。

市長も聞いているでしょう。だからこそ、今言うように、裏の取引云々をしていると言うわけじゃないですよ。この計画は計画として、市民の皆さんがそのような形で全体的なことで、都市計画区域もこれは決めてやっているんだから、だからこそ総合的なことでお願いをする努力をしてほしい。

だから、市長、そう感情的になって、今やないけれど、そういう話がしてあるから、そんなことは約束できません、そうじゃないでしょう。総合的にもう決めて進んでおるんですから。

じゃあ、県のほうへ行行って、これは第1期工事でやめるなんて、そんな形になるわけがないでしょう。ただし、今言うように、1期工事でその加入率が悪ければ2期工事がおくれるとか、そうでしょう。3期、4期になっていって、財政的な負担があつて云々したら、それは再検討をしないと、いろんなことを言われているわけですよ。

だから、その辺のことを念頭に置いて、やはり市長さんは、地元の方たちと誠意を持って話をしてほしい。そうでないと、後になって違った、あつたということが出てきたらおかしいでしょう。5万4,000有余の市民のための行政をやって、この下水をするには、曇り一点もないとは言いきれんけれども、やはり隠し事をしておいて、そうしてやって、違った、合ったでなくして、もうそういうようなのは梶浦部長から、こういう段階でこういうふうにやって、こういうやりますということは示されているわけ。だから、豊田さんもその辺のことは知っておられる。だから、そういうような行政の打ち合わせの手法はとらないでください。そうでないと、こんなもんおかしくなっていってしまう。

それはお願いして、今度は藤井政策企画監にお尋ねしたい。

公共下水道のためにも、個人的にもお話ししたとき、推進、いろんな面でのかわり合いを持たれるということは御承知されているようなことを言われておみえになるものですから、その辺のことで、企画監として瑞穂市の公共下水についてどのようなお考えがあるのか、ひとつ御答弁をよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御指摘の今後の方向性などについてお答えいたします。

下水道整備については、瑞穂市第2次総合計画を策定する際に、市民の方々に意識調査を行いました。その結果、今後10年間のまちづくりにおいて重点的に取り組むべき事項として、道路、公園、下水道などの公共インフラ整備を望む意見が回答者の3割となっております。これは、アンケート調査20項目のうち、上から3番目となっております。このようなことから、汚水処理施設の整備が瑞穂市第2次総合計画における重点施策に位置づけられております。

したがいまして、まちの将来像「誰もが未来を描けるまち瑞穂」、暮らしやすさと自然環境

との共生を実現できるまちづくりを推進するために、関係部局と連携し、課題の重要度を認識し、引き続き、その解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 企画監にお願いしたいのは、やはりお見えになって瑞穂市をよくすることに関して、縦割りでなくて横の連携というのが必要だと思っておるものですから、そのようなことで市民の皆さんに理解をしていただくということが一番この下水をやることで重要なことなものですから、その辺のお力をぜひおかりしたいと、そのようなことでお願いします。

最後に市長にお尋ねする予定でしたんですけども、ぜひ市長にお願いしたいのは感情的にならんように。別に責めているわけじゃないです。だから、その辺のことでお互いに腹を割って話せる立場で議員のときにおったものですから、ぜひそのようなことでお互いの力を出し合って、議員としての行政に対する手助けはなかなか難しい点があるものですから、そのようなお声がかかれば、各議員18人、恐らく皆さん、市の行政、市長のために働くことだろうと私は信じておるものですから、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思っております。ぜひ、ひとつよろしくお願ひします。

では、次に別府水源地配水池新設工事について御質問をしたいと思っております。

5月臨時議会において議案として提案され、可決されました別府水源地配水池新設工事ですが、臨時議会でも質疑しましたが、事後審査型一般競争入札として進められてきた入札結果が2社しか応札しなかったこと、どのような経過で事後審査型一般競争入札となったのか。事前に担当部局で提案しているのか。指名業者選定委員会では、誰の権限でこのような事後審査型一般競争入札にしたのか、甚だ疑問点があります。

しかし、私は入札で落とされたことに関しては賛成をしております。やはり混乱を招くのではなくして、行政の姿勢を正すために、これは一般質問をすることですから、その辺のことを理解して、前向きに質問に答えていただきたい。長々と紆余曲折して本題に入らないような形の答弁は要りません。私の質問は短いですから、それに対処できるような形で、お見えになっている傍聴人にわかりやすく答弁してください。

一般競争入札と事後審査型一般競争入札の違いを述べてください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） それでは、堀議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般競争入札とは、入札公告によって不特定多数の者を募集し、入札をするものでございます。

事後審査型一般競争入札は、瑞穂市事後審査型制限付き一般競争入札実施要綱に基づき、一般競争入札の手続の一つで、あらかじめ概要などを示した公告を行い、広く一般に入札参加希

望者を募り、全員が入札に参加する方式です。

事後審査型は、まず入札参加申し込みを提出し、申し込み後は市が申し込みの確認を行い、入札参加者に市から確認の通知を行います。開札後に落札候補者の審査を行い、落札者の決定を行います。県内の自治体は、事後審査型を主に採用しております。

事後審査型一般競争入札は、入札公告等で示した発注条件に対する資格審査を入札参加者全てに対して入札前に実施し、参加資格を決定する方式をいいます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では過去に、これは十何年前ですけども、指名競争入札で落とされた古橋のステンレス製の配水池があるんですけども、現在は指名競争入札は禁止されているのか、それとも国土交通省は一般競争入札を推奨しているのは知っているんですけど、これは完全にできないのか、それともこれもできるのか、ちょっと答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 相浦総務部長。

○総務部長（相浦 要君） 指名競争入札の件の前に、先ほど私、最後に「事後審査型一般競争入札」と言いましたけれども、「事前審査型一般競争入札」に訂正をさせていただきたいと思えます。申しわけありませんでした。

指名競争入札は禁止されているのかというお尋ねでございますが、工事の予定価格が1,000万円未満については指名競争入札で行っています。工事の予定価格が1,000万円以上は、一般競争入札で行っています。また、工事以外では指名競争入札で行っています。

地方公共団体における発注方法は、地方自治法に基づき、一般競争入札が原則と定められていますが、調達時間に時間が必要になるとか、当初の目的が達成できなくなり、発注に弊害が生じることがあり得ます。そのため、指名競争入札や随意契約による調達方法が設けられています。

平成18年全国知事会では、談合等の不正行為の排除の徹底を図るため、談合を防止する入札制度の改革として、一般競争入札の適用範囲を拡大する取り組みをさらに進める報告を打ち出しました。

知事会の報告も踏まえ、平成19年3月30日付で総務省、国土交通省の各局長名で地方公共団体における入札及び契約の適正化について通知があり、一般競争入札の拡大についての中で地方自治法法令上、一般競争入札が原則とされていることから、全ての公共団体において一般競争入札の導入を図ることと要請され、瑞穂市でも平成19年度より取り組みを始めたものでございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） この事前審査型一般競争入札、入札書のあれを見ると一般競争入札としか書いてない。だから、普通の人は、今、梶浦部長が言われたように、一般競争入札は条件は何もないと思う。本来、わかるような形ですれば、この入札に関しては事前審査型一般競争入札とうたうべきだと思います。

また、これは監査手帳にうたわれているように、制限つき一般競争入札の参加資格は適正に行われているか、慎重に審議する必要があると、このようにうたわれております。監査対象にもこれは入っているの。いや、この物件という意味じゃないですよ。そのぐらい事前審査型一般競争入札に関して慎重に、公平性があるようにするという形です。

だから、私は、これは取り寄せるというより、各議員も知っているようですけど、条件がここにうたわれております。その中の一般土木工事の特定・一般とか、建設業法に基づくとか、点数制とか、技術者の配置とか、これは当然のこと。ただし、ここの中で一番私が問題にしたのはなぜかという、平成15年度以降に完成した国（公社、公団を含む）または地方公共団体が発注した工事を元請として、有効容量1,000立方メートル以上の円筒形ステンレス製配水池の築造工事の施工実績を有することとある。この実績のところが一番問題になるわけ。なぜかという、公共工事、国（公社、公団を含む）または地方公共団体が発注した工事の元請と書いてあるわけ。では、この条件というのは、下請をやって実績をつけた云々で能力がある業者、これは入れへんよ、そうでしょう。そして、もう1つ言えば、この工事の実績はどこでつけるの。このような条件でやられれば、どこもこれ条件に最初のところ合うところはあれへんでしょう、違いますか。本来ならば、と同様に、同じような能力を有する企業に対して応札をする権利を有する、こんなの当たり前やないの。こんなことの条件を誰がどうして起案したのか。これはどえらい重要なことなんですよ。

なぜかと言えば、これは水源地の入札で松野組が落としているんだけど、これは16年から指名競争入札で、これを実績でつけてきておるわけ。条件、これはなしよ。だから、過去にそういう条件がなしでやって、今回条件をつけて、そして今やないけれども、近郊と、それから岐阜市内で、この条件が当てはまるのは6社しかないという、全体にしたら51社ある。6社、名前を言わなくたって大体推測はできる。この十何社の中からして、極端なこと言ったら、岐阜市で1社、それから本巣で1社、西濃で1社、それから大垣で2社、瑞穂市で1社、あと差があるかわからんけど、こんなことは大体わかるの、少し知識がある者は。

だからこそ、これに関して僕が言いたいのは、この方式が適当であったか、違ったかということ答弁してほしい。自分たちはこれに関して何の矛盾も感じていないのか、感じているのか。きょうは議員の皆さんもおるし、傍聴人の皆さんもおるけれど、こんな条件を当たり前と思うのかどうか、答弁してください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（相浦 要君） まず、なぜ事後審査型一般競争入札にしたのかということでございますけれども、一般競争入札のメリットは、入札談合を行いにくくします。また、発注者の恣意を排除いたします。

○13番（堀 武君） 議長、それは答えを求めている。答えを求めているのは、これに対する答え。④番の答えを求めているだけ、そんなほかのことは求めています。

○総務部長（相浦 要君） はい。入札に参加する者に必要な資格として、瑞穂市の工事業者等の選考委員会で審議をしています。別府水源地配水池新設工事に必要な資格は、工事形態や一般競争入札を踏まえて、経営事項審査の総合評定が土木一式で900点以上、施工実績の条件として、平成15年以降に有効容量1,000立方メートル以上の円筒形ステンレス製配水池の施工実績を条件としています。事業所の所在地の条件といたしましては、岐阜・西濃地域に本店を有することと条件を出し合い、委員会の中で審議をいたしました。

この条件をもとに、該当事業者は総合点数と事業所の所在地51社が該当し、さらに施工実績を含めて6社が該当を確認しました。

これら条件や該当事業者を委員会で確認し、審議の結果、条件を決定いたしました。入札公告後の入札参加は、2社申し込みがあり、開札結果、5月2日に議会で議決をいただいて、株式会社松野組が落札をいたしました。

今回の入札結果として、委員会の中で、当初51社、実績該当業者が6社と確認しましたが、公告後、参加者が6社相当を期待していましたが、参加者2社と絞り込まれ、現時点では、一般競争入札としては条件をもう少し広げればよかったと考えています。

そこで、実績等を確認できるテクリス、コリンズを今月より導入し、該当する業者を広く求めるよう、一般競争入札における参加条件を検討していきたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 肝心なことは答弁していない。このような条件をつけることが正しいかどうか、それを言っているの。答えられないでしょう。だってそうでしょう、このようなことでの実績をつけるの、どこでつけると言わなきゃあ。

最初に戻るんじゃないけれども、くだいような話だけでも、国（公社、公団を含む）または地方公共団体が発注した工事を元請とすることを条件とすると。違いますか、こんな条件ある。これ、どこでもやっているのかな。どこでもやっているとか、やっていないとか、ちょっと答弁してよ。やっているところがあれば、こういう条件でやっている、国土交通省でやっているのか、それはどこでやっているのか。

僕がこれを出したということは調べておるでしょう、調べていないの、どこでやっているか、これ答弁してみてください、これに関して。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 条件はそれぞれの工種によって異なると思いますが、今回の入札につきましては、この条件を実績値、ステンレス製の円筒形の配水池ということでつけていただいております。ただ、それにつきましては、いろんな各市町の考えがございまして、発注のときの条件は、それぞれの委員会で決められていることと思います。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） それは条件をつけるのは、つけるでいいんですよ。だけれども、こういうことを企業育成とか云々とか、国土交通省でも言っているならば、言っているはずですよ。だから、昔は、僕は知らないですよ、今のことで。昔の感覚で言うなれば、工事实績は下請でつけると。そうして元請になれるような実績をつけるというふうに教わってきました。だから、下請でいい仕事をして、そして工事实績を上げて、そうしておいて元請に入れるような努力をする。これが建設業、土木でも同じ、建設業のスタンスだと私は思って、ずうっとそういうような感覚でおりました。いきなり今回のそんな答弁をすると、これは変な誤解を招くよ、違う、そうでしょう。

ここで松野組が得た工事实績、幾らだと思いますか。ここに書いてある1億3,900万、今度のは4億6,000万、どう思う、皆さん、そうでしょう。まるきりこの条件に合うような形で指名委員会は指名されたとは思えんようなことになる。疑いを持たれるような条件をつけるべきでない。答弁できへんでしょう、これに関して。違いますか。

堂々と答弁できるような発注方法にしてください。そうでしょう、こんなもん答弁できる。

国土交通省、規約、県におられればわかるように、下請をして実績をつけて、そして元請ができるような業者の育成というのは基本でしょう。もう答弁はいいですよ、そんなもん当然のこと。

そのようなことで、瑞穂市の業者でもそうですけれども、たまたま松野さんのところと離れておるのでそういうようなことがあるかわからんですけれども、やはり地元の業者だったら、今言うような形で下請に入って実績をつけて、そして元請でやれるようなことをやる、そういうようなことでいかないと企業育成なんてできない。

私は一般質問等で過去にも、副市長が総務部長時代かな、要するに地元の企業の土木を育成しないと、重機もリースにしてしまうと。従業員も削減してしまうと。それでは緊急的に何もできんじゃないかと。だから、地元の業者をいかに育成して、そして緊急の場合に対して対処できるような体制をとってほしいと。ただし、適正な価格、適正なことでの行政のやり方をしてほしいと、そのようなことで言っております。

こればかりやっていると終わってしまいますから、その辺のことで、ぜひこのようなことを

もう少し勉強して全体でやってください。そうでないと、これは資料をいろいろそろえましたが、時間もなくなっちゃいますから、次に移ります、9月でもできますから。

次に、私は桜の木が6月9日に、西出入り口付近で樹齢50年余りの桜、古木が伐採される現場に遭遇しました。枯れたから伐採するとの指示で伐採したという返事でした。しかし、切り株を見ると全然枯れていない。そして、桜をなぜ切るのか。枯れ枝を切るとか、折れた枝を切る場合にでも、細心の注意を払って桜は切るべき。そのようなことで切ったことに関して切り株を全部調べたら、1本だけは確かに側だけで周りが腐っていたけれども、愛情を持って木をやってほしい。

そして、県の防災の発電機の設置で、ここしかないからということで、この場所にして枝を切るのに関して、枝だけと言っていたけれども、伐採計画があるからといってぼんと切ってしまう。ただし、これもベースが2.4メートル四方、深さからすれば下の基礎分を入れたって600あればいいわけ。あの付近で見たところ、あるわけ。これ、そうでしょう。そうしておいて、砂場を小さく、あれは幾らかかるか知らんけれども、桜を切った切り株があるので金がかからない。言っていることがちぐはぐ、そうでしょう。

瑞穂市のこの桜は、皆さんが楽しみにしているでしょう、春にきれいに咲くのを、一番早いんですよ。そうでしょう。そして、瑞穂市の木は桜でしょう、市制になってから。そう知れば、本庁舎の桜を大事にして、腐りがあれば、腐りのところを削って殺菌をして防具を巻くとか、老木になったので、寿命が来たので切ってしまえとか、枝の太いやつを切ってしまう。切れば、そこから腐りが入って枯れるの。枯れると同時に、古木なんていうのは、桜の木なんていうのは切られると同時にだんだん弱っていく、それが桜の特徴なんですね。だからこそ、この桜を切る件に関してと防災の発電機の件に関してでも余りにも安易。だから見に行ったときに、下に埋設物があるやないか、調べたのかというの、埋設物でも何でも。

もう一言で、自分たちのやっていること、これに関してどう思うか、それだけ答えてください、もう時間がないですから。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今回の桜の木の伐採につきましては、岐阜県の防災の通信システムの更新工事でございます、発電機の設置が必要だということで、るる、平成25年度から工事の計画がなされ、設置場所について検討してまいりました。その結果、最終的に現在の位置になったわけでございますが、その位置につきまして、桜の木がかかるということに対して、議員御指摘の市の木ということで配慮すべき点があったのかというふうに思います。

今後、工事を優先するだけではなく、古木に対する配慮をしていきたいと考えております。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これ、でも情報公開条例でとると、こんなもん資料までいっていないの、木の伐採に関しても、簡単に切ってきておるわけ。そういうことは、やはり管理者としてしっかりしてほしい。たかが桜、されど桜。よく考えていただきたい。

時間がないものですから、子供貧困対策についてお聞きしたいと思っております。もう少し時間があれば、これに対しての新聞とか、それからいろいろな面をお読みして、それに関していきたいと思っておりますけれども、ちょっと走ります。

子ども貧困対策推進法が平成26年1月に施行され、家庭の困窮に子供が巻き込まれる実態を把握し、対策を講じるよう各自治体に求められております。

全国の子供の貧困率は、平成25年度の調査で16.3%と、過去最悪となっております。実に6人に1人が貧困家庭である。4月に公表されたユニセフが日本の貧困層と普通の格差は、41カ国で8番目に高い、格差が大きいと報告されております。貧困家庭による負の連鎖は、瑞穂市においても間違いなくこれはやってくるのだらうと思っております。各務原では、そういうような家庭に食事の提供ができるような形をとられているというのがこの新聞にも載ってありました。

そのようなことで、瑞穂市の現状から見れば、当然これは早急に対処していただきたいというような観点から、この現状を市当局はどのように理解されているか、ちょっと御答弁を願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 堀議員の子供貧困の御質問にお答えをいたします。

子供貧困には、経済的問題による困窮と、また家庭環境の問題による困窮がございます。よく言われるように、負の連鎖を断ち切るには、経済的な困窮の場合には学習支援の機会を与えることが必要で、家庭環境による場合には、学習の必要性を親子ともに理解させることから始めることが必要と考えています。

現実的には、この2つとも該当するような事案が多く、親の経済的貧困、子育ての貧困、学習の必要性に乏しいというところに行き着いてきます。この背景には、日本の格差社会の拡大の影響があるというふうに考えています。

子供貧困に対しては、今、大きな社会問題となっており、深刻さをさらに深めているようなところ です。どの子供も明るい未来の夢が実現できるよう、瑞穂市の第2次総合計画では、市の目指す将来像を「誰もが未来を描けるまち瑞穂」としています。積極的に取り組み、先進自治体との格差が生じないように進めていきたいと考えています。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 次に、ことし3月に策定された第2次瑞穂市地域福祉活動計画の45ペ

ージには、生活困窮者自立支援事業の充実とあります。その中に学習支援事業が載っていますが、実施は30年度から、28年度、29年度は検討となっておりますけれども、どのような方向性があるのか、もう早急にしなければならないのか云々で、ちょっと御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問は、社会福祉協議会における第2次瑞穂市の地域福祉活動計画にある学習支援事業に関してになります。市と社会福祉協議会でこの学習支援事業の実施に向けた協議をしております。御指摘のとおり、この計画では28年度において視察や調査・研究を行い、29年度においてモデル事業を実施し、30年に事業を立ち上げるというふうになっております。

しかし、子供の貧困、学習支援の社会的な問題の大きさから、緊急性なども考え、再度社会福祉協議会と検討を重ねた結果、今年度の夏休みにこのモデル事業を実施することになりましたので報告をさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） このように、子供の貧困の連鎖というのは非常に今問題になっておると思います。だから、貧困家庭が現実的な問題になることも事実だと思っております。そのような観点から、最後に、子供貧困対策として学習支援は29年度からでも実施する必要があると思っております。高校生医療無料化も結構ですけれども、やはりこの辺のこと、子供の貧困連鎖をとめるためにも、即、早急に実施する必要を思っておりますので、その辺のことで御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 子供貧困対策として学習支援を29年度から実施すべきというような御質問ですが、ことしの5月から6月にかけて、この夏休み、夏季休業中に市内のNPO等の団体の方から学習支援を行いたいというような相談がございます。このような活動は、夏休み中の放課後児童クラブの利用者の緩和にもつながっていきます。このようなNPOは、地域の資源として育成していきたいというふうに考えています。

先ほど御質問の中でもございましたが、国の調査では、子供の相対貧困率は16.3%、家庭の年収が122万円以下の方になります。実に6人に1人ということになります。

また、ひとり親家庭の貧困は、54.6%というふうに高くなっています。ひとり親家庭の子供さんも困窮があるというようなことが、この数値からかなりわかるということが考えられます。この社会福祉協議会が行っております学習支援事業のモデル事業を参考に、市内で行っていただける方、担っていただける方、先生のOBや団体等がございましたら、協議して実施できるように進めていきたいと考えています。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 本来、私のライフワークである子供の問題、貧困、福祉の問題、いじめの問題等をずうっとやってきたもんですから、これに時間を割きたかったんですけども、余りにも今というような形で、下水の問題、その他、このような管理、そのような問題で非常に縦割りというんですか、自分たちの思い込みだけでやられている。それはだめですから、やはり市民の立場に立って行政はやってほしい。

市長にもお願いしますように、市長は大名と同じなんですから、だからそのような感覚で善政をやっていただきたい。切に切にお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、13番の堀武君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。午後1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時23分

再開 午後1時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

1番 松野貴志君の発言を許可いたします。

松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

新人議員の初めての一般質問であり、質問の構成や時間配分等はふなれであります。したがって、お聞き苦しい点多々あるかとは思いますが、何とぞ御容赦をお願いいたします。

さて、当市では第2次総合計画が策定されまして、今年度よりこれに基づき行政運営が進められていくわけでありまして、市が取り組むべき課題は、基本構想の目標にもありますとおり、多方面にわたっています。

私は市民の負託に応えるため、そして未来をつなぐ次世代のために、精いっぱい議員として役割を果たすわけでありまして、そのためには執行部の皆様の御意見をしっかりとお聞きした上で、私なりの考え、意見を述べ、二元代表制がしっかり機能する瑞穂市にしたいと思っております。

前置きが長くなりましたが、本日は2点の項目について質問させていただきます。

1つは、総合計画の基本目標である「夢あふれ希望に満ちたまち」から子育て支援に関する施策として、学校給食費の一部補助についての質問であります。

こちらの質問につきましては、一昨日森議員のほうから地域振興券の循環のお話でしたが、私も順を追ってこちらを質問していきますと、それら地域振興券のほうに話が一部ダ

づってしまいますので御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2つ目は路上喫煙禁止条例の制定についてであります。

こちらにつきましても一昨日今木議員のほうから一部質問の内容で触れられておりますので、こちらでも重複するかと思いますが、何とぞ御了承くださいますようお願い申し上げます。

偶然にも質問がダブったわけではありますが、私のほうといたしましてはこの2つの項目についてはしっかりと調査を重ね、そして日数を重ねて書類を作成してまいりました。そして本日は、議長のほうから御許可をいただきたいということで、私自身、フリップのほうの持参と、そして参考資料のほうをお持ちいたしました。こちらにつきましては、順を追ってまた説明させていただくときに私のほうから提示の許可をいただきたいと思っておりますので、議長、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問席に移りお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の項目であります子育て支援に関する質問をさせていただきます。

総合計画の前期基本計画における子育て支援策は、預かり施設の拡充や子育て支援サービスといった保育に重点を置いた計画が立てられています。確かに今の当市の課題である待機児童、特に3歳未満児の対策を図る上におきましては、これは優先施策と私は考えます。

しかるに現在は人口増加傾向にある当市ではありますが、今後直面する少子化問題の対応は今からしっかりと考えておかねばなりません。人口減少による消費が損なわれるということは、経済が衰退するということでもあります。逆に少子化対策ではなく、子育て支援を人口施策として対応していくということは、経済政策とも直結するわけでもあります。少子化イコール保育所対策という意識が行政に蔓延していると言われていたこともありますが、私もこれをしっかりと改善してこそ、市の発展につながるものと考えております。実際には教育費の負担が出生率の低下を招いていると私は考える次第であります。

そこで、本日は教育費の保護者負担の軽減といった観点から、給食費の補助について質問したいと思います。

1つ目の質問でございます。

教育費の中で大きなウエートを占めるのが学校給食であり、近隣では岐南町のように給食費の完全無料化を実施した自治体、また本巢市のように第3子から給食費の一部補助が始まっている自治体も出てきました。全国的にも何らかの形で保護者の負担軽減に歩み出す自治体がふえており、当市も近いうちには給食費の完全無料化や一部補助といった施策が必要になるものと考えています。

ただ単に経済支援策だけが子育て支援策とは言いませんが、こういった給食費補助制度に踏み切った場合に、当市にどういった効果が期待できるか、執行部の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、松野議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員からも御指摘がありましたように、岐南町が25年に子育て支援の拡充のためということで保護者の経済的負担軽減ということで給食費全てを無料化しておりますし、本巢市においても第3子の給食費を免除しております。こういうところもありますし、そのほか定住政策という関係でも利用されていると聞いております。

当市の場合、その効果としていろいろ考えられますが、一番大きい効果としては、子育て支援の経済的負担の軽減が大きいと、これは言うまでもないと思っております。しかし、財政的な負担が大きくなるというのも課題として考えられます。

また、補助となると経常的な補助でなければ世代間の不公平感も出てくるため、補助が一時的にならないようにする必要もあると、このように考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 子育て世帯での経済負担の軽減は大きい、執行部の御見解もしっかりといただきました。

しかし、もちろんこういった施策を打ち出す場合でありましたら、市の財政負担も大きいと私も認識しております。それと、補助は一時的なものではなく、恒久的に行う必要があると私も考えております。施策による市の将来的な効果は大きいものじゃないでしょうかと私は考えております。

それについては、後ほど質問のほうでさせていただきますので、次の質問に移ります。

当市の給食事業の現状についてお尋ねします。

学校給食の実施に必要な経費は学校給食法第11条により、施設や設備、職員の人件費等を市が負担し、これら以外の経費として食材費は保護者が負担をしています。特別会計の給食事業費は約3億円であり、これは食材相当額であります。市は給食事業を運営するために、人件費や光熱費、また備品等などが必要となりますが、この食材相当額を除く年間負担額は幾らになるのか、一般会計の給食センター費28年度予算という2億782万5,000円がこれに当たるのか、それらも含めて御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 議員おっしゃるとおり、総額は2億782万円で間違いありません。

内訳として、調理員などの人件費などに係る事務費が1億600万円で、ガス代など施設管理及びアレルギー対応の費用として1億182万円となっております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 運営費の内訳を御答弁いただきましたが、給食センターの建物や厨房施

設などの減価償却を考えれば、さらに費用が増すものであると私も考えます。いずれにいたしましても、市は給食事業に対し相当額の負担があることは認識できました。

これらを踏まえまして、次の質問に移らせていただきます。

今ここで給食費の完全無料化を実施したとなれば、平成28年度の予算ベースでさらに3億円程度の財政負担がのしかかると私も考えております。

当市はこの10月より棚橋市長の目玉の政策であります18歳までの医療費の無料化も始まりますので、それらも合わせますと現段階では財政を圧迫する施策は困難と言えるでしょう。

では、給食費の一部補助、これも困難なのか。大幅な負担増でなければ、現実可能なのではないか。まず補助対象者を絞って試算してみるべきではないかと、こういった考えのもと、次に対象者を限定した場合の財政負担についてお聞きしたいと思います。

1つは、第3子以降の給食費を完全無料化した場合、そしてもう1つが、低所得者世帯の給食費を無料化した場合であります。もっとも低所得者の定義は難しいところではありますが、一般的に言われている年収300万円以下の世帯を低所得者と仮定した場合で御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの第3子以降の給食費を無料化にした場合ということで最初にお答えさせていただきます。

平成28年度の予算で給食費を支払っている保護者は5,380名で、給食費の総額は2億4,066万1,000円となっております。そのうち第3子以降ということですが、5歳児から18歳未満までの児童・生徒の中で第3子以降の子を抽出すると237名おります。小学校の1人当たりの年間給食費をもとに計算しますと、第3子を無料化した場合、約1,050万円という試算ができます。

それから、その次の低所得者（年収300万円以下）の給食費を無料化した場合という御質問ですけれども、年収300万円以下の抽出は、給食費における所得データがないため、これは算出できません。しかし、現在生活保護者や市町村民税所得割額が非課税となっているなど、経済的に困窮している方への給食費の就学援助者は76名で、およそ350万円は援助されております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 御答弁ありがとうございました。

第3子以降の給食費の無料化による財政負担がおおむね1,050万、そして年収300万円以下の低所得者の補助に対しましては試算できないとの御答弁でありました。

確かに年収300万円といいましても、その家族構成によっては保護者の負担度は変わってきますし、また極端に言えば、莫大な資産が、貯蓄がある世帯もあることを考えますと、当然こういった給食費の無料化についての補助は必要としないというわけではあります。

そして、私の調査によりますと、低所得者の定義のほうから調査いたしましたが、平成25年度国民基礎調査によりますと、平均所得300万円以下の世帯数は、全国で32.7%であります。ただ、児童のいる世帯の平均所得は働き盛りということもありまして、2割程度の所得が多くなっております。

これにより推測いたしますと、給食に補助対象者で年収300万円以下の割合は、おおよそ20%から30%ぐらい。これが当市の負担額を試算いたしますと、およそ6,000万から9,000万円ではないかと私は考えます。あくまでもこれは私の個人的な推測額であります。

さて、一律に補助を考えるのであれば、人数掛ける補助額で簡単に負担額が算出できます。ただ最も効果的な補助制度を検討する上で、一例として今、試算額をお聞きいたしました。

次に、こういった補助を地域振興券とした場合、こちらは森議員の昨日の質問と一部かぶりますので御了承願います。

地域振興券とした場合におきましては、一昨年プレミアムつき商品券が頭に浮かびます。17年前の1999年には、子育て世代や高齢者の消費を支援する目的で地域振興券が発行されています。これらの効果については、いろいろな文献でさまざまな意見が述べられておりますが、総体的にその経済効果を試算する場合、私の見解は99年の地域振興券はその対象者が主に低所得者であったため、消費の一部が振興券による消費に置きかわり、残りは貯蓄に回るという現象が見受けられました。また、プレミアムつき商品券におきましては、消費刺激策としてはそれなりの評価は得ております。ですが、効果が一時的である。そして恩恵は地元店ではなく、大型量販店だけであるといった課題も露呈しているのをございます。ただ、振興券による成果は魅力的な商品メニューやサービスを対象とするなど、自治体のマーケティング力が大きいとも言われ、やり方によっては大きな効果を生む可能性があるとは私は信じております。

そこで、次の質問に移ります。

地域振興券による地域経済の活性化について、市はどのような考えをしているのでしょうか、執行部の皆様にお答えを求めます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） ただいま松野議員さんから、地域振興券についてかなり勉強されておられて、その勉強の中からメリット・デメリットに近いところから既に発表されております。

確かにちょうど1年前、私どももプレミアム商品券という地域振興券を発行したわけです。国のこれは消費喚起ということで国からお金も来ておりますので、そうした事業を実施したわけでございます。

それで、地域振興券につきましては、18歳世代の医療費の無料化の際もこのお話がありましたので、うちのほうも少し調べてございますし、今まで言われたように、そうした経験がある中で、またいろんな文献とか、またほかの市町でやってみえるところから聞きますと、それな

りにメリット・デメリットはあるようでございますので、それをきょうはちょっと紹介させていただくということで、今後またこうした事業が出てきた場合には、できる限り皆さんに公平な事業として、また地域の商工関係にとってメリットが出てくるようにというふうに考えておりますので、一般的なことのお答えになってしまうかも知れませんが、少し御理解をいただきたいと思います。

やはり今言われたように、メリットとしては地域内の消費の拡大、そしてから一時的には自治体の収入ということが出てきます。

一方、またデメリットということは、今よく言われたんですけど、やっぱり商品って買いたいものが出てくると思いますし、皆さんに買ってもらえるものを売らないかんということで、なかなか商売のやり方というのは非常に難しくなってきたおると思いますし、その変化というのはスピードがすごく速いんですね。そうした中で、若い人たちが今ネットショッピングということにも走ってきておるかと思えますけれども、やっぱりどうしても買いたいものを買えないということはちょっと皆さんにとってはなかなか難しいことかなあとと思えますし、ちょっとデメリットをぽぽって言うてみますが、それが当たるかどうかは別として、使用期限が区切られるとか、おつりが出ないとか、安く買えるものが高くなるとか、メリットを受ける住民とそうでない不公平感があるということですね。

これにつきましては、去年も売り出しまして、それぞれ一人一人制限があったわけですが、並べる人並べない人、暑い中で並んでもらったということがあります。私たちも誰か倒れたりなんかしなきゃいいかなあと、そんなことも考えた次第ですが、なかなか皆さんに公平性ということになると、やり方を考えないかんと思えます。

また、企業においてもやっぱり参加しない企業とそうでない企業がありますし、いい影響の出る企業と逆の企業も出てくるようでございます。そして、意外と事業者さんの間であるのは、換金までに時間がかかるということですね。それから議員がおっしゃったように、大手が参加してしまうとそっちへ偏っちゃうよということ。こんなところがある。

また、一般の市民の方から見ますと、振興券をもらうための手続が必要であったり、また受け取ったりする手間が思ったよりかかるということでございます。

それで、私どもも医療費の無料化をしたときに、どんなが出てくるんだろうかということで考えたわけですが、振興券をもしやろうかと思ったときには、その振興券の申請をするという業務が市民の皆さんに出てきます。医療費であれば医療費の領収書を持ってきて、窓口へ持ってくると。そうすると担当のほうはそれを審査し、その場では発行できませんので、またその方に通知を差し上げてとりに来てもらってということが出てこようかと思えます。

そしてから今度お店屋さんですね、参加していただく方の募集をしなくちゃならない。幅広く募集するというのは基本だろうと思えます。昨年のプレミアム商品券の発売の際には、商工

会員が850名ほどお見えになられたと思います。その中で141軒の方が参加をされました。そのうち10軒の方が会員ではなかったのですが、手数料を納められたと、そして参加をされたと。そして4軒の方が商工会の会員になられたということを聞いております。まず4軒の方が商工会の会員になられたということはそれなりの評価ができるかと思っております。

また、先ほど言いましたように、商品券を換金するという業務が出てくるということで、思った以上にいろいろな手間とか金とかいろんなことがかかるということが大体わかってまいりました。

そんな中で、市によっては全ての補助をこの振興券でやっておられるところもありますけれども、ですので消費を喚起するとかいろいろな目的ではこうした事業をやらなくちゃならんことも出てくるだろうと思いますし、そうした点ではできる限り皆さんに公平的に対応したいと、そんなことを考えております。また、市民の皆さんにはできる限りお手間をかけずに簡素で効率的な業務をするという方向で全体的には考えていきたいと思っております。

なかなか松野議員、一生懸命フリップができています。まだ皆さんにお見せしてみえませんが、いろいろなことをずうっと調べてみえまして、これについても松野議員が一生懸命調べてみえるからといって、この事業をやろうと思うと本当に全庁的にやらないとだめです。どこが回答するかといって、企画やろう、都市整備やろうとみんないろいろ言ったんですが、補助金が対象になればほとんどの課が関係してきますし、商工会とか皆さんの力を得ないかんので、そういうことで最後は副市長が答弁せよということになってしまいましたけれども、今後ともこうした事業があるときにはあるだろうと思いますので、そういうときにはまたできる限りのことはしたいと思っておりますが、全体的な事務から考えますと、できるだけ簡素に効率的にやりたい。そしてから公平性を欠くことのないように、そんなことを思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 副市長の御答弁の中には、デメリットがいささか大きいと。そしてメリットのほうは少ないというお話をいただいたわけではございますが、私の考えの中には、やはり計算いたしましても、メリットも非常に大きいのではないかと私は考えております。

そして、この振興券方式を導入している自治体があるのも事実でございます。もちろん地域特性もありますが、この方式を行っている自治体は効果があると確信して行っているものだと私は思います。

こうした地域振興券の効果、そして循環、そういった方向へ持っていくには、私としてはやはりマーケティング力を身につける自治体に求められるのではないのでしょうかと考えております。マーケティング力を強化しておかなければ、少子・高齢化が加速する中でこういった施策

を打ち出しても手おくれになってしまいます。

私は地域振興券による消費促進、駅前を含む地域活性、またそれに伴う財政力の強化も考えますと、振興券の効果はかなり期待できるものであると思います。

そこで、質問の趣旨である給食費の補助について、個人的な考えを述べたいと思います。

私は給食費の無料化を行うべきだと考えておりますが、今の当市の財政力を鑑みれば、当面は給食費の一部補助が現実的な施策であると考えます。そして補助方法、地域振興券を考えていますので、その対象者の消費促進を促すために、より多くの世帯、すなわち全児童・生徒世帯がふさわしいかと私は考えます。補助額は1人月額1,000円、年間で1万1,000円でございます。これを全児童で試算いたしますと、予算的には年間6,000万円ほどかかると思います。

ここで、私の考えをフリップのほうにまとめてまいりました。そして参考資料のほうをおつくりしてお持ちしておりますので、フリップの掲示と資料の配付の御許可を、議長、よろしくお願いいたします。また、確認のための一時休憩もよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） それでは、暫時休憩をとります。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時03分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

松野貴志君。

○1番（松野貴志君） それでは、今お配りした資料のほうと、そしてきょうお持ちいたしました1枚目のフリップのほうで御説明をさせていただきます。

お手元にお配りした資料の左上のほうから、そしてフリップ、向かって左上のほうから御説明をさせていただきます。

給食費を一律1,000円引き下げた場合の市の財政負担額を記載してございます。

1番の給食費を一律1,000円引き下げした場合、今給食費を払っている全児童数は合計で5,243名でございます。その内訳は、幼稚園で255人、小学校で3,365人、中学校で1,623人の合計5,243名となります。そしてこれらを1,000円引き下げた場合、一月はこれに掛けてございます。幼稚園のほうでは25万5,000円、そして小学校のほうでは336万5,000円、中学校では162万3,000円となります。一月の市の負担額は合計で524万3,000円でございます。そしてこれらを1年間の補助といたしますと、幼稚園のほうでは280万5,000円、小学校のほうでは3,701万5,000円、中学校におきましては1,785万3,000円となります。合計金額は、年間市の負担額は5,767万3,000円でございます。

そして、②のほうに移ります。

今市が行っている福祉医療助成事業費のほうでございます。これらは給食費のほうと福祉のほうで絡めて御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

本年度の医療費無料、これは小学校1年生から高校3年生までの医療費負担でございます。そして、上記に含む本年度の目玉であります10月からの施行予定の18歳の無料も含まれております。それら合計金額のほうは1億8,748万1,000円でございます。

この1,000円引き下げた場合の5,767万3,000円と1億8,748万1,000円を合わせますと、市の財政負担額は2億4,515万4,000円となります。およそ2億5,000万円ほどが市の財政負担となるわけであります。

そして、私は、これらの財政負担を振興券の発行で変換することによっての駅前商店街を含めた商業活性化を進めるという意味合いで振興券をお勧めいたします。

この2億4,500万円、こちらを地域振興券のほうへ置きかえますと、そして置きかえるだけではなく、今先ほどメリット、そしてデメリットのほうをお話しいただきましたが、どうしてもやはりこれは大型量販店のほうに流れるのを食いとめねばなりません。そういった意味合いで地域振興券の使用制限、瑞穂市に事業所登録のある個人事業主及び企業、そして2つ目は商工会登録にある個人事業主及び企業と限定いたしたいと私は考えております。

そして限定した場合、そして地域振興券を発行した場合でございますが、私が予想する相対効果のほうは下に記載してございます。

まず1つは、給食費の引き下げにより、子育て世代の生活支援サービスにつながる。

第2に、給食費一律引き下げ及び福祉医療費を地域振興券にすることによって、駅前商店街を含めた瑞穂市全体の商業活性につながると私は信じております。

第3に、使用制限を設けることによって、地域振興券の獲得消費を狙う大型チェーン店の企業誘致にもつながると私は考えております。

第4に、瑞穂市内に点在する量販店や飲食店、これらの地域振興券による売り上げの向上の税収が見込めます。税収の内訳は、私のわかる内容の中では、法人市民税、そして所得税、償却資産税、市民税等々といった税収になります。ただ、残念ながら、事業所税のほうは当市ではこれは税収を見込めません。補足で一部計算もしてございますので、確認をよろしくお願い申し上げます。

第4の所得税による個人事業主の概算税収はおよそ2億4,000万円を全て振興券にかえた場合、1,471万円ほどとなります。そのほかの税収見込みは、過少計算ではございますが、2,451万円と推測できます。

このことから、給食費の一律1,000円引き下げ5,767万円のほうは概算税収のほうでおおむね賄えるのではないかと私は考えております。1,000円を引き下げ、そして福祉医療費も含めた地域振興券を発行した場合、およそ4,000万、そして計算をしていない税収で、私は5,000万、6,000万円という金額が見込めるのではないかと考えております。そうなりますと、一番最初に申し上げました5,767万3,000円といった負担額のほうは賄えると私は思います。

そして、先ほど副市長のほうからおっしゃいました手間というデメリットでございますが、これはやはり市民の皆様にも協働が必要でございます。そして、瑞穂市行政においても協働が必要になっていくのではないかと私は思います。事業者におきましても、全ての瑞穂市の市民の参加によって公平な役割分担、その上で地域振興券は動くものだとは私は信じております。

何としてもマーケティング力を身につけ、他市に負けないこの瑞穂市にしていきたいと私は市長に切に願うものでございます。現状だけではなく、将来を見越した施策としてぜひ検討されることを望みます。

続きまして、路上喫煙禁止条例の制定について御質問させていただきます。

先日、駅前周辺の市民の方から2点ほどお電話を頂戴しております。

匿名でございますので、内容まではしっかりとお伝えできるかどうか分かりませんが、悲痛な叫びでございました。

お1人は、高校2年生のお子様がお見えになる。ことしの2月の初旬に小雨が降る中、ベンチで通学途中に友達を待っています。両サイドに喫煙者が座り、そしてたばこのにおいがつき登校した。校門で教員に呼びとめられ注意を受けたということで、保護者のほうから何とか駅前周辺だけでも禁煙エリアをしていただきたいと、電話口の向こうのほうからでは声を震わせ、涙を流しておっしゃっておられました。

そしてもう1人は、一昨日、今木議員のお話にありましたとおり、駅前周辺での歩きたばこ、そして路上喫煙者が多い。火のついたたばこによるやけどやポイ捨て、安全や環境面に問題があるのではないかとといった御指摘もございました。

こういった意見を市民の方から頂戴しております。まさしくこういった目に余る行為に多くの市民も認識されているものかと私は思います。

私も、数度にわたりまして穂積駅周辺の現地確認をしてまいりました。やはり歩きたばこ、そしてコミュニティバス停留所前での喫煙、そしてそれらのたばこの行き先は雨水側溝でございました。あちらこちらに点在するたばこ、そして吸い殻、そのマナーに疑問を持たざるを得ない状況でございました。

本来は一人一人のモラルの問題ではございます。それらが低下しているのは否めません。そうであれば、行政としても手をこまねいているのではなく、安心・安全、そして環境や健康面への配慮から、こういった問題に積極的に取り組むべきであり、迷惑行為に関してはしっかりと対応する必要があると私は思います。

通告でその対応策をお聞きする予定でございましたが、一昨日も質問がなされておりますので、補足も含めて対応策について、簡潔に御答弁くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の御質問、穂積駅周辺の路上喫煙による迷惑行為についての回答をさせていただきます。

まず、たばこの吸い殻は路上や側溝などに捨ててあるのをよく目にいたします。また、路上での喫煙は混雑した場所などではやけどや受動喫煙などを招いて、とても危険で迷惑なものだと考えております。

このような危険な行為については、喫煙者のモラルによるところであるとは思いますが、市としましては喫煙マナーの遵守、啓発を進めていくべきものであると思っております。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 啓蒙や啓発活動、そういった活動に関しては、私は効果が薄いであろうと思います。

そこで、規制という発想になるわけではございますが、少し視点を変えて質問していきたいと思っております。

たばこを吸わない、いわゆる嫌煙の方は全ての場所での禁煙を望まれると思いますが、喫煙者にとってはそれはなかなかつらいものであると私は思います。まして昨今、喫煙者は肩身の狭い思いをしているのが現状でございます。

穂積駅周辺でのマナーの悪さは、もちろん一部の方のモラルの問題ではありますが、逆に喫煙場所が設置してあれば、モラル向上や環境改善につながる可能性が高いのではないのでしょうか。バス待ちの乗客やタクシードライバーなど、喫煙される方が多くお見えになるのも事実であります。まちの玄関とも言える駅周辺の美観のためにも、駅の北側と南側の1カ所ずつ指定喫煙所を設置するのも有効と考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の指定喫煙場所について答弁させていただきます。

喫煙者の中にも歩きながらのたばこに抵抗を持っておられる方もいると思いますし、そういった方々も定められた喫煙場所がないのでつい喫煙してしまうということもあると思います。

松野議員が御指摘のとおり、指定の喫煙場所、そういったものが設けてあれば吸い殻のポイ捨てもなくなり、モラルの向上、環境の改善に一定の効果があるものと考えます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 執行部の見解も私も同じ思いでございます。一日でも早く北側と南側への喫煙所の設置をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、今全国の主要都市では路上喫煙を規制する動きが広がっております。

近隣では名古屋市、そして岐阜市が路上喫煙禁止区域を指定して、たばこのポイ捨てや防止、やけどや火災、煙による迷惑の防止を図っております。こういった動きは人々の道德心に限界を感じた自治体はやむを得ず一定のルールを設けて住民の悲痛な叫びに応えようとしているものであります。

もちろん路上喫煙禁止規制に反対の声もあります。喫煙する自由は保障されるべきだといった御意見や、これは公権力による市民支配社会をもたらすといった御意見など、強い意見もあるようでございますが、私がある意味納得した意見が、たばこ税の徴収があるのだから、喫煙者のことも考えて喫煙する場所を確保してほしいというものでございます。

考え方はそれぞれではございますが、私はルールの中にも喫煙者への配慮が必要ではないかと考えます。そういった観点から、私は先ほど穂積駅での喫煙所の設置を提案させていただきました。しかし、住民のニーズに早急に応えるためにも、また健康被害に対する禁煙の流れという時代背景を考えても、私は路上喫煙禁止区域を指定した条例制定が必要であると考えております。

ここで、私が数日足を運び全てを調査した、私の思いの指定エリアのフリップをお見せしたく思いますので、議長、またこちらのフリップの確認と御許可、そしてしばしの休息をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） それでは、この場で暫時休憩をとります。

休憩 午後 2 時21分

再開 午後 2 時23分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） お手元の資料のほうと、そしてフリップのほうの提示で、私が歩いて、そして目で確認したポイ捨ての現状、そして道路、そして側溝を調査して、もし条例を制定するのであれば、こういったエリアが妥当ではないかと私が個人的な見解で指定してみました。

1 枚目のマップのほうをごらんください。

駅周辺、これらにつきましては自転車置き場第 1 から第 5 までのエリアを禁煙エリア指定としたいと私は考えております。

そして駅の北側、これは駐車場を含む道路でございます。特に駐車場周辺の雨水側溝へのたばこのポイ捨てが目立っております。

そして南側のエリアは、若干広目にと私は考えております。

南には J A さん、そして穂積郵便局、そして十六銀行、そして市役所、総合センター、市民センターといった公共、そして民間の企業がございまして。そして、やはり通勤・通学の道路、歩道といたしましては、ここの瑞穂市の市役所を含むエリアに多くのたばこが落ちてございま

した。そして雨水側溝のほうにはたくさんの吸い殻が入ってございます。

そして、2枚目のマップをごらんください。

総合センターから南へ走っております友愛ロードでございます。こちらは私が2度、3度歩いて確認してまいりましたが、駅前以上に現状はひどいことになっておりました。

たばこのポイ捨ての数ははかり知れない数がございました。そして、犬のふん、ごみ、そして空き缶といったものがあちらこちらに多数置いてございました。私はこれらの友愛ロードまで含めた指定エリアを何とか禁止区域へと指定したいと考えて、今回私の提案のマップで持参いたしました。

3枚目のフリップ、そして3枚目のお手元の資料をごらんください。

路上喫煙の禁止区域の条例、これにつきましても先ほども申し上げましたとおり、地域振興券と同じように、市民の皆様の協力が必要でございます。私は瑞穂市、そして市民等有権者の方々、そして事業者の皆様全ての協力が必要であると考えております。啓蒙や啓発活動といった活動を幾らしても、たばこのポイ捨てはなくなることはございません。そして駅の北側と南側に喫煙所を設置、そしてその上で条例を設置していくという順序が私は必要と考えます。

市長が一生懸命穂積駅周辺の空き缶の整理をしているのは私も存じております。確かに空き缶の数は減ってまいりました。しかしながら、たばこのポイ捨てはたくさんございます。何とかしてこのたばこのポイ捨てを規制し、そして余りにも目に余るようなことがございましたら、条例という踏み切った選択を市長のほうに御判断を願いたいと思っております。

一昨日も今木議員の御質問の中にも検討をするというお話がございましたが、もう一刻の猶予もないと私は考えております。

市長が愛してやまない瑞穂市の子供たち、その子供たちが泣いて助けを求めているのであります。どうか市長、条例制定に向けた力強い御発言、御答弁をお聞かせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 松野貴志議員さん、新人議員とは思えぬすごい、本当にそれだけ思いが強いものだと思います。

まさにこのまち、今現在も名古屋のほう、特に東海、一宮、それから木曽川、それから枇杷島、そういったところから人口がやっぱりまだまだふえております。その皆様方はまず穂積駅に来ていただいています。この年になってからだと思います。2月、3月はちょっと転入、転出の方でちょっとマイナスが発生しました。でも、それ以外大体70名台の方が転入のほうが多くなっております。ですから転入から転出の方を引かせてもらって70名ぐらい。ですからかなりのペースにことしになってからますます引っ越してきておられます。

それもその中で、私、本当に感心しますが、これだけ人口がふえているまちの割には事件

発生が意外と少ないです。何とか横ばいで来ています。それと、もうあと1つ、これは皆さん方も多分気がついておられると思いますが、岐阜市内、岐阜市とちょっと余り比べてはいけないのかもしれませんが、岐阜市のことを思いましたら、私たちのほうが幾分ペットボトル、そして空き缶、本当にここ最近落ちておるのが少なくなりました。手前みそではございますが、あの朝日大学のかいわいでも少なくなりました。ということは、かなり私どもの瑞穂市へ引っ越してきていただいている方々、大分変わってきたということと、それからこのまちの啓蒙、啓発活動、かなりよくなってきたと思います。

でも、たばこはそうじゃないです。ずばり申しまして、今松野議員から指摘がありましたとおり恥ずかしい状態です。でもその中で、松野議員もおっしゃられた中で、私、本当になるほどだと思いますのは、このまちを売り込むためのツールとして、例えばせんだって音楽がありました。ちょっと時間が限られています、ちょっと早目にしゃべります、申しわけないですが。

せんだって瑞穂市民吹奏楽団という音楽がありました。どんどん集まる方々、やっぱり毎年毎年、一つの啓蒙されてくるんですね。本当になるほどなという方々が来られます。例えば駐車、その方々が来られるときは大体駐車場はどこかもいっぱいでございます。でも、必ずや身体障害者の方々のスペース、これがあいているんですよ。ということは、その瑞穂市民吹奏楽団、この楽団によってある程度駐車される方々のモラルが上がったんじゃないかなと思います。

そしてさらに、私、そのとき思ったのが、例えば私たちのまちでこの演奏もそうですが、さらに冬、第九の演奏会をやってもいいんじゃないかと、そしたらまさにこのまち、瑞穂のまち、本当に皆さん知的になってくれた。一生懸命まちを守ろうとしている。一生懸命まちを愛してくれている。そして、まちに来られる方々が変わってきたよと、そんなふうの私は一つ一つのステップを上げる部分じゃないかなと思います。

まさに私、松野議員のお話を聞いていまして、その中の瑞穂市民の方々が一つ一つ成長していただく、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、成長していただくというのは。でも、皆さんが一つ一つ社会性、こういったものを身につけ、なおかつ私も一緒になってやっていこうという気持ちを持ってもらうためには、まさにこの条例、いいと思いますし、その条例を定めようという気持ちもそうかもしれませんが、その手前で、まずみんなが気がついてもらう啓蒙活動、そして啓蒙・啓発活動、そのさらに行く先は、私のまちもしっかりとした条例を持っています。恐らく税金を多額に払っておられる方々でも、場所は場所、やっぱり守らなきゃならんところはならん、そういう気持ちを持っていただけるものだと思いますので、きょうは本当に松野議員からいい御提案を頂戴したと思っておりますし、私自身もあくまでも穂積駅の再開発、それと同時に愛知県方面、そういった方々、私どものまちへ移住・定住していただく、そ

して美しいまち、瑞穂、また駅周辺をつくっていくためにも、本当にすばらしいことをお聞きできたと思っておりますので、一刻も早く、エリア指定がいいのか、条例がいいのか、またエリア指定はどこまでやったらいいのか、そういったことを早急に考えながら、また議員の皆さんの意見も交えながら進めていきたいと思っておりますので、さらなる皆さんもきょうは私のみならず、議員の皆様、松野さん以外の17名の方々も松野議員から宿題をもらったんだということかもしれません。そして私たちも宿題イコール昨日ありました議員さんから、まちのPRはどうしておるんやという話もございましたが、まさにこのまちのPRということで、若井議員がおっしゃられたその中のツールの一つに加えてもいいんじゃないかなとも思います。そんなことで考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしますと同時に、私たちも真剣に執行部のほうも考えてみます。そんなような御答弁でひとまずよろしいでしょうか。そのように答弁させていただきます。どうか皆さん一緒にこのことを考えていきましょう。よろしくお願ひいたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 市長のほうから力強い御答弁をいただきまして、そして執行部の皆様にも恐らく思いが伝わったかと思ひます。

私も一議員として、そしてほかのここにお見えになる17人の議員も全力を尽くしてこういった問題に取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

私の一般質問はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、1 番の松野貴志君の質問を終わります。

続きまして、6 番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原君。

○6 番（杉原克巳君） 議席番号6 番 杉原克巳です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、きょうはこの3 点に絞りましてお伺ひをしたいと思います。

まず1 つは、財政の運営についてでございます。それから2 つ目は、地場産業の育成ということで、今回は園芸作物に絞りまして、行政の支援対策はどうなっておるかということをお聞きたいと思ひます。そうしまして、3 つ目は午前中もお話がございましてちょっと重複をいたしますが、堀議員と同じ子供貧困対策についてでございます。以上の3 点を質問させていただきますから、どうぞよろしくお願ひをいたします。

では、質問席のほうに戻らせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

では最初に、自治体の財政ということで企画部長にお伺ひをいたします。

財政は非常に奥行きが深く、また幅も広くて、制度の制度設計も覚えなければならないし、専門用

語というんですか、それも理解をしなくてはならないということで、非常に難しい分野でございます。しかし、我々これからの議員というものは政治活動をしていく上において、この財政がわからなくては先には進むことはできません。ですから、ある面では絶対条件に私はなると思っております。

そこで、私はあえてこの難しい、私は余り会計の知識はございませんけど、にわか勉強になるかわかりませんが、あえてこの分野に挑戦をさせていただきました。したがって、きょうのところは基礎的、基本的な事項の質問になるかと思いますが、企画部長、よろしくお願いします。

自治体の行政への関心は、最近とみに高くなってきており、私を含めて自治体への認識はいまだ極めて低いものがございます。それを賄う財源のことは余り考えず、行政サービスの充実を求める傾向がますます深くなってきているように思われます。そこには自治体行政の制度そのものが理解しがたくなっているかもしれません。

そこで、私は自治体財政に対する理解を広めることが市民の皆様の関心の第一歩になればと思い、質問をさせていただくことにいたしました。

世間一般によくわかる例として、家庭生活を守るのは家計でございます。自治体の仕事を賄うのは自治体の財政だと言われております。

家計を見ればその家庭の状態がわかるように、そのまちの財政を見れば、まちの状況が一目瞭然だと言われております。私はかつて日本の地方自治は3割自治だと言われたことが記憶に残っております。そこで、まず私は市の自主財源を資料としました。これは先日行政報告会に行きましたときに「わかりやすい瑞穂市の予算」というのを参考にいたしまして試算をしてみますと、市税と受益者負担金の合算をすると、瑞穂市は3割じゃなくて5割をちょっと上回っているような状況だという数値の結果が出ております。

そこで質問の1つ目ですが、市の財政状況をあらわす各指標の推移に留意をしながら、中期財政計画に基づく財政運営を計画的に実施する旨が第2次総合計画に記載されております。

この中期財政計画の骨子を説明いただきたいと思います。これはまた後で一緒に、2項目一緒に御説明をいただきたいと思います。

財政運営の基本は、私は「入るをはかって、出るを制する」これだと思います。そこで市の予算構成を、またこの資料をちょっと参考にさせてもらいましたんですけど、見ますと、福祉、医療、教育、社会的インフラ整備とまちづくりの基本的な行政サービスを行う会計が一般会計、国民健康保険事業、学校給食事業等、特定の収入によって事業を行う特別会計、さらに事業収益によって運営されている会計の企業会計のこの3本によって構成をされ、運営をされております。

そこで今回は、一般会計に絞ってお話をお聞きしたいと思っております。

一般会計の歳入は、使い道がどんな経費にでも使える一般財源と、初めから使い道が決まっている国庫補助金、地方債から成る特定財源によって賄われております。また、一般財源の中心は私たちが納税する住民税と固定資産税が大部分を占めております。本市の24年以降の両税の推移を見てみますと、おのおの30億前半で推移をいたしております。

まずこの2税をいかに安定確保していくかが本市の健全財政の基本だと言っても過言ではありません。この2税を28年度の、この資料ばかり使って申しわけございませんが、わかりやすい予算書を見て感じましたことは、歳出の民生費でございます。これは28年度ですから予算だと思ふんですけれども、65億円を賄うのが精いっぱいだという数字になってきます。この民生費というものは、私は経常費の中でも準固定費、100%固定費とはいいいませんが準固定費というふうに位置づけをいたしております。この経費は年々結構の率でふえております。したがって減らすことはなかなか難しいと思います。したがって、この要するに一般財源で民生費を確保しかできないということになれば、予算の弾力性というものは硬直化してきます。

私は今後予測される生産年齢人口、15歳から65歳の減少、サラリーマンの退職者の増加、高齢化等によりそれによる所得の減少、したがって住民税もこのままでいけば年々減少をせざるを得ないというふうに思っております。

さらに課税最低限の、要するに課税される最低限の所得の上昇、これが上がれば納税できない人も増加するように思われます。

他方、固定資産税は課税対象となっておりますのは土地・建物、償却資産でございます。土地と家屋は3年ごとに評価がえをされております。特に私は、ここで注意をしなくてはならないのは償却資産ですね。償却資産というのは減価償却を決めておられまして、そこから年々定率ですと率が上がってきますと、要するに簿価がどんどん下がってきますね。ということで課税対象が低くなるということで、これも大きな重要なファクターではないかなあというふうに思っておるわけでございます。

さらに、当市は平成15年に巢南町と穂積町が合併いたしまして瑞穂市になりまして、その際、合併特例債という財源を確保することができました。先日も事前の研修会で、財政課の方の資料を見ますと108億ぐらいですかね、使えるのが97%だから98億ということで、これも来年に終了をいたすわけでございます。

したがいまして、今後は今までのような大型の事業というものの積極的な展開というものはなかなか私は難しいのではないかなあというふうに思っておるわけでございます。

したがいまして、予算編成時には、私も民間で予算の編成をやっておりましたが、ゼロベース予算という基本理念をしっかりとって、効率的運営が要求されるところでございます。

また、現在国家も1,000兆円超の国の借金がございまして、1人頭800万強という金額になっております。また、皆様方御承知のように、消費税もまた再延期というようなことで19年10月施

行ということになっておりますが、遠からず地方財政にも少なからず影響を及ぼしてくるのではないかなあというふうに思っておるわけでございます。

以上、もろもろの諸要素を鑑み、ここで企画部長にお尋ねいたしますが、今後の安定的な収入源を確保する方策の設計というものを火急に準備をしていただかなければなりません。当然将来を見据えた施策をお考えのことと思います。ここで一番最初に言いました中期財政計画の計画と、そうしまして今後の安定的、要するに自主財源、一般財源の確保策というものがございましたら、なかなか難しい問題であると思います。国の財務省でも非常に困っておる問題ですから、これはよくわかりますけど、そこら辺、もし今準備ということで頭の中でいろいろプランも考えておられると思いますが、そういうものがございましたら、ここでお披露目をいただけないかなあというふうに思っておるわけでございます。

では、よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの杉原議員の御質問にお答えしたいと思います。

通告どおり、まず1点目は中期財政計画の点についてお答えしたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

中期財政計画とは、長期的な展望に立ち、財源の効率的な運営を図るなど、適切な財政運営をする必要があるために策定される計画と言われております。

議員御指摘のように総合計画に今後の主な事業として中期財政計画を掲載しております。

今後の財政見通しにつきましては、厳しい財政状況が続いておりますが、歳入の増加は多くは見込めないものとは考えておりますが、平成24年から26年度の3年間の決算をもとにほぼ横ばいで見込んでいるところでございます。総合計画の中では、そういった計画となっております。

また、歳出につきましては、高齢化などによりまして社会保障の増嵩は避けられず、限られた予算の中でほかの経費を切り詰めていかなければなりません。中でも普通建設事業費の抑制も図らなければならないと考えております。昨年度策定いたしました公共施設等総合管理計画、そして今年度それに基づく個別計画により、市が保有します公共施設全体を把握し、長期的な視点を持ちながら更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、新しくつくることから賢く使うことへ適切な配置への実現に努めながら財政負担を少しでも軽減したり、平準化したりするということが重要と考えております。

またもう1点、一般財源の安定収入の確保という点でございますが、一般財源は財源の、議員御指摘のように使い道が特定されず、どのような経費にも使用することができるものでございます。具体的には、市税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等の譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税などござい

ます。

そのうち市税以外は依存財源でありますので、一般財源の安定的収入の確保となりますと、自主財源であります議員御指摘のような市税の収入確保を図らなければならないと同じように考えております。

市税につきましては、平成25年度決算については歳入合計の40.3%、また26年度決算においては41.2%とわずかではありますが伸びており、4割近くの割合を占めている状況でございます。また、さらに市税は市民税、そして固定資産税、軽自動車税、たばこ税から成っており、市民税と固定資産税で市税収入の93.5%を占めております。この2つの税の安定的な確保が必要でありまして、そのためには若い世代の移住、そして企業誘致を推進していくとともに徴収率、いわゆる収納率を上げることも必要かと考えております。

また、広く財源確保となりますと、使用料、手数料などの適正な受益者負担、未利用地の貸し付けや処分（売却）、あるいは国・県補助金を最大限に活用するということで一生懸命取りに行くということ、そして現在急増しておりますふるさと納税などにより収入をふやすということも考えられます。

しかし、先ほど議員御指摘のように、自治体財政の基本は「入るをはかりて、出るを制す」ということで、収入の確保だけにとらわれるのではなく、地方自治法の規定にもあるように、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうもありがとうございました。

大体財政をやっている人は同じような考えでやっております。私も一番手っ取り早いのは企業誘致だと思っております。これは両税が入ってきますからね。けど、そのほかにもやはりこれは一番最初に私申し上げましたように、行政サイドだけで考える問題ではないと思うんですよ。やはり議員も一緒になって、この財政学を勉強して、お互いにいいアイデアを出していくと、これでないとなかなか安定的な財政運営というものはできてこないと思いますね。

ですから、また後で市長にも質問通告せずにお話をしますけど、市長のフットワーク、これにやはり我々議員も一緒になって、要するに議員というものはこの地元の出身者なんです。そして前歴はいろいろございますけど、やはり交渉術というものは行政の人よりは私はまさっておると思いますね。また、ちょっと笑ってみえますけど、発想もまた一人一人のキャラクターもございますけど、やはりそこで二人三脚で行政と議員が一緒になってセールスに歩くと、これが私はこれからの課せられた議員の使命だというふうに感じておるようなわけでございます。

では次に、財政関係の中で2番目に、ちょっと細かいことに入りますけど、臨時財政対策債についてお伺いをいたします。

これは、また同じように企画部長、きょうは企画部長ばかりですけど、地方交付税の不足分を補うために臨時財政対策債、要するに臨財債ですね、の起債が認められておるわけでございます。一般には地方の赤字債というふうにも言われておるわけでございます。

ここ5年の本市の起債残の推移を見ますと、平成24年度が63.2億円、25年が70.5億円、26年が75.4億円、27年度がこれは見込みで、これも資料を見ておりますけど、正確な数字じゃないと思いますけど80.2億円、28年度が予算概要で見ますと82.9億円ということで、今私が申し上げました数字、聞いておられましたら年々増加しておりますですね。この28年度の臨財債の一般会計に占める割合はどうかというふうに私も調べましたら、49%強になっておるんですね。半分近くですね。ということは年々この率も私は上がっていくと。今の、要するに策を講じなければ、このまま自然に数値は上がっていくというふうに考えております。

そこで、今後この臨財債が市の財政圧迫になるのではないかなあということを私は実は懸念をしておるわけでございまして、企画部長、どのような認識でございますか、ちょっとお願いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 今杉原議員が御指摘されましたように、年々ふえているのが現状でございます。

臨時財政対策債は、平成13年度から地方交付税のもととなる国税5税の不足分として国と地方と折半して、各自治体で地方債を発行して補填するということでの地方債でございます。臨時財政対策債の元利償還金は市が支払いますが、全額毎年普通交付税に算入される仕組みということで、丸々いわゆる起債を起こしておるだけということではございません。そういった形で、国もどうしてももたないので地方でという折半の形でございます。

当初3カ年という臨時措置ということで導入されておりますが、その後ずうっと恒久化してきたようで現在に至っているところでございます。

債権につきましたの金額は議員御指摘のとおりでございますし、現在も財政状況を見ますと、一般会計の起債残高に占める割合は26年度版でいきますと62%ほどになっております。

そういったことではございますが、市としましては臨時財政対策債の発行による収入は使い道を限定しない経常一般財源とみなされるため、発行すれば経常収支比率は見かけ上、下がります。また反対に借り入れしなければ経常収支は見かけ上、上昇するというところでございます。その辺も鑑みながら、今後につきましては、臨時財政対策債の発行残高をできる限りふやさないというようなことも考え、また経常収支比率とか、また将来の負担比率の動向を注視しつつ歳出削減を図りながら、必要最小限の発行に努めてまいりたいと思っております。以上で

ございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） ありがとうございます。

そういう意識で業務に精励をしていただきたいと思います。

では、財政関係で最後の質問になるわけですけど、これも第2次総合計画にのっております新地方公会計の制度について伺いをいたします。

私も初めて本市のホームページでこの地方公会計制度のアウトラインというものを勉強させてもらいました。

方式は基準モデルということで、総務省改訂方式とか東京都方式という3種類がございますけど、現在はほとんどの自治体が8割ぐらいは総務省の改訂モデルを使用されておるということで、結果的には私はこの制度の中身について検証したわけではございませんで、それはそれとしておきまして、この会計制度というのは私は非常にいいものだと思います。現在自治体の実施しております会計制度というものは、現金主義会計ですね。現金を中心にやっておるわけですね。また、それも単式簿記と。今我々がやっておる企業会計原則で複式簿記で、どの企業もやっておるんですけど、それはそれでよしとしまして、その複式簿記を補完する機能というものは実はこの新地方公会計制度の思想でございます。

そこで、じゃあどういう書類があるかということでございますが、これは3つのモデルも全く同じでございまして、1つは貸借対照表、要するにバランスシートですね、BSというやつですね。これは資産と負債というストックの面から市の財政状況を、状況というより状態ですね。一時点を静止的に捉えますから、状態をあらわす資料でございます。2つ目には、行政コスト計算書、これは民間企業でいきますと損益計算書、プロフィット・アンド・ロスというあれですね。損益計算書ですよ。3つ目には純資産変動計算書、市の純資産がどのように増減したかというのが行政にわかる資料でございます。そして、最後の4つ目は資金収支計算書と。これは1年間の資金の動きを見る表なんですね。以上、この4つの表というものは、本市の財政状態を一目瞭然にわかる資料なんですよ。すなわち正確な情報を市民の皆様に提供できる資料なんですよ、唯一の。

ですから、私はホームページで、これは五、六年ぐらいになるんですかね、部長、そうですね。私も見ましたんですけど、これはなかなかいいなということで、1つ提案ですけど、2番、3番、4番はいいんですけど、貸借対照表、これもなかなか民間のバランスシートと内容がちよっと異にしまして、理解がしにくいと思うんですけど、やはり市民も皆さんも市の財産って今どのくらいあるんだろうと、私も以前聞いたところ、瑞穂市というのは物すごく健全財政だと言われても、何もデータもなしにただ観念的に言われておるだけですね。この資料とい

うものをやはり市民の皆さんに知っていただくということも、これは私、大事だと思うんですよ。なかなか理解がしにくいと思いますけど、そこは行政のほうでわかりやすく説明をさせていただいて、市の財政は今こういうふうですよ。ですから数字はうそはつきませんから、それはドレッシングをやっておれば別ですよ。それは論外ですけど、ですからこういうことですよということで、私が一番最初に言いましたように、やっぱり市民の皆さんにやっぱりオープンにせないかんと思うんですよ。それはホームページもなかなか、私、見ていましたけど、それはお年寄りにはわからないし、この資料というのはやっぱり会計学のある程度勉強した人でないとなかなか理解がしにくいものですから、私はふっと思ったんですよ。毎年これって配付されますよね。私、今回だけ初めていただきましたのであれですけど、ここに1つ予算と同時に瑞穂市の財政状態はこうですよということを市民の皆さんにお伝えしたらどうですかね。

そうすると、一番最初に言いましたように、過剰なサービスの要求ということも、やはり自分のお城は自分で守らないといけないというトヨタの精神がございますから、そこら辺で皆さんも御理解をしていただけるんじゃないかなあというふうに思っておるわけですが、それで、最後に企画部長にお願いいたしますんですけど、これも第2次総合計画にこの会計制度の導入、推進をしたいというふうに明示されておりますけど、これは具体的にどういうものかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 少し共通する点もありますが、当市の状況ということで、当市におきましては、先ほどの3つのモデルの中の基準モデルを採用しておりまして、平成21年度決算より作成と開示をしてまいったところでございます。

しかし、多くの地域公共団体が既存の決算統計データを活用したもう少し簡便な作成方式である総務省改訂モデルを採用しているところで、本格的な複式簿記を導入していないということから、両方ともですが、事業別や施設別の分析ができないのではないかとということで、また今回公共施設のマネジメントに資する固定資産台帳の整備が不十分ではないかといった課題もありまして、作成方法が2種類あるために比較可能性が確保されていないということから、今回また統一的な基準が示されたところでございまして、平成27年度から29年度までの3年間で作成をするように要請されているところで、現在勉強したり研修に行ったり、システムの移行への関係を調整したりというようなことでございまして、この28年度決算、28年度の全て決算が終わりまして、その後移行できるように現在事務を進めているところでございますので、またそのときよろしく願いたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） どうも企画部長、ありがとうございました。

次に、地場産業の支援ということで、今回は園芸作物の支援策についてお尋ねをいたします。
今農業は、私も農業従事者でございます。ですから現場からの生の声だということで聞いて
いただきたいと思います。

とりわけ、本市の園芸作物は、生産者の高齢化、後継者不足、新規就農者の育成、価格の低迷による栽培面積の縮小など、多くの課題が内包をいたしております。

ここで私も生産しております本市の特産品、富有柿栽培にスポットを当てまして、その現状と課題を述べさせていただきたいと思っております。

御承知のように、当地は富有柿の発祥の地でございます。今、まさに岐路に立たされております。その裏づけといたしまして、本市の昨年使いました柿振興会の資料をもとにいたしまして、数値をもって説明をしたほうが説得力があるだろうということで、その数値の推移を申し上げます。

まず販売額でございます。これは柿振興会に入ってみえます方ですけど、柿振興会に入っていないで自分で仲卸とかそういうところに売ってみえます方のデータはＪＡでもどこでもとれないということです。行政はとれておるかわかりませんが、私は柿振興会の資料をもとに説明をさせていただいておるわけなんですけど、まず販売額でございますが、これは富有柿だけです。あと太秋とか早秋とかそういうわせ柿がありますけど、今は富有柿に焦点を絞ってやりますからね。ここの４年の推移を見ますと、23年が1.65億円、24年が1.37億円、25年が1.31億円、26年が1.39億円で推移をいたしております。

次に出荷量を見ますと、[※]平成23年は5.8トン、24年は7.1トン、25年は4.5トン、26年は6.2トンで、これは出荷量というのは天候が大きな変動のファクターだということになっておりまして、なかなか安定出荷量というのは確保できておりません。

また、単価でございますが、これはキロ当たり、平成23年283円、24年192円、25年289円、26年223円と単価のぶれも大きいのが実は顕著となっておりますわけでございます。

また、私も一番気にいたしておりますのは、栽培生産者の推移でございます。これは平成23年が274人、24年が269人、25年が259人、26年が249人とこれも柿振興会のメンバーの数値ですが、これも漸減傾向となっておって、今のところ歯どめがかからないという状況になっております。

よって、振興会としてこの現状を打破する自主方策といたしまして、昨年10月にイベントとして「2015富有柿発祥の地 みずほ 感謝祭」を開催いたしまして、ステークホルダーの皆様方に対しＰＲ活動を実施してきました。

また、昨年6月に新市長、棚橋市長が誕生いたしまして、それを機に市長みずからが富有柿の、11月に開催をしております目ぞろえ会に出席をしていただきました。そして、今後は積極的に支援をしていくよという挨拶があり、振興会のメンバーは驚きと勇気づけられました。そ

※ 後日訂正発言あり

れを手始めといたしまして、きのうもちょっとお話をされておりました、まち・ひと・しごと
の地方創生事業の一環としての振興会と協力して鷺田橋の東側にリニューアルの看板を設置し
ていただきました。また、ＪＲの穂積駅で富有柿の販売所も設置していただきました。また、
11月の広報紙にも柿の特集を組んでいただきましてＰＲをしていただきました。また、横断幕
や懸垂幕の設置等も種々のサポートをしていただいておりますが、これは市内が中心になって
おるわけですね。この事業は当然継続をしていただきたいということはもちろんでございます
が、現在私たちが一番困っているのは、園芸生産物、要するにはっきり言いましたら、柿、イ
チゴ、梨ということであるんですけれどね。この生産地間のブランドが競争しておる。まさに競
争の時代に入ってくるわけなんです。

ですから瑞穂市の富有柿、富有柿発祥の地、巢南の柿といかに直接消費者に訴えるマーケテ
ィング戦略、すなわちブランド販売戦略が重要だと私は思うわけですね。私たち商品供給者は
品質面において、隣の本巢市も糸貫でも、揖斐郡の大野町の製品でも余り私は甲乙つけがたい
ものだと思っております。今後は何が大事かといいますと、全国をターゲットとした、特に需
要量の大きい都市圏を中心とした販売戦略が一番大事なんです。私たち生産者は、その販売面
に対するマーケティング技術というものは実は不足といいますか、ないに等しいんですよ。

以上の観点より、ここで行政サイドにお願いしたいことは、市長みずからがトップセールス
マンとして、一時宮崎県の東国原さんが動く広告塔でマンゴーを、そこまでは要求はいたしま
せんけど、フットワークのいい市長ですから、先頭に立って、県内はもとより県外にも積極的
に活動していただくとともに、やはりマスコミ対策としてメディアを利用したマーケティング
戦略、すなわち情報発信のノウハウを発揮し、この富有柿発祥の地の知名度アップに積極的に
協力をしていただきたいということでございます。

そこで、第２次総合計画の中で、仮称ということになっておりますが、ＰＲサイトの構築事
業を事業計画で述べておられますが、具体的な方策を後ほどお示ください。

そうしまして、園芸作物でございます。私は今柿を中心に言いましたんですけど、私、イチ
ゴもやっております、ちょっと欲張りだもんで、イチゴと、梨もまだ生産者がおりますから、
そこら辺、要するに個別の対応ということが行政のほうで考えておられましたら、お示しをお
願いしたいということと、この11月10日、11日に「第19回全国農業担い手サミット in ぎふ」
が開催されますけど、当然県より当市のほうにも協力要請が来ておると思いますが、この内容
もあわせて御紹介をいただきたいと思います。

まず、突然でございますが、通告でございますが、棚橋市長に申しわけないですけど、我々、
今一生懸命、農産物、要するに特に富有柿に関しましては発祥の地で、この火は消してはいけ
ないということで細々ではございますが頑張っておりますもんで、行政サイドとしてどうい
う意気込みで今後生産者のほうに接してもらえるか、またどういう支援対策を考えておられるか、

そこら辺をまずお話をしていただきまして、後ほど鹿野部長のほうから2つの点の御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 時間がかなり押していますので、簡単にちょっと申し上げます。

昨年の流れからちょっと申し上げます。

昨年、富有柿、何とか売っていきたいということで、実は余りこれは言っていないのかどうか、ぎふ農協さんにちょっと相談しました。そうしたら率直に言われましたのは、一生懸命やっておんさるけれども、色がよくねえなあ、ごめんなさい、本当に申しわけないです。そういった言われまして、がくっと来ました。それでとにかく富有樂狸の連中にそのことを話しまして、何が色が悪いんやと言いましたら、温度差が違うと。土壌が違うと。甘い色にならへんと。そんなことを言われるのは、本当に正直言ってがっかりしましたもので、それでちょうど名古屋どまつりの準備に入るときだったもので、どうやね、ことし富有柿をテーマにしてちょっと名古屋どまつりをやってくれんかねと。そうすると、何とかまたそれも宣伝になるからということで富有柿を中心にしてちょっと演技をやってもらいました。何とか入賞できないかなと思いましたが、それは入賞がままなりませんでした、少しでも宣伝できんかなと思ってやってみました。

それで、そのときにもしも入賞できたら、何やったら矢場とんへ行行って、みんなに豚カツを食わしてやるでなあということで話はしたんですが、そのときに偶然ですが、矢場とんにそんな話をしましたら、真剣に一遍そんなことなら名古屋のほうでそういった食品展があるから、実際一遍真剣に考えてみいへんかということと言われました。ただ、去年におきましては、その後すぐ感謝祭をやろうということになってしまいました。それと同時に、その後の平山さんの看板のことにも入ってしまいましたので、その連続の中で説明申し上げますと、看板は鷺田橋の下、つくりかえさせてもらいました。それと同時にあちらのほうですね、富有柿の発祥の地ということでグランドボウルのほうにも出させてもらいました。それからとにかくこれからの売り方としては、やはり発祥の地、それも福罵才治さんがまず夢を持って、岐阜からドクターになろうと思って旅立たれた。だけどそこから転向ということで、やはり打ちひしがれて地元居倉に帰ってきた。その中で居倉御所という柿を見ていて、何とかならんかいなということで真剣に考えた。それでなおかつこの名前をつけるときに、2つの名前の中から自分の欲だけではなし、地球のためになるのはどっちだということから今の富有を選ばれた。これを一つのストーリー化してまさに何とかならんかということで、せんだつても矢場とんが来てくれたので、そのこともお話ししてみました。そうしたら一遍そういった資料があったら、とにかく出してみるから、まずもう岐阜だけで考えておったらあかんと。とにかく、彼らの言葉をかれば、テレビ局にしても最低でもTテレビさんぐらいに売り込みを図るぐらいにならないか

んということで、とにかくまずそのことも踏まえながら、ことしはことしでせんだって来よりも感謝祭は一生懸命やるつもりでございます。

それでなおかつこのことは、商工会さんもしろんなことで乗ってくれそうな感じもございすので、1つずつではございますが、進めていきますので、どうか皆様方にまず離農されることだけは避けてほしいと思っております。何とか夢をつないでもらって、この柿から離農することだけは避けていただきたいと、そのためにはひとつ何とか私どものほうから、そういった我々も一生懸命やるよということで、離農をもう1年待ってもらいたいと、そういったことの発信はしたいと思っております。そんな状況でございます。

回答になったかどうかわかりません。ちょっと時間がございませんで、この程度にさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、市長が申しましたように、本当にトップセールスをしていただいているというような状況で、議員紹介がありましたように、ことしの11月10日、11日、岐阜市におきまして全国の農業担い手サミットというところが開かれるわけで、11日につきましては岐阜県内各地で担い手の本当に一生懸命地方でやられています先進地へ視察もされるということで、瑞穂市のほうへもその1班が来られるということも聞いております。

特にこの全国の担い手サミットにおきましては、全国からのお客様との情報交換の中で、瑞穂市の特産物の紹介コーナーを設置することができますので、この中でも富有柿を初めまして瑞穂市の特産物のPRを行っていききたいというふうに考えております。

通常、瑞穂市のふれあいフェスタ、11月6日をことしは用意しておりますが、その前日の5日にですが、瑞穂市商工会の合併10周年がございます。この際にも富有柿をツールとしたイベントが開催されるというふうに聞いております。

マーケティングというお話で少しお話しさせていただきますと、なかなか我々一番弱いところではございますが、販売サイト等の構築につきましては、現在は青年就農者でございます柿生産者の方も既に個人的にホームページ等も立ち上げているというようなところで、今後も柿に限らず梨とかイチゴ等、それらの生産者の方にもそういうサイトを立ち上げてもらうような格好、さらには市のホームページとリンクさせるようなことも今後検討していきたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 今、市長のほうからもるるいろいろな説明がございました。

やはりこういう情報も生産者には直接おろすということはなかなかこれは物理的にも不可能でございますから、JAさんのほうに情報をおろしてもらいまして、JAさんから振興会のほ

うへ、振興会から我々生産者のほうにということで、やはり情報の共有化ということが一番大事なことだと思うんですね。ですから、そういう意味からしましても、11月に、今5日、6日、また例のフェスタがあるということだし、10日、11日は全国の農業担い手サミットがあるということでございますから、そこら辺でこの瑞穂市の富有柿をPRしていただきたい。余り私が声を上げておってもなかなかいきませんもんで、そういうことでやはり皆さんと協力し合って、スクラムを組んで頑張っていきたいというふうに思っておりますからよろしくお願いをいたします。

時間もありませんで、最後になりましたが、きょうも午前中に堀議員のほうからもお話がございました子供の貧困支援対策の件でございますけど、これも私も時間がございませんもんで、実は今この貧困問題という問題が非常に問題になっておりまして、きょうも朝、ちょっと出かけに見ておりましたNHKで愛知県の貧困率の調査に入るといっても言うておりました。午前中も堀議員から6人のうち1人が要するに貧困状態にあるよということも数値も出ておりました。

これをこのまま放置すれば、これは大きな経済的な損失をもたらすという報告も実は出ております。この対策というものを早急に講じて、人道的な理由だけではなく、将来の国の経済や財政にとっても不可欠であるというふうに報告もされております。

昨年来、安倍総理が肝いりで、子供の未来応援国民運動の一環として設立されました子供の未来応援基金も経済界がなかなか腰が重くて数字の達成も芳しくないような状況で、企業訪問をして何とかその呼びかけに応じてくれるようにというような記事もちらっと出ておりました。

そして、ちょっと八重ると思いますが、今月の某紙にも子供の貧困対策を目的とした子供の未来応援基金を使った活動助成の公募を今月の27日から始めると、ひとり親や共働き家庭の子供たちが無料や低料金で食事ができる子供食堂や学習支援に取り組むNPO法人など、1団体当たり最大500万円を援助すると、公募期間は7月29日までにとすると、基金は官民で取り組むということで、またその翌日に某紙でも全国の161の市町村長が子供貧困問題に連携して取り組む「子どもの未来を応援する首長連合」の設立総会が8日に都内で行われたということで、ここにもろもろのこと、趣旨等書いてございますけど、そこに岐阜県内からその趣旨に賛同した行政としまして、大垣市、美濃市、山県市、養老町、七宗町が要するに賛同をいたしております。

ここでお伺いしたいのは、当市もそれに賛同して参加をする意思がおりかどうかということと、そして先日もちょっとテレビを見ておりましたら、子供食堂というのがCBCの特集でやっておりまして、浸透はしてきておると思うわけでございます。

それで、瑞穂市の状況はどうなっているかということもあわせてひとつ御報告をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 杉原議員の子どもの未来を応援する首長連合についてと、それから子供の未来応援基金について、さらに子供食堂についての御質問にお答えをさせていただきます。

御質問の子どもの未来を応援する首長連合というのは、佐賀県の武雄市長を初め4人の市長の発起人となって始まり、子供たちが明るい未来に向けて、生まれ育った経済的な環境に左右されることなく、自分を信じて前向きに挑戦し、切り開いていける社会をつくることが目的です。いわゆる貧困の連鎖を断ち切ることが目的になります。先ほども御質問にありましたが、この趣旨に賛同した首長は全国で161になっております。貧困の連鎖は大きな社会問題であり、この議会でも3人の方から御質問がございます。これを解決するためには福祉、教育、労働などのチームで対応することが必要になります。

国の一億総活躍プランではひとり親家庭への児童扶養手当の引き上げや、無利子の奨学金、さらには給付型などの拡充をしています。我々自治体の役割は、幼児期から小・中学校における経済的に苦しい家庭を切れ目なく支援することになります。貧困の連鎖を克服するには地域の力、地域の特色を生かした取り組みを構築する必要があると思います。

御質問の子どもの未来を応援する首長連合への参加については、呼びかけがございました。当初からの参加は見送りましたが、その後の情報では11月にシンポジウムが開催されたり、市町村の規模別で研修会があり、子供貧困対策の、貧困の連鎖の防止の最新情報などが得られるということから、このような状況を見ながら検討をしていきたいというふうに考えております。

また、次の子供の未来応援基金につきましては日本財団の基金であり、これは大きな組織であり、熊本地震へも93億寄附をされています。この子供の応援基金も現在社会問題になっております子供貧困や学習支援、子供食堂などの活動の資金として今年度から開始されたというふうに聞いております。きょうも議会前に決裁や回覧の中に、1枚、国のほうからの事務連絡がございました。内閣府の子供貧困対策室から子供の未来応援に関する支援の対象団体の公募ということで、先ほど御質問にもありましたが、昨年10月、子供貧困対策のため官民連携のプロジェクトとして子供の未来応援国民運動が始動し、その一環として子供の未来応援基金が創設されたところです。この基金は子供の貧困の子供たちの状況に何かしたいという思いを結集し、子供たちを支える応援ネットワークを築くための貧困にある子供たちに寄り添って、草根運動を展開してみえるNPOなどの方への支援ということです。

そこでこの事務連絡ではこの支援をしてみえるようなNPO団体から、6月27日に公募が始まるということで、周知をお願いするという案内になります。先ほど堀議員の御質問でもお答えしましたが、市内には子供の学習支援や子供食堂をしてみたいというようなNPOの活動の団体が見えますので、この方たちへの情報提供をしてみたいと思っております。

最後の御質問の子供食堂につきましても、私が知る限りでは現在市内では実施はされておりません。先ほどのNPOなどの担い手がやりたいというような実施の希望がありますので、そのあたり、わかりましたら詳しくお知らせをして、答弁とさせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） どうもちょっと時間がオーバーいたしましてどうも申しわけございませんでした。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6 番 杉原克巳君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。3 時55分から再開をいたします。

休憩 午後 3 時39分

再開 午後 3 時55分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

○16 番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

本日は、通告に従いまして、大きな3つとして、市役所の仕事の情報共有と連携について、逆かもしれません、連携するための情報共有についてという意味です。大きい2つ目、教育振興基本計画（教育大綱）について、大きい3つ目、子ども議会について。

初めに、大きい1つ目の中で3つ質問をいたします。

初めの質問だけ、ここで発言したいと思います。

県庁などは、各部署のことを島と呼んでいました。今も改善されていないのかわかりませんが、四、五年前に2つの部署で、うちの島の話ですかと言われて、はあと思いましたけど、非常に行政は縦割り意識がやはり強いんだなあと思いました。しかし、今や物事は非常に複雑化し、1 部署では対応し切れない時代となっております。

そこで、1つの部内で情報はどのように共有されているかについて1つ目をお聞きし、2つ目に、庁舎内または関連機関でどのように情報が共有され、連携されて施策が進められているかお聞きし、3つ目に、全市で、瑞穂市全体で取り組まなければいけないだろうと思うような施策について、実際にそのように取り組まれているかどうか、実態と今後を問いただしたいと思います。

まず初めですが、部内の情報共有と連携についてです。

このようなことがございました。最近ですが、都市整備部に市民からの要望を伝えました。大変職員の方は真面目な方でした。調べてお返事しますと、ちゃんと連絡を下さって、調べたらこうでしたので次はこうしますと、一々返事の下さいました。大変感動的な職員でした。と

ところが、この内容はある方と連携してやってくださいと頼まれたものですから、その方にそう言ってあったのですが、その方が別ルートで部長に伝え、この後結果がどうなったかといいますと、全く回答は真逆になりました。このときに非常に不思議だったのは、部内の情報共有、同じ要望が届いているわけですから、何で真逆になっちゃうのと、結果が、結論が。大変不思議に思いました。情報共有はどうなっているのでしょうか。

私は、議員になってすぐの12月議会、平成16年ですが、ここで一般質問の中で、市民からの声の聞き方について質問をしております。これは公聴といいますね。そのときに、口頭で来た質問ですね、電話とか、これはきちんと文字化していますかと、文書化していますかと、情報を共有していただきたいと言ったら、今後そうしますと返事をいただいておりますが、今回はどうだったのでしょうかということからお聞きしたいと思います。これは都市整備部の話でしたので都市整備部にお聞きいたしますが、その前に、毎回申し上げておりますが、御答弁はお尋ねしましたことだけについて簡潔・明瞭・的確にお願いいたします。昨日、瑞穂市議会デビューを果たされたお2人は、見本のように簡潔・明瞭・的確だったと思います。同じ日に、もういいですと言われた答弁者もいました。聞いたことだけお答えいただきたいと思います。

では、あとは質問席に移ります。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） まず最初の御質問ですが、これは市民からの要望とか苦情等ですね、これにつきましては、その内容、対処の仕方は、決裁の形で報告がございまして、課長、部長の意見、それから対処の方法、方針を伝えています。このほかにも、簡易なものは口頭で課内にて協議して情報共有をしております。

今回の件は、その時点ではその対応について現在進行形であったということもありましたので、その結果を待つて情報の共有を図ったところでございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 簡潔・明瞭ではありましたが、的確ではなかったと思います。

というのは、とても丁寧な対応をしてくださった職員の方から、残念ながら民地なので御要望に沿えませんというのをいただいたんですね。ところが、その1日か2日前かなに、あれは対応できることになりましたというのをよそから聞いているもんですから、その方には大変丁寧なお仕事をありがとうございましたと、しかし私には既に対応できますというのが届いているのよと言いましたら、その方はびっくりなさって、ええっと、ちょっと部長に聞いてみますと、すぐ後から電話しますと。後から電話がかかってきまして、そういうふうだったそうなんです。この違いはどこからなったわけですか。情報共有をしていれば、その職員は知っているはずですよ。ちょっとそこを御説明ください。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、議員が申されたとおり、ちょっと的確に説明、答弁をしていないということでございますが、正直に言いまして現在進行形であったということで、議員が今、1日、2日後に電話されたとき、もう既に処理済みというような格好だというふうでお聞きされたと思うんですが、先ほど言いましたように、その結果を待つて情報の共有を図ったんですが、その決裁等がやはり都市管理課の中に、職員の中に回ってきますのに1日、2日はかかるということで、なかなか私とその電話対応をした職員と、少しタイムラグがあったということでございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） ちょっと誤解があったようですが、私がうまくいくことになりましたという情報を得たのは、1日、2日前ですから、その後に担当課から、あれは民地なのでできませんというのをいただいたわけですから、情報共有ができなかったことが明らかじゃないですか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） その職員が、私がとっておった行動を知らなかったというところにつきましては、情報共有が少しされていなかったという御指摘には当たると思います。ただし、判断につきましては、その職員が民地上のことなのでなかなか対応は困難だということにつきましても、私がまた別の議員から依頼されたことにつきましても、民地のことなのでなかなか対応が難しいと、その判断につきましては、その時点では同じ判断をしております。たまたまその後の対応が、私の個人的な対応の中でできることになったというところで、少し結果が違ったということでございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） それは違うと思いますよ。ほかの件は聞いていませんので。そのほかの件の話も知っています。ですから、職員は1日、2日後に、うまく解決した1日、2日後に、その件を知っているのだからちょっと無理ですと私に言ったんですよ。でも、その1日、2日前にもう解決済みだということになっているわけですから、やっぱり情報共有がうまくできなかった。

そのことよりも、大変ちょっとかなりびっくりしましたが、そのことよりも私がここで、そのときに思ったことは、大変職員が気の毒だと思いましたね。若手の職員かな、顔はちょっとまだ存じ上げませんが、お礼も言ってありませんが、真面目に仕事をしていて、一々報告もくれて、結果もくれて、それなのにあなたとは真逆の結果になっているんですよと言ったら、え

え、そうですかと言って、申しわけありませんでしたと私にまた電話をくれるわけですね。

やっぱり若い職員が市民からの要望を、どう仕事をしていくかということを覚えることは、本当に公務員として重要なことだと思うんですよ。市全体で計画して、大きいことをどうやってやっていくかは、当然ですよ、これは情報は共有されていると思うんですね。でも、市民からの細かい、もう市民協働の時代ですから、市民からの細かい要望を公務員がどうやって応じて努力していくか、返すかということを学ぶのは大変重要だと思うんです。そういう意味でも、やっぱり今回のことというのは反省すべき点が私はあると思うんです。

今、これを3回ぐらいやりとりしましたかしら。その最後に認められましたけど、ということは、このことはもうお話もしてあるし、職員に部長さんに言うておいてねということも言うてありますし、通告もしてありますし、でもきょうのここの今の答弁に至るまで、別に反省というのはなかった、たまたまですということですよ。やっぱり公務員として育っていただきたい。そして、1つの部の中で情報共有をきちんとしていただきたい。部長は職員を育て、職員には育っていただきたい。今の大変な時代に、年金も含めれば生涯を保障されているわけですから、私はそれが悪いなんてことは絶対言いません。やっぱり公務員はそれだけの仕事をしたいと思っています。

今後、もう一回確認しますが、このようなことがないように文書で、結果までですよ、きちんと情報共有を瑞穂市役所の中でしていただけるのか。私は、もう議員になってすぐのころ、10年以上前にこのことを言っていますので、副市長に御答弁をお願いいたします。情報共有をちゃんとしていただけるのか、御指導いただきたいと思っています。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 情報共有といいましても、小さなことから大きなことまであります。

基本的には、今お話を聞く部分については、私もちょっとお話を聞きましたけれども、ある意味でいえばかなりレベルの高い事案だと思っております。それが、確かに速やかにいった部分とちょっと時間差があったような気もしますけれども、簡単なことであれば職員は全てメモをするようにしておると思いますので、私もこれで部屋へ行って、机の上へ行けばメモはちゃんとあると同時に、何時何分に誰からどういうふうにあったと、来るで電話してくださいとか、どうしてくださいというのが全部指示があります。通常であれば、簡易なものは全てお互いにメモをしておるだろうと思っておりますし、それ以上のことであればきちんと復命書を書くということになっておりますので、そうした点をきちっと徹底をさせていく必要があろうかとは思っています。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 小さな案件も案件として、一々のやりとりはメモでもいいんで

すけど、案件としてきちんと書類にして情報共有をしていただきたいことをお願いします。

それから2つ目に、庁舎内、その他関係機関が必要な施策について申し上げます。

市民の中には、多岐にわたって困難を抱えている生活困窮者がおります。障害者であり、生活保護を受け、病気を抱え、DVにさらされ、子供の貧困にも直面し、生活技術訓練も必要としているといった、いわば困難事例だと思います。こういう事例には多面的な支援が必要です。福祉課だけに任せておくわけにはいかないと思います。

そもそも、ことし4月から各市町で、瑞穂市でも始まった生活困窮者自立支援法は、民主党政権時に国会前の年越しテント村に端を発し、各都道府県に1カ所ずつ設置されたパーソナルサポートセンターがこの4月から市町の事業に移行したという経緯がございます。パーソナルサポートセンターというのは、パーソナルですね、個人です。その個人が抱えている困難な状況がやっぱり幾つもあったって家もないと、ホームレスになっているというのがわかって、湯浅誠さんという方が、今、法政大学の先生になっていらっしゃいますが、そういうことに気づいて、半分は障害者だったそうです、ホームレスの。それで、仕事、病気、就職、いろんなことについて、役所まで一緒に行ってやったり、病院へ連れて行ってあげたり、そういう1人の人に幾つものサポートをして自立を助けると、こういう事業になったわけです。

瑞穂市は、この4月からこれを社会福祉協議会へ委託いたしましたが、現在、これがどういうふうな事業になっているかというのをちょっと見た感じがしました。市役所の福祉課へついていってあげると、お金がないみたいな話になると、生活保護費を渡しているでしょうと言われ、社協でフードバンクの利用を求めれば、あなただけに何回も渡すわけにはいきません——本当にこの調子で言われるんです、事務的に——と言われ、確かにそのとおりだと思います、言葉としては。しかし、社協が悪いとか福祉課のその方が悪いとは私は思いません。言い方はもうちょっと優しく言ってほしいなあと、ごめんね、なかなかそこまでできないのよの一言がついていたらちょっと違うかなあとは思いますが、結論として私が思ったのは、1つの部署だけでは無理だということです。庁舎内や社協や、子供を預けていたりすれば児童養護施設、大抵は児相、児童相談所にも相談でかけていたりします。各種団体、市民団体も含まれるでしょう。こういう関連な組織で情報を共有し、連携を図って対応をしなければ問題は解決していかず、まして子供の貧困を抱えていれば親だけでは済みません。こういう場合は、多分ケース会議というのが開かれていると思いますが、ケース会議の範囲ではやっぱりもう狭いのかなあと思います。

ここから、具体的に子供の貧困に対して対応してもらいたいというふうへ持っていきたいと思います。

子供の貧困は、今までに何人もの方が質問をなさいました。私は具体的に申し上げます。例えば、中学に入学するときに、何と制服代は8万5,000円かかるんだそうですね。ユニクロで

買ったらどんなに安いかしらと思いますが、あの刺しゅうをしなければならないから、あれは小学校のころ、アイロンでぺたっとつける、あれにすればいいじゃないですかと思うんですが、ネームを入れなきゃならなかったりもして8万5,000円かかる。これは領収書を、1回その人が払ってですよ、生活保護を受けている人が8万5,000円払って、領収書をもらってきて福祉課へ持っていかないとこのお金は出ないんです。この8万5,000円をためるのが大騒動です。それから、部活に入りますよね。そうすると、部活の費用が4万円かかるんだそうです。これはどこからも出ません。

そこで、提案をしたい。先ほど、何とか連盟だとか、子供の貧困の基金だとか、全国組織の話が御答弁でありましたけど、大きな組織に入ってやるのは、反核とかはいいですよ、反核のまちなんかは。だけど、これはもう早急に瑞穂市で手を打っていただきたい。例えば私が考えた程度では狭いと思いますが、PTAがこのリサイクル制服、部活の用品をためておく、または学校のどこかに、3年生で卒業する人で、もらえるものは段ボールに入れて置いておくということはどうでしょうか。または、市民団体にやってくれるところがあれば一番いいと思うんですね。市民団体であるならば、リサイクル、子供の学用品というか、制服とか学校で必要なものですね、これのリサイクルの中継をやる以外に、先ほども出ましたが、子供食堂や学習支援もやっていただきたい、そういう方向へ行ってもらいたいと思います。

今、私、PTA、学校、市民団体と3つまとめて言っちゃっていますが、ここにちょっと書類がありますが、6月13日にある市民団体から市長へ提出されたものです。瑞穂市市民協働事業提案制度をつくってほしいと。この提案タイプには2つあるんだそうですね。市民提案型と行政提案型があって、こういうことを実際にやっているまちもこの資料にはあります。ということであれば、この制度をつくってからというのも一つですよ、来年4月からね。もう年度内に制度をつくっちゃって、だったら来年4月までに間に合いますよね。早急にだったら、どこかへ、PTAとか学校でやってもらいたいけど、もし制度が来年4月からだったらまだ間に合うでしょうから、こういう市民団体が要望書も市長に出ているわけですからね。例えば行政提案型でこういうことをやってももらえないでしょうかねと言うこともできるわけですよ。ということについて、いかがでしょうか、対応。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、中学生の方の制服とか体操服とか部活のお話がちょっとありました。それで、私のほうも、私たちももういい歳ですので大分古い考えであるということで、こんなことは各学校のPTAの中で何とかなるんじゃないかあと思ったりもしました。といっても、もう頭が古いですので、インターネットであちこち調べてみますと、やっぱり小さなまちでは自分のまちで、今言われたように誰かが受け付けをしたりということもありますし、ある地域では、リサイクルボックスを学校に置いておいてそこへ入れると、そしてPTAの方のお

金で洗濯をして、またそれを使うとか、そんなことをやっているところが幾つもあります。やはり結構高いものでございますので、ぜひそうしたものをうまくリサイクルするということが必要ではないかなあと思ったりもしますが、一方またそういうのがリサイクルショップとかそういうところでまた売られていくというのがありますので、いろいろ今複雑化していることは事実でございます。

そんな中、市内の中学校について、ちょっと教育委員会のほうで調べてもらいましたところ、中学校においては全ての中学校で、差はあろうかと思えますけれども、そうしたことができておるようでございまして、北中学校においては、地域の回覧の中で、そうしたものがあつたら出品してくださいよということもできておるようでございますので、瑞穂市の中学校の中ではPTAが主体となって学校でそれぞれできておるようでございます。

いろんなことをいろんな制度でというのもわかりますけれども、できれば皆さんの力で少しでも簡素化し、お互いに助け合うといつて進めていくというのが一番基本ではないかなあと思っておりますので、これについてはそんな感じでお願いをしたいと思っております。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） もうやっているということを今お聞きしました。となると、これが、来年4月には学校に入るんだわ、お金がたくさんかかるという人のところに届かなきゃだめですね、この情報が。これをどうするかになりますね、次は。やっていますでは済みませんね。そこまでやっぱりきめを細かく、必要な人に、生活援助を受けていなくても、ええ、助かるわという人はもう絶対いると思うんですね。ですから、必要な人に情報が届く、情報共有ですね、これも。ぜひこの仕組みをつくっていただきたいです。

リサイクルの話はちょっと先が見えた感じがしますが、子供食堂と学習支援についてはいかがでしょうか。何か生活保護を受けている人は塾に行っちゃあいけないということですね。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） くまがい議員の生活困窮者の子供の学習支援と子供食堂については、先ほど来、午前中には堀議員、午後からは杉原議員のところでお答えを申しましたが、NPOの団体等が夏休みに試験的に学習支援と子供食堂を実施したいというような相談があり、その市民団体の皆さんの動きを大切にしながら、それが市内全体に浸透し、地域における支援活動や包括ケアシステムなどにもつながっていければというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） これも教育委員会宛てにというか、もう何度も発言してきたん

ですが、市民公益団体、市民公益事業、これを教育委員会で組織してくれ、働きかけてくれというのを、ついに12年、一向に動きません。ですから、ここには市民団体ができましたけど、別に1つというのも何ですから、市民公益団体を働きかけてもっとたくさんつくっていただきたい。1つの団体の負担がたくさんになると、続かないです。そして、岐阜市なんかはやっていますけど、提案型に、岐阜市なんかはたくさんわあっと手を挙げるのがいるので、プレゼンをさせて、中から何十か選んで助成制度を出していますね。瑞穂市では社協がやっているんです、それを。だけど、全部社協のボランティアに任せるとするのは、新しい事業をつくれないうです。ですから、これは子供の支援関係なので教育委員会で今言っていますが、どこでもいいです、連携してぜひ早急にやっていただきたいです。早急に対応を、連携して話し合っていたらいいものとして、次に行きます。

3つ目に、全市で連携し、情報共有をして進めるべき施策について話させていただきます。

これは、私が今思うのは、下水道の事業ですではなくて、瑞穂市の汚水処理計画を一体どうするのかということです。現在ある下水道事業ですね、これは要するに一番のもとには瑞穂市の汚水処理をどうするかということから公共下水道計画が出てきたわけで、公共下水道をもしやらないとすれば、じゃあどうするのかという話し合いになってきますよね。これを、今、私たち議員も、それから市民も、先ほどどなたかの議員さんが疑心暗鬼とか何かという言葉を使われたように思いますが、全然これからどうするのか、進めるのか、見直すのか、見えません。どういう御説明をいただいているかということ、処理場該当地と私は言いたいと思いますが、処理場該当地の理解を得ることが前提、この言葉だけです。ということは、理解が得られなかったら、理解が得られませんからやめまうと言えうわけですね。

自民党の議員さんはとても言葉の使い方がうまいですね。この間、安倍さんが消費税アップをやめたときに、訂正しますなんて絶対言いませんね、新しい判断をしましたと言いましたね。非常にお上手です、うまい、でも不誠実です。政治家の言葉は誠実に使ってもらいたい。政治家の言葉は誠実にといううと、ちょっと語呂合わせみたいでしたけど。どうとでもとれるようなことを言っておいて、今、自民党が、選挙に際して責任をとる何とかなんて言っていますけど、あれは勝っちゃったら責任をとらなきやなりませんからこういうことをやるんだという前置きで使っているんだなあと思なうかなは思なうけど、非常に言葉の使い方がうまいです。

ですから、今のに戻りますが、ここに市民団体が出しているチラシがありますが、ここにはこう書いてあります。処理場該当地区との懇談会席上で市長が言った言葉、下畑に、言っちゃいました、ごめんなさい、反対ののぼりでも立ててみたらどうですかと。これが説得する市長の言う言葉でしょうか。冗談かもしれませんよ。でも、冗談でこんなこと言っちゃあいけないですよ。もう10年近く公共下水道をやるというふうに進めてきたのに、そのやるともやらないとも言わず、全部その該当地の了承が得られたらやりますという言い方でこの1年が過ぎて

きましたね。じゃあ、得られなかったからやりませんと言える、私は前ぶれを言っているのかしらというふうに思います。このチラシには、先送りの本心が読み取れると書いてあります。こういう情報はいっぱい出回っていますね。聞いていない議員さんは聞いていないでしょうけれど、私の周りではいっぱい聞いています。

このことについて質問をいたしますが、公共下水道をどうするかの前に、瑞穂市の污水处理をどうするかまで戻ってもらってもいいんですけど、これは全市で話し合わなければならないことであるにもかかわらず、今のやり方は、今までずうっと言ってきたこともそうですが、とにかく瑞穂市の行政のやり方は、今だけ、ここだけ、自分だけのやり方です。つまり、未来にわたって污水处理をどうするかの視点がここへ来て急にない。新しい市長になってから聞いたことはありません。

それから、ここだけというのはどういうことかということ、じゃあ該当地が処理場にならなければそれでいいんですか、ならなかった場合に本田団地だけ対応をすればいいんですかと、これがここだけの発想です。先ほどから申し上げているように、瑞穂市全体の污水处理をどうするかの問題じゃなかったですか。そのために公共下水が計画されたわけですから、これは未来にわたって、それから全体にわたっての計画でしたよね。やるかやらないかはまた別の話ですけど、一応未来にわたって、今だけではない、ここだけの話ではないという計画があったわけですよ。

そして、自分だけ、これはどういうことかということ、自分と考え方、利害が一致する人たちとだけ話し合って今後を決めてしまうんですか。請願も出ましたが、全体で話し合ってほしいという請願でしたね。私が紹介議員になったわけですが、議会は、今はその時期ではないといって選挙前に切りました。その後の話し合いで、じゃあ行政でその場を用意するかという話になりましたけど、しませんね。当事者だけで、どういう話し合いがあるかの報告もない。今までのところでは、きのう、きょうですね、合意ができれば説明会を持つ、この合意って何ですかと、中をのぞいてみたいです、合意は。やらないというのだって合意ですよ、合意はただの包み紙の言葉ですからね。やらないという合意ができましたかもしれませんね。

こういう今だけ、ここだけ、自分だけの手法、連携なしです。未来にわたっての施策も考えていない、瑞穂市全体も考えていない、瑞穂市全体ということは周辺の環境の問題もありますもんね、瑞穂市だけじゃないですよ。そして、自分の、見直したいということは市長就任からおっしゃいましてるのでね、御自分だけの考えに近い、一致する人とだけの話し合いでこうなりましたと発表するつもりなんでしょうかと。こういうのを談合体質と言いますね、利益を一致する人とだけ話し合って決めるというのは。

そこで、お聞きします。

今後、今だけ、ここだけ、自分だけの手法から、ぜひ瑞穂市役所は脱皮していただきたいの

で、この全市で取り組んできたはずなんだけど、今は全然違うと、1年前から、こうなっているこの、公共下水道とは言いません、汚水処理計画と申し上げます、これをどのような手順で決めていくのか。手順はもうお聞きしましたよ。合意をつくって、合意文書をつくって、説明会を開くんですね。だけど、反対の合意を取りつけたからといって、つまりイコール賛成の合意は得られないので中止しますということもあり得るわけですから、もっと全体で話し合ってもらいたいと。だって、公共下水道をやってもらいたい、汚水を何とかしてもらいたいという人は大勢いるんですから、そういう人とも話し合わなければいけないんじゃないでしょうかということで、どのように話し合っていくのか。今だけ、ここだけ、自分だけの話し合いではなくですよ。ちょっと市長にお答えを求めます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） くまがい議員さんの御質問にお答えいたします。

たび重なる請願、それから議会、それから下水道推進協議会ですね、いろいろ数を重ねてこられた中で、一番最後のところで、請願を受ける受けないとかそういったこともあった後でございますが、まだしっかりとした話し合いもできていないんじゃないかということは何度も何度もおっしゃってこられました。その話し合いというのは、まず現場の、現地の方との話し合いの会も開かれなかったんじゃないかというようなことが何度もございましたね。

それで、ある議員さんのお話の中にも、現場の方ととにかく話し合ってみようというお話、また推薦、推薦といいますが、そういった進め方も御紹介がありました。それから、その中にありまして、それじゃあ今まで何回話し合いが実際できたのかと、それでこちらのほうから要望で、こうこうこうでありますからお越しくださいますと云ったときに何人来たんだとか、そういった話がもろもろございまして、それで一番最終的な段階では、とにかくまず現場の方とお話をしてみたらどうやというところから、私どもが現場の地権者の代表の方、それから自治会の方とお話をさせてもらって、とにかく話し合いの機会を設けさせてくださいと文書を送りました。その文書に対しまして、現場の方から、お2人が一緒に来られまして、御返事を頂戴しました。それが、何回も何回も私が御説明しているとおおり、5月27日に頂戴しました。

とにかく7月、ちょうどこの議会が終わってからでございますね、本年7月以降に南部コミセン、つどいの泉で19時から開催しますと。ただ、その一番最後に、説明会を開くに当たり、その双方が合意し、合意文書を取り交わした後に説明会を開催するということで文書を頂戴しております。ですから、まずは皆様方、話し合わないかんぞと言われたのは事実やなかろうですか。それを一挙に、どうなっておるんやとおっしゃられますと、あのときくまがいさんもおられたはずでございますが、私、そのように、今この場ではっきりとお答えさせていただきます。そのことをもちまして、私どもも先方の下畑の方々に文書をお送りし、その御返事を頂戴したのがこの姿でございます。

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） このことで2分使いましたが、そういうことを聞いておりません。今、私、口でも言いましたし、通告にもありますね、市全体でどう討議する計画かと通告してありますね。きょうは、今申し上げましたね、何度も。市全体で討議する、連携するということで下水道を上げたんです。

それから、話し合いをすると言いますが、もう1年たっていますよ。ですから、1年前、市長に就任したら話し合いでいいですよ。でも、1年後だったら、どう説得したかというのを示してほしい。つまり、市長が推進するのか見直すのかによって話し合いの内容も変わりますよね、当然。話し合いじゃないでしょう、もう今の段階では。説得する場ならわかりますよ。だけど、地元の下承が前提だと言い、話し合いをするという市長のお言葉からは、下水道をやりたいという気迫は何もない。だから、先送りの本心が読み取られる、とれるなんてこう書かれて、これは物すごい市内に出回っているんだそうですね。ほとんどの人は経緯を知らないままに、今度は話し合いの結果、話し合いの結果ですよ、説得の結果じゃないですよ、話し合いの結果、やらないことになりました、前提条件が崩れましたになる可能性が大のように私は思うので、これが、もし私のこの発言が全然違ったじゃないかとなったらとてもうれしいです。非難されてうれしいですという覚悟で、きょうは発言内容を考えました。

きょう、やるかやらないかと聞いているんじゃないんですね、手法を聞いているんです。いろんな施策について、市全体で公共下水道は話し合うべき、自分と考えの違う人たちとも話し合うべきです。下畑だけの問題ではない、本田だけ解決すればいいという問題ではない。この瑞穂市の汚れた汚水をどうしていくかの問題ですから。今だけ、ここだけ、自分だけの手法は、もうトップリーダーとして、今ここからはもう変えていただきたいと。

けさのニュースで、メルケルさんがニュースで言っていました。EUを見直し、イギリスが離脱するんだそうですね。EUが改革を求められているんじゃないかと聞かれたら、改革については、一部の国だけでなく、EU28カ国で話し合わなければならないと言ったそうですね。さすが世界をリードする政治家の言うことは違うなあと思って聞いていました。

そういうことです。今、瑞穂市に必要なリーダーは。トップリーダーも、副リーダーも、教育長さんも、部長さんたちもリーダーですから。給料をもらってここの施策を任されているわけですから、決定権があるわけですから、私たちもそうですけど。ぜひ瑞穂市全体、未来も含めて、自分と違う考えの人の意見も聞きながら決定してください。下畑との話し合いがどうかなんて全然聞いていませんよということです。

回答を得られませんでしたのでちょっと要望みたいになりますが、全体を視野に入れて、未来も視野に入れて取り組んでいていただきたいと思います。

あと2つ、お願いします。

大きい2つ目ですが、教育振興基本計画について、括弧して教育大綱と書きましたが、御存じの方は御存じだと思いますが、逆に教育大綱を制定することになりましたが、市長が。これは調べてみると、（教育振興計画を含む）とあるんですね。だから、今まで教育振興計画を持っていたところは、もうそれでもいいんですね。スローガンだけはちょっと新しくしたところもありますが、もうそのまま使っているところもありますよね。

教育、瑞穂市は保育も含みますが、この中・長期の計画を作成しておりません。私は、中・長期の計画をつくるように何度も議会と言ってまいりました。中・長期の計画を、国が教育振興基本計画をつくりなさいと、県も含めてですね、自治体に言って、自治体もつくるといいよと言って、周辺はみんなつくっても瑞穂市はつくらなかった。

その結果、ここ10年、瑞穂市の教育・保育はどういう状態だったか。教育長さんももう御存じかもしれませんが、あの人気のほづみ幼稚園を民営化するから始まって、それが反対署名が多かったら、今度はじゃあ私立の保育園を呼ぶに始まって、それから次に何ができてきたかといったら、10億円のスポーツ施設をつくるに始まって、これも教育委員会の管轄ですね、そして今ようやく10年の空白の後に新しい保育園を建てかえる。これは10年前にもありましたのでね、私が議員になったときに。先送り、先送り、先送りで、ばたばたやってきたんです。

そして、待機児童が、今ごろになって意見書を出す議員さんも見えますけれど、別府保育支援センターですね、子育て支援センターの2階を使うといいということも言ってきたし、静岡方式、ちょっと時間があるかなあ、静岡方式を提案もしてきました。静岡方式というのは、圧倒的に待機児童の多い3歳未満児だけの施設をプレハブでつくるんですね。そして、認可をとらないとすぐにできるんです。でも、内容は全部認可基準に合わせて、静岡市はもう3つか4つつくっていますね。全国から殺到しているそうですけど、視察が。つまり、静岡市も瑞穂市も10年後にはもう人口が減る。ごめんなさい、静岡市は消しますね。瑞穂市は10年後には人口が減るということがわかっているわけですから、何億というお金をかけるよりは未満児対策をしたほうがいいだろうと思って、私はそれを提案したわけです。ただし、瑞穂市の保育園は古いところはやっぱりある程度建てかえないといけないものですから、それはもちろん含みますけれど。ということで、こうやってばたばたして、教育の一貫性がないという状態で来たわけです。

この状況を、きちんと中・長期の計画を立てる計画があるかということをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） どうもありがとうございました。

最初に、先ほどの学生服とか学用品のリサイクルについて、少しだけお話、時間をいただきたいと思います。

ここに持ってまいりましたのが、穂積北中学校の回覧です。これは私の家にも回りました。穂積中でも、ここまではやっていないですけど、似たことはやっておりますし、巢南中学校はPTAを対象にこうやって配ってやっております。やっておるんですが、今、議員言われたように、この盲点は、今いるお子さんが対象なんです。小学校から入学するお子さんには情報が行っていません。だから、購入せざるを得ない、このことを知らないということになっています。ですので、何らかの方法を考えて進めたいと思います。よろしいでしょうか。

では、今御質問ありました教育振興基本計画についてお話をします。

まず、この教育振興基本計画ですが、これは御存じのように、教育基本法の第17条に「地方公共団体は国の教育振興基本計画を参考にしつつ、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるもの」と記されております。いわゆる努力目標という形で書いてあります。

そこで、瑞穂市のほうに目を向けます。瑞穂市の教育については、先ほど御案内いただいたように、この瑞穂市教育大綱、教育立市みずほということで、この4月1日に制定がなされました。ここに書いてあるものは、私は教育を進める上での基本的な理念であると捉えております。もう1つは、ここにあります平成28年度瑞穂市教育の方針と重点、これは毎年度どこに重点を置いて、各学校、幼稚園が、あるいは保育所が保育・教育を進めるかということが方針と重点に示されております。これは、全ての教職員に配付して共通理解を図っていくという点では非常に有効なものだと思っています。

しかしながら、くまがい議員が言われます長・中期的な計画につきましては、私自身も存在していないというふうに認識しております。じゃあ、その計画の必要性でございしますが、4月に教育長に就任して以来、フットワークのいい教育委員会を目指しておりますので、市内の保育所、幼稚園、小・中学校、図書館、給食センターなど、教育委員会が所管する機関には月に1回は、私、伺って今様子を見ております。施設の様子であるのは当然、子供の姿、教職員の様子等、全て自分の目で確かめてきました。そこで強く感じたことは、この瑞穂市教育大綱を基盤にした瑞穂市の教育として目指すべき具体的な全体像、これを示す必要があるだろうと私は考えております。その目指すべき全体像に基づいたいろんな分野での長・中期的であり、かつ具体的な計画を示すのが瑞穂市教育振興基本計画であると思っておりますし、その策定の必要も感じたところでございます。

今後は、第2次総合計画の中にも教育に関する部分はございますので、その関係も考慮しつつ進めていきたいと考えておりますが、今の段階で申し上げられることは、その計画を策定していくメンバーを今選定しております。お願いするメンバーを決め、策定委員会を設置して、8月をめどに準備に入りたいというふうに考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 簡潔・明瞭・的確な御答弁ありがとうございました。

もう1つ教育委員会関係で、最後に子ども議会の話ですね。子ども議会も、ここで2回は質問したと思います。それで、一番最近では2年前の9月に一般質問をして、今、会議録を繰りますと、目的は、各学校の頑張っている子が認められれば、各学校のリーダーに学校づくりを頑張ってもらうためだそうです。これが非常に私は不思議だったんですね。どうして頑張っている子だけが子ども議会に来られるの。これをぜひ見直すというお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 子ども議会の見直しということでお答えさせていただきたいと思います。

御存じのように、子ども議会は小・中学校の各校の代表者が集まって、議会の仕組みであるとか市の行政の役割とかといったものを体験を通して理解するということは御存じのとおりでございます。その成果もいろんな形で出ておりまして、学校へ戻してその役割等を担っていただくことを伝えるということもありました。

平成15年度からは瑞穂市子ども議会、それ以前をちょっとひも解きますと、巢南町では平成2年度から少年議会という形で進めておりますし、穂積町は平成5年度から同じように少年議会として始まっております。その歴史を考えますと、もう20年を超えた歴史があるというふうに考えることができます。そして、やはりそれだけの一応成果は上げてきたということも認めることはできるかと思いますが、いわゆる模擬的な議会でございますので、話す内容は既に決まっておる、どうしても劇のようになってしまうといった課題を感じております。子供たちも、その場で聞かれたことに対して考えるとか、表現の仕方を工夫するとかといったことについては、やや欠落している部分があるかなあというふうにも思っております。

また、これから最も身につけさせたい課題解決だとか表現力といったものもなかなか育むことができないですし、社会の一員であるという自覚も持たせることに弱さを感じております。学校からの参加も二、三名であるという少人数であることや、特に小学生にとっては非常に難しい課題であるというふうにも認識しております。このような状況から、平成27年度の瑞穂市子ども議会をもって最終といたしまして、本年度は取りやめるということにさせていただきます。

そこで、御存じのように公職選挙法が改正されましたので、18歳以上の者が選挙権を有することになるわけですが、中学校3年生にとりまして、卒業して3年で有権者になるわけです。中学生がわずか後3年で選挙権を持つということについて考えると、今まで以上に、社会の一員である、そういった意識を強く持たせる必要が私はあると考えております。

そういったことを考えますと、学校でもいわゆる主権者教育というのは進めておりますが、瑞穂市の場合、教育立市みずほと掲げる瑞穂市だからできる主権者教育があると考え、市教委が主催する主権者教育を進めたいというふうに考えております。名づけて「瑞穂未来プロジェクト」という名称で行っていきたいと考えております。

具体的なところを少しお話しさせていただきますと、市内の中学生を対象に、瑞穂市の将来について、よりよい未来のまちづくり、こういったものを進める観点から、課題を決め、調べ、考え、発表するといったものを進めていきたいと思っております。社会に生きる一人として、地域の課題について関心を持って、自分の考えで学習して、意見交流、発表できるような、そういった学習機会を提供できるよう、市の教育委員会で意図して進めていきたいと思っております。例えば本年度考えておりますテーマは、仮称ですが、大月多目的広場の20年後、これについて考えさせたいというふうに思っております。中学生が20年後に大人になりますと一番上で35歳、その子供たちが大人になった自分を想定して現地調査を行うとか、資料を分析するとか、あるいは必要に応じて市の職員から出前講座等を行って勉強するといったようなことを与えていきたいと思ひますし、その結果については、交流する場面、さらには市の中で、市として全体の中で発表できる、そういった機会も設けていきたいと思ひています。

瑞穂市の未来を担う中学生のために、関係機関の方々の御協力はもちろん必要ですのでいろいろとお願ひしたいと思ひわけですが、瑞穂市の未来は彼らがそれだけ頑張ってくれば明るいものだと思ひ教育委員会では信じております。ぜひともそういった子供たちの可能性を大切にす教育を私は方針として持っておりますので、そういった形で御理解いただひて御協力いただければありがたく思ひます。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 教育委員会が頑張ひ出したなあと感じます。この人事を決定なされたのは市長ですね。さあ、市長部局も連携をして、全市で一緒に頑張ひていただひたいと思ひます。よろしくお願ひします。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、16番のくまがいさちこ君の質問は終わりました。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

続きまして、4番の鳥居佳史君の発言を許します。

鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

通告によりまして一般質問をさせていただきます。

まず公共下水道事業のことなんですけれども、私は、基本的に公共下水道については、瑞穂市の財政上大丈夫かという視点で、もう少し検討をすべきだというふうに思ひておりますけれ

ども、今回の一般質問で各議員が下水道について質問をされておりますので、私は、今、本田団地の汚水の集合汚水処理、これが非常に今問題があると、ちょっと雨が降ると各家庭から汚水が流れないという緊急の状態になっているということは、議員さん、そして市長も見ておられて、よく把握されておられると。そして、地元の本田団地の皆さんから、何回も早急に解決してほしいという要望が出ている状況です。

今までは、瑞穂市が公共下水道を進めるからというところで、待ってくれということだったと思いますけれども、私は、公共下水道事業をするかしないか関係なく、この本田団地の皆さんの窮状、ちょっと雨が降ったら汚水が流れなくて、近所の使えるところのおうちに行くとか、親戚のうちへ行ったらトイレを使わせてもらおうというようなことは、早急に解決すべきですね。ですから、ただこの本田団地の下水方式はちょっと問題があるんですね。汚水だけを、皆さん、各家庭から道路の幹線に持ってきて大きな汚水処理へやるんですけれども、この全てが本田団地皆さんの個人の共同所有なんですね。市の持ち分でないんです、本田団地の皆さんが個人で持っている。まずこれを解決するには、本田団地のこの古くなった幹線の汚水、これはいずれにしても取りかえるとか廃止しなければならないわけです。そうすると、その工事費というのが当然発生します。一体幾らかかるんだ。今、本田団地の人たちは積立金を1億ぐらい積み立てておられますけれども、実際幾らかかるかというのは誰もわからないんです。だけど、これは設計・見積もりをすれば出てくる内容です。つまり、早急に、今、本田団地の皆さんが共有で持っておられる道路内にある汚水管の取りかえまたは廃止する、この費用について明確にして、さてこの工事費をどういうふうにするか。一般的には所有者、持っている人がそれを取りかえるというのが原則だと思いますけれども、その辺も含めて、本田団地の人たちが、ただ公共下水が来るで待っておればよいという問題では実はないと思います。

最初の質問です。

その今の汚水管ですね、道路内の汚水管、これの処理する費用について、早急に金額を出して団地の人と検討すべきだということをお伺いするのが第1問の質問です。

以下は質問席で質問させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

本田団地の汚水処理につきましては、各家庭のトイレの汚水を集中浄化槽で処理しております。その処理施設は本田団地の住民の皆様方の共有財産でもありまして、本田団地下水処理施設組合にて自主管理されております。

そして、公共下水道が整備された場合、不用になった埋設下水道管を撤去または閉塞処理するためには費用が必要になります。この費用につきましては、組合での負担になることは、本田団地の施設組合長、また連合会長様と何度かお話をさせていただいております。また、金

額につきましては、施工方法や業者によりまして異なります。個人の負担が必要になるかどうかにつきましては、組合内で話し合ってくださいこととなりますが、行政が説明できるものではないと考えております。

ただ、しかしこのことは専門的な知識やそういったことが必要になりますので、既設管の撤去や閉塞の施工方法、業者選定など、いろいろなことにつきまして、引き続き市としましても御相談に乗りまして一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、回答とさせていただきます。以上です。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 今までそういう具体的な数字が出ていなかったということで、その必要性を、今ちょっと要するというふうに私はとりました。ぜひ進めるべきだと思いますね。

それで、今おっしゃったように専門的なことになるので、具体的に見積もりできる設計者とかなコンサルとか、そしてコンサルに依頼すれば、それは設計・見積もりが出ますから、そのコンサル事業を紹介するとか、またはその費用についての相談とか、具体的に進めないと、これは今、今までの答弁で、この公共下水道がどうなるかという部分は、私はあえて今回は言いませんけれども、今度の地元の説明会での決定であれすると思いますけれども、やるやらないは関係なく、私は早く進めなければいけないと思います。

といいますのは、想像以上に何億という、１億以上のお金がかかるときに、本田団地の人たちは高齢者の方が多いので、いや、そんなにかかるんだったら、もう自分、このままで死ぬまでいいやという話も出るかもわからない。つまり、団地の人たちがどういう意向を持っているかというのを確認を早急にするということが、本田団地のこの集合的に、公共下水道工事的にやるのか、または個別浄化槽でやるかということも並行して考えないといけないなあという、ある程度方向を早く出すべきだと思うんですけども、再度、そういう意味でこれは早く進めるといふような意向を持っておられるか、もう一度確認でお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 当市としましては、今、汚水処理に関しましては、公共下水道でいくというのが一番市にとって未来にとってもいいということで進めていきたいと思っておりますので、その中で御相談とかがあればその御相談に乗って一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 公共下水道工事が進むということになっても、今ある汚水の道路埋設の

分は組合さんの持ち物ですから、廃棄処分の費用がかかりますので、これはいずれにしても住民の方の負担になるわけですから、その金額をあらかじめお伝えしておくのは行政としてのやっぱりアドバイスであり、公共下水をやる場合には絶対必要だと思いますので、私は早急にお伝えすべきだと再度要望しておきます。

じゃあ、次の質問で、待機児童のことでお伺いします。

何人かの議員さんが待機児童について質問をされておられました。私は、この待機児童がなかなかなくなる、ゼロにならない原因というのは、担当の課長さんにもお聞きしまして、保育士さんがなかなか集まらないと。例えば特に補助職員の、朝7時半から保育園の場合は始まります、7時半から11時半という時間帯、そして夕方3時から7時までの時間帯の保育士さんがなかなか集まらないと。調べてみますと、今、時間給が、補助職の時間給、私の調べだと1,020円というふうに把握していますけれども、きょうの答弁の中で若干、1,059円という答弁もあったかと思えますけれども、まずちょっとその辺を確認しましょう。どちらでしたっけ。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えいたします。

時間給のことだけの御質問というふうで捉えております。

時間給は、現在、瑞穂市は7時間45分の勤務でございますので、換算しますと保育士の時給は1,053円ということと解釈をしております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） その金額について、次にちょっと聞く前に、今、現状として、施設のキャパとしては受け入れる面積はあるんだけど、介護の職員が確保できないから待機してもらっているという事例はあるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、別府保育所においては、今、東棟を今改修して、そこに来ていただくということは今計画しているということは説明しております。ほかの保育所においても、昨年从中保育所の改修とかいろいろやってきました。本田第2の改修もやってきました。そういう中で、例えばゼロ歳児の子だと、ゼロ歳児3人に対して1人の保育士をつけなきゃいけない、1・2歳だと6人に1人の保育士をつけなきゃいけないということで、スペースは例えば1人、2人入れることができて、保育士が確保できないことによってその子たちが受け入れられないという事実があります。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ありがとうございます。

それで、この時間帯の保育士さん、女性の方が多いかと思いますが、朝、女性としては家事とか、夕方に家事があるときに、あえてその時間帯に補助職として出るというのは大変つらいものがありますよね。そういう意味で、ある議員も言うておられましたけれども、今、保育士さんの給料というのは全体的に低いと。もっとこれは、だって将来を担う小さい子供を預かってお世話をするという大事な仕事、やはりこれは国がやらなければ、私は瑞穂市単独でもこの金額をもっと上げるべきだと思います。これは市長、いかがですか。これは市長の判断によりますので。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居さんが言われました朝7時半から11時半、また3時から7時ということで、本当にお母さん方がお忙しい時間に保育士さんを採用していくという時間帯になろうかと思いますが、その辺につきましての金額といえますか、いわゆる時給の関係につきましては、先ほど、現在、私のほうでは1,053円で保育士の雇用のほうをしておるところでございますが、今後も他市の実情とか正職員との給与バランスを勘案しながら、また考えていく必要もあろうかとは考えております。

現在、国のほうもいろんな形で、安倍首相も言うておりますし、けさほどの松野議員の御質問もあったところでございますので、そういった国の動きも勘案しながらまた考えていきたいとは思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 他市を参考にとというのは、実は、今、瑞穂市のPRのことがいろいろの議員から言うていました。もし、今岐阜県下で待機児童が瑞穂市だけという、こう出ています。これを逆手にとって、市単独で時間給をアップして、そうしたらこの待機児童がぐっと減ったというのが実現できたら、全国から、おお、瑞穂市、ちょっと視察に行くかというのが来ますよ。他市じゃなくて、瑞穂市は限られた予算をどこに使うかというまさにその部分で、今必要なところに限られた財源を使うという実例を示すいい時期だと、絶好の機会だと思います、よく考えて。市長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 確かにいいアイデアだと思いますし、まさにそういったことに一遍正面から向かって考えてみたいとは思いますが、いろんな制約もございますので、それと同時にキャパの問題も実はございますので、双方全体的に眺めながら考えてみたいと思います。今ここで即答できるような状況ではございませんが、それも考える余地があるということで考えています。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） キャパのお話は先ほどちょっとお聞きしましたように、キャパでスペースがあるという保育園、または年齢も、子供たちのがあるので、キャパがあるところで、じゃあスタッフがいれば解消できるという事例はもう早急に対応していただきたいと思います。前向きに考えていただきたいと思います。

首を振っておられますので、じゃあもう一度、ちょっと疑問がありますか、市長。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 首を振ったとか振らないとか、そういうところじゃなしに、率直にまた考えてみますということで御理解くださいませ。決して、まだ私もその中身がわかっていない部分があるわけですから、そういった意味から調べ直さなきゃいけない部分がございますので、今ここで即答できる状況ではございません。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 中身がわかっていない、残念な言葉です。県下で瑞穂市だけに待機児童があるというのを、部局からの、部長会を聞いてみえると思いますので、中身がわかっていないというのは、ちょっと私としては……。

〔発言する者あり〕

○４番（鳥居佳史君） じゃないですか。ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

そして、１つ認定こども園のことで、今、瑞穂市に１個ありますけれども、認定こども園の長所と短所を簡単に説明していただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設で、保護者の働いている状況にかかわらず、３歳から５歳の児童は全て教育と保育を一緒に受けられます。また、保護者が働かなくなったなど、就労の条件が変わった場合でも通い入れた園を継続して利用でき、入所・退所による環境の変化がもたらす児童への負担を軽減することができるといことで、特に長所はありますが、短所は特にはないと思っておりますし、現在の認定こども園の運営についても教育委員会としても研究しておりまして、いろんなところに視察も行っております。次世代育成支援対策協議会等、各審議会でもよく検討していただいて、施設整備の方向づけをしていくようこれから進めていこうと考えております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 私も、認定こども園は大いに利用者側としても非常に使いやすくていい制度だと思いますので、積極的に認定こども園、新設する場合はそれを考えられたらいいと思

います。

次に、協働推進課の設置についてを質問します。

瑞穂市の第2次総合計画実施計画の45ページに、平成29年度に、仮称でありますけれども、協働推進課の設置が明記されています。平成29年4月設置。準備のほうはどのような状況でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの協働推進課の設置についてお答えします。

（仮称）協働推進課の設置については、議員御指摘の第2次総合計画策定前の平成27年10月になされましたまちづくり基本条例推進委員会の第2次総合計画に係るまちづくり推進プランについての答申に基づきまして、重点施策の中の主な施策としてされているものでございます。

今は、行政も市民の生活も多様化しており、それで複雑化もしております。これにより、発生する課題も多様でありまして、複雑になっているのが現状でございます。そのような中で、審議会の委員など、市民の行政への参画に加えて、例えば河川クリーン活動のように行政の活動を市民と協働していく、また地域の祭りのように市民の活動を行政と協働していくことは、問題意識や、時には価値観の一致をもたらしたり、課題の解決に有効であると考えております。

現在、市の組織においても、校区活動、自治会連合会、地域包括ケア等、各部署において参画・協働が少しずつ進んでおり、各部署において事業を進めながら参画・協働を行っていくことは、今後も継続していかなければならないものと考えております。しかしながら、これらの状況の情報を集約したり、協働や参画の基本的な考え方を提示したり、あるいは市の組織同士の、行政や市民や関係団体とのつながりをスムーズにする役目を担うのが、御指摘の協働を推進するセクションと考えております。

市の組織全体のことではございますが、現在、組織体制に対する現状、課題、改善、連携方法案などの調査を各課に依頼しているところでありますので、御理解を願いたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 私もまちづくり推進条例制定の委員会で条例にかかわったメンバーとして、この報告書が推進委員会から出ています。それが手元にあつて、この報告にも、一元的に推進する組織体制の建築が急務であると、今部長がおっしゃったような認識のもとで、急務ということでそれを受けて動いておられると思いますけど、29年度中に設置するということのめどについてはどうでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 今お答えしたこととまた重複するかもしれませんが、現在調査中でございますので、その内容を見て考えていきたいと思っておりますのでお願いしたいと思えます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4 番（鳥居佳史君） いろんな部分で、きのう、きょうの一般質問の中で、住民の皆さんの協働というところが、いろんなところでかかわってきたと思います。ぜひこのまちづくり推進課というのは、その母体と、中心となる、核となるところかと思うので、この29年度を死守するという意気込みでもって取り組んでいただきたいなあと思います。

それで、このまちづくり基本条例、そしてこの協働のことなんですけれども、先ほどくまが議員もちょっと言っていました。この瑞穂市市民協働事業提案制度というのが市民団体から出されていますけれども、例えばこういう制度を運用する云々についても、このまちづくり推進課が当然中核になると思います。

まず、この提案制度について、部長はどのように思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 市民協働型の提案制度ということでございますが、私もいろんなことで研究をしながらまた進めていきたいと、考えを一つにしていきたいとは思っております。私もその提案された方から書類を少し見せていただきましたので、その辺を考えてまたやっていきたいとは思っております。

〔4 番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4 番（鳥居佳史君） まちづくり推進を、一生懸命市民の方からこんなふうにしてやりたいというアプローチはそんなにないことですから、ぜひ正面に受けとめていただき、一緒にぜひやりましょうよということで、場合によっては提案された市民団体の方と意見交換をして、協働推進課の設置とともに何とか実現できるように前向きに検討して、29年度中にやっていただきたいと思いますね。

そういう住民、市民の方と一緒にまちづくり等をやっていくという動きが、実は所信表明で市長が、18歳、19歳の選挙数がこの県下で唯一一番ふえているという所信表明がありましたけれども、実はその中に、投票率が瑞穂市は低いというところをどう改善するかというところをぜひ聞きたかったんですけれども、このまちづくり推進課というのは、設置することでこの投票率のアップに大いにつながると思いますが、この投票率のアップについて、市長、どのように思いますか。今の現状、県下では非常に下から数えて二、三番だという投票率。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ほかで御質問にお答えしたのとよく似ておりますが、最近、この瑞穂市へ引っ越してこられる方々、移住・定住される方、割と集合住宅よりはおうちをお持ちの方が来ておられるケースが多いんです。おうちをお持ちの方は、やはりこの瑞穂、ここに愛着も当然持たれると思います。それと同時に、ここのまちづくり、そしてここの政治、そういったことにも必ず愛着、そして関心を持ってこられる。それと同時に、このまちにこうなってほしいという、ますます思いも高ぶると思います。そんな方々がこれから投票に参加していく、そういったことになってくるわけですので、私はある程度は投票率は上がると思っております。

ただし、この岐阜県の中で、同じく年齢的に、一番平均年齢の若いまちです。ということは、その平均年齢の中の一部に、学生さんとか本当に若い方がいっぱいおられます。ですから、すぐに上がるとは思えない部分もございますが、ただ住民の方々が、ここに自分の本当の生涯のところ、そういった瑞穂ということで見定めてきておられる方々もこれからはふえていくと思います。そういった意味からも、私は投票率は上がっていくと見ております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） この瑞穂市が人口ふえている理由は何でしょうか、市長。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず交通の利便性だと思います。そして、これからはばらくたてば、やはり住まれていた方々が、いいまちだなあという認識、そういったことを体験、経験していただければ、あとはそこで瑞穂市の評価も変わってくると思いますが、今は便利さ、利便さ、やはりそういったことだと思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） そうですね、便利だから住まう。

というと、今の市長の答弁で、ある程度上がるという根拠は何ですかと改めて聞きます。便利で住みやすい、便利だから住むだけなんです。投票率はなぜ上がると思うんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 簡単に申しまして、やはり皆さんがここにおうち、そして家庭を持たれるんです。ということは、このまちを大事にしなきゃいけない、このまちの政治に参加しよう、このまちづくりに参加しようという機運もおのおの方々が高まっていくというふうで期待しております。その期待を込めて、投票率が上がると思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） これ以上言いませんけれども、投票率が上がる、だから市民がまちづくりに参加できる、協働のまちづくりが瑞穂市は進んでいると、こんなまちだったら投票率は上がりますよ。自分もまちづくりに参加できるんだと。だから、推進課はぜひ必要なんです。ぜひ進めていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

穂積駅前の再開発のことですね、圏域応援ステーション、駅周辺拠点化構想策定ということで、藤井企画監からプロポーザルをするということで、これは非常に私もそれはいいアイデアでよかったなあと考えております。

それで、私、そのプロポーザルの要綱をちょっと拝見させていただいて、そのプロポーザルの要綱は非常にいいと思います。しっかりして、これは中を詰めていただきたいと思いますけれども、ちょっと懸念の部分があるんですね。それは、1つはスケジュール的に非常にタイトだなあと。来年の3月までに成果品を出さなきゃいけないと。成果品もかなり中身は濃いものである、その中に地元の人たちの声を本当に聞いてということは藤井政策企画監もよくおわかりのところで、地元との対話を段階も重ねながらやっていって3月にまとめるというのは結構厳しいかなと思うんですけれども、その辺はいかがに、どのようにお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御指摘の年度内にできるかどうかということについてお答えいたします。

この構想につきましては、行政だけでは策定は困難なことや、市民の方々の意見を取り入れてよりよいものとしたいということ、それから実現性の高いものとしたいということから、自治会の方々、あるいは市民の方、大学、商工会、道路関係者の方々を協議会のメンバーとしてやっていきたいと考えております。

また、プロポーザルの中では、当然年度内にできるということから、スケジュールについても出していただきます。その中で、本当にできるのかどうか、そういったことを評価して業者選定に参りたいと思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 第一に住民の声をよく反映していただくということで、プロポーザルの中でその辺を考慮されると。場合によっては、その参加者の中で、3月には無理かもわからないけれども、まず住民の声をまとめ上げるのを最優先するというぐらいことを言う提案者のほうが見込みがあるかなあというふうに思うんですけれども、期限について、その補助金等の関係があるかもわからないんですけれども、絶対厳守というふうに捉えないといけないんですか。多少その辺は、ここで漏れないというのを前提にして、やっぱり市民がこれだったらとい

うものを一番にやっぱり出すべきだと、期限に縛られるよりむしろ思うんですけども、その辺、藤井さんのお考えはいかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） ただいまの御質問でございますが、この事業につきましては、国のほうから昨年度の予算ということもあり、年度内に完成しなければならないと思っております。

そういった中で、やはり私どもといたしましても、そういった期限もあるんですけども、やはり市民の方々の意見を聞いて、よりよいものをつくっていきたい。そういったことから、市民の皆様に御迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、いろいろ御協力いただきながら年度末までに完成したいというふうに思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） 第２の指摘、私がちょっと懸念される内容は、継続性の問題なんですね。プロポーザルの要綱にもその辺はうたってありまして、円滑に次年度の具体的な取り組みにつなげていくための土台づくりということで、これは大事なところだと思うんですね。この３年度までにできて、これで終わりじゃなくて、この駅前の計画というのは本当に長期の問題ですから、たたき台としてこれが本当にベースになって使えるというのが、つまり継続性、その辺も作成していく中でぜひ注意して目を配っていただきたいなあと思います。

そして、もう１つ、穂積駅の議論をすると必ず駅の移転というのが話題に、ある人は必ず出します。私は、駅の移転の可能性について、やっぱり一度きちっと市民の方に理解してもらおう。できるならできる、できんならできん。できるんだったら、その方向、可能性も示す。いずれにしても、その駅の移転の議論が今回で終止符を打てるぐらいの内容のものを検討してまとめるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御指摘のとおり、駅の移転につきましては過去からいろいろ議論されているというふうにお聞きしております。そういった中で、今回の駅につきましても、皆様に説明して、結論が出るかどうかわかりませんが、そういった駅がどうなるかなんかということ、いろいろ市民の方々と意見を取り交わしたいというふうに思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 駅前の構想、議員も言っておられますよ、非常に今回いい機会ですので、これを土台にまとめていただきたいと思います。

そして、最後、木造住宅の耐震補強工事補助率について質問させていただきます。

私も市内の木造耐震診断を実際にやってきたものでありますけれども、平成15年から今までの耐震診断の相談件数が、事務局さんというか担当課に聞きましたら176件なんですね。そのうち、実際に耐震補強工事を実施したのは45件で25%、4件に1件の方しか実際に補強工事をしておられないんですね。それは、私は実際に実務をやっていて、なぜしないか、それは簡単です。耐震補強工事は結構お金がかかっちゃうんです。平均で大体200万ぐらいはかかっちゃうんですね。そうすると、今、県・市の補助率ですと、大体200万ぐらいですと83万の補助金が出るんですね。117万は自己負担なんです。大体その耐震補強を診断される方は高齢者のみでお住まいの方が非常に多いんです。そうすると、もう年金暮らしで100万円以上の出費はともちょっとできんと。悩んで悩んで、やっぱり工事できないわという人が多いんですね。

それで、本来ならば耐震診断を、これは無料で今できますので、例えば176件の方がされて、多くの方は耐震工事まで本当はしたいんですよね、したくて診断を申し込まれている。やはりそういう人たちの身の安全を守るという意味で、耐震補強工事を多くの方が、希望される多くの方が実施できるように、私はこの補助率を瑞穂市単独でも上げるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員が御紹介のとおり、無料耐震診断が176件、そのうち補強工事につながったというのが45件というような状況でございます。市内にはまだ4,200戸、耐震化が必要だというような住宅があるというふうで把握しております。

国・県・市を合わせた補助金というのは、平成28年度からは、工事費が120万を超える場合、一般補強である1.0補強で最大101万1,000円と、また実は25年度から27年度までの加算があったものが減っておるような状況でございます。0.7補強という簡易補強につきましては、最大84万円というところでございます。

過去5年間の木造住宅の耐震補強工事の実績を見てみますと、工事費の平均額は、先ほど議員がおっしゃったように216万7,000円、そのうちの自己負担分というのは128万6,000円だというふうなデータが出ております。

議員が御提案されているのは、この耐震住宅補強工事をさらに取りかかりやすくして、その促進を図るべきではないかという御提案だと思います。そういった意味で、自己負担額を例えば一律50万というようなことも、住宅の耐震診断に係る評点が違う建物を耐震化するための対策方法、規模によって工事費に差ができることはやむを得ないということで、一定の公平性を保つため、現在の国・県・市のルールに沿った形で補助することが適切ではないかというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） また同じ議論になりますけれども、本当に他の市町村と国の法令に基づいてというのが一般ですけれども、瑞穂市としてオリジナルというか、実情は自分の家を強くしたいという、多くいらっしゃるという、じゃあできるだけ応えようじゃないかと。財源が要ります。また、ここで財源の優先順位という話なんです。この高齢者でお住まいのお二方の住宅を耐震補強工事、ぜひ進めるということが非常に優先順位としては高いと思いますけれど、市長、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 高齢である部分とか、それと各市町、それから県・国、いろんなところからもう1つ情報をとってからやっぱり考えてみたいと思いますので、まずはそういった情報が必要かなあと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 情報をとってというのは、情報はもう今部長がおっしゃったとおりなんです。それ以下でも以上でもなくて、もう明確なんです。つまり、首長として、高齢者の安全、防災に、両方ともいろいろ出ましたけれども、そういう市民の要望、命・安全を守るという視点で、優先順位にしてどうなのかということをお聞きしたい。どうぞ、もう一度。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） やはり公平性というのも必要でございますので、当然公平性の中にあって順位として、先ほどの例えば給食費のこともそうですが、さまざまなことでその順位、そういったこともしっかりと考えた上でそれを行うべきだと思いますので、しっかりと調べるのが前提だと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） おっしゃられる公平性という部分で、国が言っていることと同じことをやっているのが公平だということ。

じゃあ、どういうことを言っておられるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 高齢の方、それからそれぞれのおうちの例えばその耐震に対する考え方、それから実際の実態、そういったことをしっかりと調べた上で順序づけ、そしてしっかりとその方々にも説明できるように、あなたの住宅はこうこうですよ、だからこうなんですよとしっかりとした説明をできる、そういったことの順序も当然ありますし、何も私、そのことで高齢の方々をむげにしているとか、そんな気持ちはさらさらありません。そんな気も持ってもいません。ただ、同じ高齢の方の中でもまた順位が当然あるでしょうし、そういったしっかり

とした見定め、これが必要だと思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居住史君） 公平という部分では、市内一律にある基準でやるということで決めることが公平性を欠けるということとはとても思えません。どうでしょうか。一律に、瑞穂市は、特にそういう高齢者の方の住まいの希望者の方は、公平に、他の市町村、国よりも手厚く補助しますよという、これが公平性を欠くとは思いませんけれども、いずれにしましても、防災のことを盛んに議論されて、防災マップとかそういう話も大事ですけども、各個人で自分の命を、自分の住宅をどうやって守ろうかというふうに真剣に考えていらっしゃる方に、これはきちっと応えるべきだと私は思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

そして、市長の所信表明の中でもう一度、防災のことで、所信表明で触れられておりました。ハードの部分、そしてソフトの部分。その防災の部分で、ソフトの部分というのはどういうふうのことを言っておられますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） これはまさに非常に多岐にわたりますが、とにかく安全に、やはりこれだと思います。いかに早くそこから救出できるか、また例えばそのことだけでなしに、せんだってのメディカカードの件でもそうですが、本来であればこの方は救われたんじゃないかということがいっぱいあると思います。そういった中であって、なぜ救えなかったのかと後悔のすることのないようにするのが私たちのせめてもの務めだと思っております。私はそう思います。ですから、本来、あの方は救えたんじゃないかと、そういった後悔が生まれないように、前もってできる限りの手法を考えておく。また、そのための、例えば道路でもそうです、それぞれの建物に対する案内もそうかもしれません。それから、先ほどの、昨日のメディカカードの件もそうかもしれません。やはり、そのように先に手が打てるのであれば、こうじゃないかということにまず手を尽くせるんだったら尽くしておきたい。ただし、それにも順序があるということとは御理解くださいませ。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居住史君） 私は、ソフトというのは、住んでいる方々の日ごろの意思疎通、コミュニケーション、これを確保することが一番ソフトで大事なことだと思います。ぜひその部分を、防災に対して必要だという認識でもって、いろいろ小学校区ごとの自治会の活動というお話があります。一連の関連です。その部分を多くの市民の方に認識していただいて、隣近所、自治会の中で、自治会活動に積極的に参加できるような自治会が、自治会の状況を変えると、つまりそれがコミュニティが変わるということですけども、これがいざというとき、震災があっ

たとき、一番強いんですと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まさに、本当にそのとおりだと思いますし、そのように、今、社会福祉協議会の動き、それから我々の自治会に対する自治会活動の動き、かなりそのような方向に向けてはおりますし、なおかつ向いていると思いますが、ただなかなか歩みが、鳥居さんがおっしゃられるところまで行っていないかもしれませんが、その方向に向けてやっていることは事実だと思いますし、何も私、そのことに欠けているようには思っておりません。かなり自治会の方々も動いてもらっています。社会福祉協議会も動いてもらっています。かなり方向的には向いておると思いますが、そんなに欠けているでしょうか。私は、かなり本当に民生委員の方々も動いてくれていると思っております。そのように私は認識しておりますし、なおかつ民生委員の方々も、これからまだまだ努力をしていただけるものだと私は思っております。

〔４番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） 実際に自治会の皆さんの、そのコミュニティーの成熟度合い、これは認識の違いですごく対応が変わってきます。ある程度進んでいるという認識であるか、今のままではまだまだ足りないという認識であるのかでは、全くその行政サイドの対応が変わってきます。ぜひ全庁で、今の各自治会のコミュニティーは、今市長がおっしゃられるような認識なのか、ぜひもう一度議論していただきたいと思います。私は、まだまだ足りないと思っています。なぜなら、自治会長をやる人がいない、自分から自治会長をやるよという人がいない、これはいろいろな事情があるでしょう。これ一つとっても、コミュニティーがやっぱり成長していないと思いますね。このコミュニティーを高めるには、今の状況はなかなか難しいので、いろいろ辺の方策はあると思いますので、それはこれからまた私もいろいろ質問させていただきたいと思います。

時間、もう少しで、最後、この２日間の皆さん、全議員さんの一般質問等を通じて、やっぱりやらなければならないなあという事業はいっぱいあるなあという、実感として私は感じました。そして、優先順位は執行部の方、そして議会等で議論していくと思いますけれども、これからの、企画部長も財政の見通しをおっしゃられました。収入については、今まで横ばい、多分これからも横ばいか下がるでしょうね。多く右肩上がり、またはふえるということはなかなか考えにくい。出るほうは、今回の一般質問の中で、いろんな方の提案で、それぞれ財源が必要なものばかり。必ずふえるのは、社会保障費、医療費、介護で、子育て関係もお金がかかります。そして、貧困者への手当ても要ります。限られた財源をいかに使うか、これからずっと議会と一緒に行政の方も十分議論して必要なところに使うべきだなあと強く感じて、きょうの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） これで4番の鳥居佳史君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

また、傍聴においでいただきました方、最後までありがとうございました。

散会 午後5時53分